

# 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第60回） 議事次第

令和5年9月29日（金）  
14：00～16：00  
永田町合同庁舎7階特別会議室

（議 事）

## 1. 開会

## 2. 令和5年度の評価について

- ・ 特例措置番号413  
救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
- ・ 特例措置番号709（710, 711）の一部  
特産酒類の製造事業
- ・ 特例措置番号712  
清酒の製造場における製造体験事業
- ・ 特例措置番号1010  
地方競馬における小規模場外設備設置事業
- ・ 特例措置番号816  
学校設置会社による学校設置事業

## 3. その他

## 4. 閉会

（配布資料）

資料1-1 令和5年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

資料1-2 今年度の本委員会における評価・調査のスケジュール(案)

資料2 規制の特例措置の関連資料

資料2-1 特例措置番号413の関連資料

資料2-2 特例措置番号709（710, 711）の関連資料

資料2-3 特例措置番号712の関連資料

資料2-4 特例措置番号1010の関連資料

資料2-5 特例措置番号816の関連資料

資料3 構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期について

参考資料1 評価・調査委員会委員名簿

参考資料2 構造改革特別区域基本方針（評価・調査委員会関連部分抜粋）

## 令和5年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

関係府省庁	特例措置番号	特定事業の名称	措置区分	特例措置の概要	認定件数 (第60回認定まで)	過去の評価時期	評価時期	審議
総務省	413	救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業	省令	緊急度・重症度が著しく低い場合には救急自動車1台及び救急隊員2人により救急隊を編成することができる。 (限られた人員の中で救急需要に対応できる体制の構築が期待でき、重症・重篤な疾病者に対する現場到着時間を短縮し救命率の向上が図られる。)	1件	初評価 (平成21年度のニーズ調査により予定していた評価を行わなかったため)	令和5年度	評価・調査委員会
財務省	709 (710,711)	特産酒類の製造事業	法律	地域の特産物である農作物等を原料とした単式蒸留焼酎又は原料用アルコールを製造しようとする者が、製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を適用除外とする。	7件	令和元年度	令和5年度	評価・調査委員会
財務省	712	清酒の製造場における製造体験事業	法律	清酒の製造免許を受けている者が、その地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、税務署長の承認により、当該施設内に設ける体験製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす。	5件	初評価	令和5年度	評価・調査委員会
文部科学省	816	学校設置会社による学校設置事業	法律	株式会社が学校を設置することを可能とする。	23件	令和4年度	令和5年度	評価・調査委員会
農林水産省	1010	地方競馬における小規模場外設備設置事業	告示	場外馬券発売所の設置に関する審査について、一定の要件が満たされると都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置承認基準を満たしたものとみなす。	1件	初評価 (平成20年度のニーズ調査により予定していた評価を行わなかったため)	令和5年度	評価・調査委員会

## 令和5年度の評価・調査委員会における評価・調査のスケジュール(案)

時期	評価
4月	
5月	本委員会
6月	
7月	評価・調査委員会委員 改選
8月	
9月	本委員会 ○調査票の審議
10月	○調査の実施 ○調査結果のとりまとめ
11月	
12月	↓
1月	
2月	本委員会 ○評価意見のとりまとめ
3月	↓ 対応方針の本部決定

※上記は現時点のスケジュールであり、今後、変更・追加がありうる。

## 特例措置番号413の関連資料

- ① 特例措置の評価・調査経緯 . . . . . 1
- ② 関係府省庁の調査票案【審議事項】 . . . . . 4
- ③ 評価・調査委員会の調査票案【審議事項】 . . . . . 9
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1 . . . . . 23
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル . . . . . 24
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 . . . . . 27

# ①特例措置の評価・調査経緯

## 救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業（413）

### <これまで>

救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならない。

特例として、救急業務の実施に支障がない場合は、救急自動車1台及び救急隊員2人によることができるが、その条件は、傷病者を医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、かつ、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗している場合に限られる。

構造改革特区の活用

### <関係法令等>

消防法施行令第44条第1項

消防法施行規則第50条

### <取り巻く環境の変化>

救急隊の出動件数が増加傾向にある中、軽症事案を取り扱い中に同一地域で発生した重篤な事案に対して救急救命処置の開始が遅れるなどの事例が発生。

緊急度・重症度が著しく低い場合には救急自動車1台及び救急隊員2人により救急隊を編成することができる。  
(限られた人員の中で救急需要に対応できる体制の構築が期待でき、重症・重篤な疾病者に対する現場到着時間を短縮し救命率の向上が図られる。)

### <主な要件>

以下の措置等を行える体制が確立されていること。

- 緊急通報受信時における傷病者の緊急度・重症度の適切な識別。
- 救急自動車1台及び救急隊員2人により出動し、救急現場において不測の事態が生じた場合に、予め定めた基準及び要領に基づく3人以上の救急隊員による速やかな措置。
- 通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師による通信指令員及び救急隊員に対する指導又は助言。

認定計画数：1件（累計）  
1件（令和5年8月末現在）

### ◎実際の取組事例

～横浜救急改革特区～（平成20年3月認定）実施主体：横浜市

横浜市では救急件数が増加傾向にあり、多発する救急要請の重複で救急隊が不在となる「空白地域」が発生していた。

特例措置を活用し、救急事案の多発・重複等に対応できる救急隊が不在となる状況を解消し、早期の救命処置を開始することにより、現場到着の時間を約4割短縮するなど、救命率向上を図っている。



## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成21年 (H22.2.4)			ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価を行わないこととした。(詳細は次頁)
令和3年 (R3.11.25)			認定地方公共団体の状況等を踏まえて、令和5年度に評価を行うこととした。

# 平成21年度ニーズ調査結果

## 特定事業の設置経緯

### 提案者のこれまで(提案者:神奈川県横浜市)

横浜市は、近年、救急件数が増加傾向にあり、救急要請の重複により救急救命処置開始が遅れるなど、「救える命も救えない」という問題が生じていた。このため、救急隊編成の弾力的運用を行い、救急隊が迅速に対応できない状況を解消することで、救命率向上を図るべく提案した。

### 構造改革特区

## 特例措置の概要

傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合には、下記要件により、救急自動車1台及び救急隊員2名による救急隊の編成が可能となる。

## 特定事業の実施

### 特定事業の実施状況

- ・現在の認定状況:1件(提案者のみ)横浜市【よこはま救急改革特区】
- ・横浜市では平成20年10月～21年3月の間に2,627回(全体の4%程度)の特例413による出動を行った。主な症例は軽易な頭部外傷、腹痛、発熱、鼻出血などで、多くが自立歩行可能なものであった。
- ・傷病者の状態に応じた救急隊等の弾力的な運用による定量的な効果としては、緊急度が高い場合は、救急隊に加えて、救命活動隊、消防隊等を出動させることにより、最も緊急度の高い識別時の現着時間が平成19年比で約0.8分短縮された。また、救急隊出動中の区域に重複して救急事案が発生した場合、同区域に待機していた救命活動隊が同時に出動することにより、現着時間が救急隊よりも短縮した事例が1,100件あり、平均約2.7分現着時間を短縮した。
- ・定性的な効果としては、緊急度・重症度が高い傷病者に対して、より迅速な対応を行うことができるようになった。また、救急現場に投入する人員も増えたことにより、個々の活動が分担され、より迅速、確実に対応することができ、職員の労務負担軽減にもつながっている。

## 特例措置の更なる実施の可能性

### その他ニーズの状況

#### 調査の概要

- ・東京消防庁及び横浜市以外の政令指定都市18市(平成22年度移行予定の相模原市を含む)に対してアンケート調査を実施。
- ・活用したいという回答は無く、活用したいができない5件、活用するつもりはない14件であった。

### 主な意見など

活用が進まない理由としては、緊急度・重症度を識別するシステム導入、医師を司令室に常駐させるための負担が大きく、現状では費用対効果が判断できない、市民に対し救急車の適正利用を促す普及啓発が先決と考えている、などであった。

### 今後の実施増加の見込み

### 今後の実施増加の可能性は、小さい。

- 本特例措置の活用が進まない理由としては、以下の意見があった。
- ・市民に対し救急車の適正利用を促す普及啓発が先決と考えている。
  - ・緊急度・重症度を識別するシステム導入、医師を司令室に常駐させるための負担が大きい。
  - ・現状では人的資源の効率活用や救命率向上の費用対効果が判断できない。

②関係府省庁の調査票案

令和5年度調査の概要

1. 関係府省庁名	総務省
2. 特例措置番号	413
3. 特定事業の名称	救急隊の編成基準の特例適用の拡大による 救急隊編成弾力化事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業の実施状況について</li> <li>・特定事業を実施できていない場合又は実績が少ない場合、その原因について</li> <li>・規制の特例措置の実施に支障がないかについて</li> </ul>
②	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子メール</li> <li>・ヒアリング</li> <li>・現地調査(必要に応じて)</li> </ul>
③	調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定地方公共団体</li> </ul>
④	実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票の配布 令和5年 10 月</li> <li>・調査票の回収 令和5年 11 月</li> <li>・調査結果とりまとめ 令和5年 12 月</li> </ul> <p>※必要に応じ、ヒアリング又は現地調査を実施</p>

構造改革特区（救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業）の  
実施状況に関する調査票

【記入上の注意事項】

- この調査は、構造改革特別区域の認定による「救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業」（以下「特区制度」という。）の実施状況等を把握し、今後の当該事業のあり方を検討するために実施するものです。
- 回答に当たっては、令和5年9月1日現在の状況を記載してください。

1 貴市において、特区制度を運用していない地域等がありましたら、その地域等及び運用していない理由を教えてください。

2 貴市において、これまで特区制度の運用地域の拡大又は縮小を行ったことがありましたら、その経緯及び拡大又は縮小を行った理由を教えてください。

3 貴市の救急出動件数、救急搬送人員及び特区制度運用実績を教えてください。

	救急出動件数 (件)	救急搬送人員 (人)	特区制度運用実績	
			出動件数 (件)	搬送人員 (人)
平成25年				
平成26年				
平成27年				
平成28年				
平成29年				
平成30年				
令和元年				
令和2年				
令和3年				
令和4年				
認定以後 累計				

- 4 特区制度の運用実績が少ない場合（救急出動件数又は救急搬送人員に占める特区制度運用実績の割合が低い場合）、その理由を教えてください。

--

- 5 傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合、特区制度を活用し、救急自動車1台及び救急隊員2名で救急隊を編制することができますが、当該場合に該当するにもかかわらず、通常の救急隊の編成（救急自動車1台及び救急隊員3名以上）で救急出動したことがあれば件数を教えてください。

また、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合において、特区制度を活用し、救急自動車1台及び救急隊員2名で救急隊を編制して救急出動したものの、救急現場で不測の事態が生じたことにより、あらかじめ定めた基準及び要領に従って、3人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施したことがあれば件数を教えてください。

	傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合に該当はするが、通常の救急隊の編成で救急出動した件数（件）	傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合において、救急自動車1台及び救急隊員2名で救急隊を編制して救急出動したものの、救急現場で不測の事態が生じたことにより、あらかじめ定めた基準及び要領に従って、3人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施した件数（件）
平成25年		
平成26年		
平成27年		
平成28年		
平成29年		
平成30年		
令和元年		
令和2年		
令和3年		
令和4年		
認定以後 累計		

6 傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合、特区制度を活用し、救急自動車1台及び救急隊員2名で救急隊を編制することができますが、当該場合に該当するにもかかわらず、通常の救急隊の編成（救急自動車1台及び救急隊員3名以上）で救急出動したことがある場合、特区制度を活用しなかった主な理由を教えてください。

--

7 傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合において、特区制度を活用し、救急自動車1台及び救急隊員2名で救急隊を編制して救急出動したものの、救急現場で不測の事態が生じたことにより、あらかじめ定めた基準及び要領に従って、3人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施したことがある場合、救急現場で生じた不測の事態について、主なものを教えてください。

--

8 傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合、特区制度を活用し、救急自動車1台及び救急隊員2名で救急隊を編制することができますが、当該場合に該当することのほか、貴市において救急自動車1台及び救急隊員2名で救急隊を編制するための条件等がありましたら教えてください。

--

9 これまでの特区制度の実績等を踏まえ、改善すべき点や今後における課題等がありましたら教えてください。

--

10 その他、特区制度に対するご意見等がありましたら教えてください。

### ③評価・調査委員会の調査票案

#### 調査計画の概要

特例措置の番号	413
特例措置の名称	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
措置区分	省令
過去の評価時期	— (H21: ニーズ調査の結果、評価を実施しないこととした。)

#### 1. 過去の評価結果の概要

当初評価予定であった平成 21 年度時点において、本特例を適用した特区計画の認定件数は、提案者である横浜市に関連する計画（横浜市【よこはま救急改革特区】）の 1 件のみという状況を踏まえ、特例措置に関するニーズ調査（対象：東京消防庁及び横浜市以外の政令指定都市 18 市（平成 22 年度以降の相模原市を含む））を実施した。その結果、

- ・本特例措置を「活用するつもりがない」との回答が約 7 割、
- ・本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由として、「特例措置による費用対効果が判断できない。」「救急搬送された傷病者が「軽傷」と判断された割合が低率」との回答が約 7 割、という結果のため、今後の実施の可能性が小さいことから、予定していた評価を実施しないこととした。

その後、新たな特例措置の活用実績は無いものの、関係省庁とともに改めて評価時期の検討を行い、令和 3 年 10 月 6 日の評価・調査委員会において取りまとめられた意見を踏まえ、令和 3 年 11 月 25 日に構造改革特別区域推進本部長決定として、当該特例措置の評価時期を令和 5 年度とした。

#### 2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

(本年度が最初の調査)

#### 3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用により地域活性化につながる社会的経済的効果（救急自動車の適正利用・救急車両整備費用の削減）
- 2 名体制で出動するための安全対策（コールトリアージの実施・不測の事態に備え 3 人以上の救急隊員による出動体制の整備・通信指令管制業務を行う施設に医師を配備する体制整備）の要件に関する内容。

#### 4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

(本年度が最初の調査)

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会  
令和5年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票1**と**質問票2**により構成されています。
- ・ **質問票1**は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票2**は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

**質問票 1**（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

貴地域の基礎情報をご記入ください。

⇒回答欄 1

Q 2

認定された特区計画についてご記入ください。

⇒回答欄 2

Q 3

現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる／実施している
2. 予定どおりに進んでいる／実施している
3. 予定より遅れている／実施できていない

⇒回答欄 3

Q 4

本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒回答欄 4

Q 5

構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。  
（任意）

⇒回答欄 5

⇒ **質問票 1** は以上です。**質問票 2** へ進んでください。

## 回答票 1

Q 1. 基礎情報	
自治体名	
担当部署	
担当者名 (フリガナ)	
電話番号	
メールアドレス	

Q 2. 特区計画について	
特区計画の認定日 (当初)	
計画変更認定日 (複数回変更している場合は全て)	
特定事業の名称・番号	
特区の名称 (計画書本体の「構造改革特別区域の名称」に記載したもの)	

Q 3. 現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか (実施していますか)。あてはまるものを1つだけ選んでください。		
1. 予定より進んでいる／実施している	⇒	回答欄
2. 予定どおりに進んでいる／実施している		
3. 予定より遅れている／実施できていない		

Q 4. 本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください (1と2は重複回答可)。		
1. 計画当初から期待していた効果が発現している	⇒	回答欄
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している		
3. 発現していない		
4. わからない		
「4. わからない」を選択した場合はその理由・内容についてご記入ください。		

Q 5. 構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。(任意)

⇒ **質問票 1** は以上です。**質問票 2** へ進んでください。

**質問票 2** (各規制の特例措置毎に異なる質問項目)

特定事業番号	4 1 3
特定事業名	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
特定事業の内容	①119番通報時における緊急度・重症度の識別(トリアージ)が適切にでき、②不測の事態には、3人以上の救急隊員による速やかな措置ができ、③医師による指示・助言を行う運用体制が常時確立していること等を前提として、緊急度・重症度が著しく低い等の条件を満たす場合には、救急自動車1台につき救急隊員2人による救急隊の編成を可能とする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目Q1～Q5までの回答を地方公共団体においてご回答ください。

次に、**質問票 2**にあるQ6に進んでください。

**Q 6**

平成30年度以降の出動回数をお答えください。(特例措置413の対象となった出動回数及び総出動回数)また、特例措置413を活用した出動の事例(症例も含む)及び特例措置413を活用した出動の中でPMA連携やMA連携をして出動した回数・事例(症例も含む)も併せてご回答ください。

⇒ 回答欄6

**Q 7**

Q6でご回答いただいた特例適用の出動回数の実績について、計画通りでしょうか。その要因を具体的に記載してください。

⇒ 回答欄7

**Q 8**

平成20年の区域計画に、今後の体制整備のスケジュールの記載がありましたが、区域認定後から昨年度までの体制整備の状況や保有車両の状況、整備体制に係る経費の状況などを下記年度毎ご教示ください。

⇒ 回答欄8

Q 9

特例措置 413 の対象となることで、1 回の出勤コストの削減額を試算しましたか。試算された場合は、出勤コストの算出方法を含めてご回答ください。

⇒ 回答欄 9

Q 1 0

コールトリアージのプログラム開発にかかった費用及び年間の保守等がかかる経常経費をご回答ください。また、可能であればシステムの開発事業者をご回答ください。

⇒ 回答欄 1 0

Q 1 1

通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師について、どのような勤務体制（シフト）で勤務をしているのか、勤務体制及び待機医師の人数をご回答ください。また、医師は医師会等から派遣協定等により派遣してもらっているのか、市独自で医師を雇用しているのかなど雇用形態や、常駐に必要な年間費用を教えてください。

⇒ 回答欄 1 1

Q 1 2

特例措置 413 を活用の際、通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師から指示・助言を受けて要救護者の対応した事例はありましたか。また、事例があった場合は、どのような症状で、どのタイミングで医師から助言を受けているのかなどの詳細を具体的にご回答ください。

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 3

特例措置 413 を活用して 2 名体制で出勤後、不測の事態（救護者の容態が急変した等）が発生した事例はありますか。不測の事態が生じた場合は、その具体的な内容と対応をご回答ください。また、2 名体制で出勤した際の不測の事態を想定した具体的な体制を併せて教えてください。

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 4

特例措置 413 を活用して 2 名体制で出勤後、病院から消防署へ引き上げる途中に別件で 3 名以上での出勤が必要な救急対応が生じる場合を想定した具体的な対応策を教えてください。また、その対応策を要した事例があれば、具体的な内容と対応をご回答ください。

⇒ 回答欄 1 4

Q 1 5

コールトリアージの際には2名で出動可能であったが、地方公共団体の適切な判断の結果（交通量の多い交通事故等が発生しやすい場所や医学的な問題以外の事情により危険が生じると考えられる場所等）、3名以上で出動したことはありますか。出動したことがある場合、その回数と具体的な事例をご回答ください。

⇒ 回答欄 1 5

Q 1 6

特例措置 413 を地域住民に周知する方法（広報誌やイベントでの広報活動など）や救急車の適正利用を促す啓発活動を教えてください。また、周知後に地域住民から意見や要望などがあれば併せてご回答ください。

⇒ 回答欄 1 6

Q 1 7

本事業は、救急体制や救急行政にどのようなメリットがありましたか。（重篤患者への適切な人員の配置、現着時間〇分短縮、救急自動車よりもミニ消防車や救命活動車の導入に伴い整備費用が減り財政的負担が軽減した等）様々な面から具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 7

Q 1 8

Q 1 7でご回答いただいたメリット（効果）は計画通り発現していますか。その要因についても具体的にご回答ください。

⇒ 回答欄 1 8

Q 1 9

本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、関連する法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。

⇒ 回答欄 1 9

Q 2 0

識別プログラムの緊急度・重症度識別の正確性について課題があると、平成 21 年度ニーズ調査で回答をいただいております。また、令和 5 年 4 月に実施した事前調査の際に、平成 21 年度以降大幅な救急需要の増加により、救急情勢が変化しているため、効果的な方法を検証し、対応していくと回答をいただきました。本特定事業を実施するにあたり、現在の課題・問題や今後の検証スケジュールの予定等について具体的にご回答ください。

⇒ 回答欄 2 0

Q 2 1

令和 5 年 4 月に実施した事前調査の際に、求められる救急活動が高度化し、現在安全管理や交通事故防止を徹底する万全な救急体制で運用しており、時間を要するコールトリアージを縮小していると回答がありました。今後のコールトリアージの運営方法の方向性をご回答ください。

⇒ 回答欄 2 1

Q 2 2

仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、どのようなことが考えられますか。特に以下に示す観点から具体的にご回答ください。

- ・ 貴自治体以外で実施しても、効果・問題等が発生するか
- ・ 特区として先行して実施してきた貴自治体にどのような影響（メリット・デメリット）があるか

⇒ 回答欄 2 2

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

## 回答票 2

**Q 6. 平成 30 年度以降の出動回数をお答えください。(特例措置 413 の対象となった出動回数及び総出動回数) また、特例措置 413 を活用した出動の事例(症例も含む)及び特例措置 413 を活用した出動の中で PMA 連携や MA 連携をして出動した回数・事例(症例も含む)も併せてご回答ください。**

(単位: 回)

年度	特例適用の出動回数	左記の回数のうち、PMA 連携や MA 連携の出動回数	総出動回数
平成 30 年度	回	回	回
令和元年度	回	回	回
令和 2 年度	回	回	回
令和 3 年度	回	回	回
令和 4 年度	回	回	回

【特例適用時(1台2名体制)の搬送事例(どのような症例だったかも含め、ご回答ください)】

【特例適用時(PMA 連携・MA 連携)の搬送事例(連携体制やどのような症例だったかも含め、ご回答ください)】

**Q 7. Q 6 でご回答いただいた特例適用の出動回数の実績について、計画通りでしょうか。その要因を具体的に記載してください。**

特例適用の出動回数の実績(あてはまるものを1つだけ選択)		回答欄
1. 計画通り 2. 計画より多い 3. 計画より少ない	⇒	
上記回答の具体的要因		

**Q 8. 平成 20 年の区域計画に、今後の体制整備のスケジュールの記載がありました。区域認定後から昨年度までの体制整備の状況や保有車両の状況、整備体制に係る経費の状況などを下記年度毎ご教示ください。**

体制整備 (単位：隊)	平成 20 年度末 (2008 年度末)	平成 22 年度末 (2010 年度末)	令和元年度末 (2019 年度末)	令和 4 年度末 (2022 年度末)
1 台 3 人	隊	隊	隊	隊
2 台 4 人 (救急自動車とミニ消防車)	隊	隊	隊	隊
2 台 4 人 (救急自動車と救命活動車)	隊	隊	隊	隊
ミニ消防車のみ (救急自動車配置署所以外の署所)	隊	隊	隊	隊
保有車両台数 (単位：台)	平成 20 年度末 (2008 年度末)	平成 22 年度末 (2010 年度末)	令和元年度末 (2019 年度末)	令和 4 年度末 (2022 年度末)
救急自動車	台	台	台	台
ミニ消防車	台	台	台	台
救命活動車	台	台	台	台
救急隊員の数 (単位：人)	平成 20 年度末 (2008 年度末)	平成 22 年度末 (2010 年度末)	令和元年度末 (2019 年度末)	令和 4 年度末 (2022 年度末)
救急隊員の数	人	人	人	人
上記救急隊員のうち ハイブリット職員の数	人	人	人	人
体制整備に係る費用 (単位：円)	平成 20 年度末 (2008 年度末)	平成 22 年度末 (2010 年度末)	令和元年度末 (2019 年度末)	令和 4 年度末 (2022 年度末)
人件費	円	円	円	円
人材養成費	円	円	円	円
車両購入費	円	円	円	円
車両維持費	円	円	円	円
その他（その他にかかる費用を 教えてください。）				

**Q 9. 特例措置 413 の対象となることで、1 回の出動コストの削減額を試算しましたか。試算された場合は、出動コストの算出方法を含めてご回答ください。**

(単位：円)

試算の有無	有 ・ 無
特例措置活用時のコスト削減額 (算出方法もご回答ください。)	円 (算出方法： )

**Q10. コールセンターのプログラム開発にかかった費用及び年間の保守等にかかる経常経費をご回答ください。また、可能であればシステムの開発事業者をご回答ください。**

開発経費	円
経常経費（年間）	円
開発業者	

**Q11. 通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師について、どのような勤務体制（シフト）で勤務をしているのか、勤務体制及び待機医師の人数をご回答ください。また、医師は医師会等から派遣協定等により派遣してもらっているのか、市独自で医師を雇用しているのかなど雇用形態や、常駐に必要な年間費用を教えてください。**

【勤務体制及び待機医師の人数】

【雇用形態】

【常駐に必要な費用（年間）】

- ・ 人件費
- ・ 〇〇費
- ・ . . .

**Q12. 特例措置 413 を活用の際、通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師から指示・助言を受けて要救護者の対応した事例はありましたか。また、事例があった場合は、どのような症状で、どのタイミングで医師から助言を受けているのかなどの詳細を具体的にご回答ください。**

医師から助言を受けて対応した事例	有 ・ 無
------------------	-------

【（有の場合）症状や助言タイミング等の詳細】

**Q 1 3. 特例措置 413 を活用して 2 名体制で出動後、不測の事態（救護者の容態が急変した等）が発生した事例はありますか。不測の事態が生じた場合は、その具体的な内容と対応をご回答ください。また、2 名体制で出動した際の不測の事態を想定した具体的な体制を併せて教えてください。**

不測の事態の発生の有無	有 ・ 無
【不測の事態が生じた事例の内容と対応策】	
【2 名体制時の不測の事態に備えた体制】	

**Q 1 4. 特例措置 413 を活用して 2 名体制で出動後、病院から消防署へ引き上げる途中に別件で 3 名以上での出動が必要な救急対応が生じる場合を想定した具体的な対応策を教えてください。また、その対応策を要した事例があれば、具体的な内容と対応をご回答ください。**

【特例措置活用後、引き上げる途中に 3 名体制での救急対応が必要となる場合を想定した具体的な対応策】	
上記対応策を要した事例	有 ・ 無
【対応策を要した具体的内容と対応内容】	

**Q 1 5. コールトリアージの際には 2 名で出動可能であったが、地方公共団体の適切な判断の結果（交通量の多い交通事故等が発生しやすい場所や医学的な問題以外の事情により危険が生じると考えられる場所等）、3 名以上で出動したことはありますか。出動したことがある場合、その回数と具体的な事例をご回答ください。**

判断の結果 3 名以上で出動の有無	有 ・ 無
上記の出動回数	回
【上記の出動実績がある場合の具体的な事例】	

**Q 16. 特例措置 413 を地域住民に周知する方法（広報誌やイベントでの広報活動など）や救急車の適正利用を促す啓発活動を教えてください。また、周知後に地域住民から意見や要望などがあれば併せてご回答ください。**

【地域住民への周知方法等】

【地域住民からの意見・要望】

**Q 17. 本事業は、救急体制や救急行政にどのようなメリットがありましたか。（重篤患者への適切な人員の配置、現着時間〇分短縮、救急自動車よりもミニ消防車や救命活動車の導入に伴い整備費用が減り財政的負担が軽減した等）様々な面から具体的にご記入ください。**

**Q 18. Q 17 でご回答いただいたメリット（効果）は計画通り発現していますか。その要因についても具体的にご回答ください。**

メリットの発現について（あてはまるものを1つだけ選択）

- 1. 計画通り
- 2. 計画より多い
- 3. 計画より少ない
- 4. わからない（※メリットがわからない場合は、こちらを選択ください）

⇒

回答欄

上記回答の具体的要因

**Q 19. 本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、関連する法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。**

Q20. 識別プログラムの緊急度・重症度識別の正確性について課題があると、平成21年度ニーズ調査で回答をいただいております。また、令和5年4月に実施した事前調査の際に、平成21年度以降大幅な救急需要の増加により、救急情勢が変化しているため、効果的な方法を検証し、対応していくと回答をいただきました。本特定事業を実施するにあたり、現在の課題・問題や今後の検証スケジュールの予定等について具体的にご回答ください。

Q21. 令和5年4月に実施した事前調査の際に、求められる救急活動が高度化し、現在安全管理や交通事故防止を徹底する万全な救急体制で運用しており、時間を要するコールトリアージを縮小していると回答がありました。今後のコールトリアージの運営方法の方向性をご回答ください。

Q22. 仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、どのようなことが考えられますか。特に以下に示す観点から具体的にご回答ください。

- ・ 貴自治体以外で実施しても、効果・問題等が発生するか
- ・ 特区として先行して実施してきた貴自治体にどのような影響(メリット・デメリット)があるか

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

④評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1

番号	413
特定事業の名称	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第44条第1項、消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第50条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	消防法施行令第44条に規定する救急隊の編成の基準により、救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないが、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人をもって編成することができるが定められている。 これを受け、現行規定では、救急隊の編成の基準の特例として、消防法施行規則第50条において、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗している場合とすることが定められている。
特例措置の内容	<p>1. 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第2条第4項に規定する地方公共団体であって消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務を実施するものが、その設定する法第2条第1項に規定する構造改革特別区域内に設置する消防機関が、（1）～（3）に規定する要件をすべて満たし、かつ、救急業務の実施体制の一層の充実を図るため救急隊の弾力的な編成を行う必要があると認めて、法第4条第2項第2号に掲げる特定事業の内容として（1）～（3）に規定する要件に適合することを証する内容を記載し、かつ、当該要件に適合することを証する書類を添付し、同条第9項の規定による内閣総理大臣の認定（法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置された消防機関の救急隊の編成の基準の特例について、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第50条に規定する場合のほか、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合とすることができる。</p> <p>（1）緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的かつ自動的に識別するための仕組みを整備するとともに、通報を受けた時から出勤するまでの手順を確立していること。</p> <p>（2）（1）による識別の結果、1. に定める場合であるとあらかじめ認められ、救急自動車1台及び救急隊員2人により出勤した場合において、救急現場において傷病者の傷病の程度が当該識別の結果に比し重度であることが判明する等の不測の事態が生じた場合に、1. の特例措置に係る救急業務の実施に関しあらかじめ定めた基準及び要領に従って、3人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施することができる体制を確保していること。</p> <p>（3）通信指令管制業務を行う施設に医師を常時配置し、必要に応じて、医師が当該業務を行う消防職員及び救急業務に従事する救急隊員に対して直接指導又は助言を行うことができる体制を確保していること。</p> <p>2. 1. の規定は、1. の認定を受けた地方公共団体が、救急自動車1台及び救急隊員2人で出勤することにより、傷病者を搬送する上で危険を生ずるおそれがあると判断する場合については、適用しない。</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画及び添付書類により、上記「特例措置の内容」に記載されている1.（1）～（3）の内容により、その救急業務の実施において現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

#### 4 1 3 救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業

##### 1. 特例を設ける趣旨

救急需要の増大にともない救急隊の出動件数が増加傾向にある中、地域によっては、軽症事案の対処中に同一地域で発生した重篤な事案に対して救急救命処置の開始が遅れる等の事例が発生しています。このため、構造改革特別区域として救急隊の編成の基準について特例措置を設けることにより、救命率の向上を図るものです。

##### 2. 特例の概要

原則として、救急隊は、救急自動車 1 台及び救急隊員 3 人以上をもって編成しなければならないとされていますが、構造改革特別区域においては、当該区域内に設置された消防機関が以下の体制を確立していることを要件として、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合には、救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人による救急隊の編成を可能とするものです。

- ① 緊急通報受信時における傷病者の緊急度・重症度の適切な識別及び通報から出動までの手順
- ② 救急自動車 1 台及び救急隊員 2 人により出動した救急現場において、不測の事態が生じた場合に、あらかじめ定めた基準及び要領に従って 3 人以上の救急隊員による速やかな措置が実施できる体制
- ③ 通信指令管制業務を行う施設に常駐する医師による、通信指令員及び救急隊員に対する指導又は助言

##### 3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的かつ自動的に識別するための仕組み」及び「通報を受けた時から出動するまでの手順」の作成に当たっては、地域メディカルコントロール協議会等とも協力・連携し、緊急度・重症度の高い傷病者を低いものと誤認するリスク（アンダートリアージ）を極小化する等十分な検証及び分析を行った上で、当該仕組み及び手順（プロトコル）により、迅速かつ的確に傷病者の緊急度・重症度を判断できるようにすることが必要です。

- (2) 本特例は、消防法施行令第44条第1項ただし書に基づき、救急業務の実施に支障がない場合について定めるものであることから、たとえば、交通量が特に多く交通事故が多発する高速道路や一般自動車専用道路等、傷病者を搬送する上で医学的な問題以外の事情により危険が生ずると考えられる場所へ出動する場合など「救急自動車1台及び救急隊員2人で出動することにより、傷病者を搬送する上で危険を生じるおそれがあると判断する場合」については、地方公共団体の適切な判断により、原則どおり、救急自動車1台及び救急隊員3人以上で出動することを求めるものです。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

##### (1) 特区計画の認定申請者

特区計画の認定申請を行うことができる地方公共団体は、市町村又は地方自治法（昭和22年法律67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合であつて、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項による救急業務を実施する地方公共団体（すなわち、役場や消防団が搬送業務を実施する場合や他団体に事務委託している場合を除く。）に限ります。

##### (2) 構造改革特別区域の範囲

特区計画の区域の範囲は、原則として、認定に係る地方公共団体の全域とします。ただし、傷病者の搬送先である医療機関その他の場所が構造改革特別区域外であっても、構造改革特別区域内に設置された消防機関が搬送を行う場合については、同様に特例措置の適用を受けることが可能です。

##### (3) 特区計画の意義及び目標

本特例措置を活用することにより、

- ① 認定を受けた地方公共団体が設定する構造改革特別区域において、救命率の向上が期待できること
- ② 特例措置の適用により他の部隊に配置となった救急隊員の効果的な活用が図られること

を記載してください。

また、本特例措置の活用が救急業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことを明記した上で、従来の体制からの改善点及び達成目標を記載してください。

## 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

地方公共団体が設置する消防機関が、基本方針の別表1「特例措置の内容」に示す(1)～(3)の要件に適合することを証する以下の書類を添付してください。

- ① 緊急通報受信時に傷病者の緊急度・重症度の識別(トリアージ)を体系的かつ自動的に行う仕組みの仕様、当該仕組みの有効性を示す検証結果又は報告書及び当該仕組みに採用されているトリアージ基準等の書類
- ② 通報を受けた時から出動するまでの手順を示した要綱等の書類
- ③ 救急現場において不測の事態が生じた場合に3人以上の救急隊員により対応する際の手順等を定めた活動基準及び運用要領等の書類
- ④ 通信指令業務を行う施設に常駐し対応する医師の勤務体制及び活動体制等について記載した書類

また、参考書類として、地方公共団体において、本特例措置による救急業務の実施に関し、その適正な実施を確保すべく条例で措置を講じる場合は、当該条例(案)の写しを提出してください。

その他、認定に必須の書類ではありませんが、地方公共団体において発行している広報誌等についても、特例措置の適用に伴う住民への周知を確認するために可能な限り添付してください。

## 6. その他

認定に当たっては、現行規定により担保される安全性と同等の安全性が確認されること等を精査する必要があるため、認定申請を予定している場合は、できる限り早めに消防庁救急企画室まで御相談ください。

⑥規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	神奈川県	横浜市	よこはま救急改革特区	横浜市の全域	横浜市は、全国で初めて救急業務を開始した救急発祥の地であるが、近年救急件数は増加傾向にあり、多発する救急要請の重複で救命処置開始が遅れるなど、「救える命も救えない」状況にある。そこで、特例措置を活用し、119番通報時の緊急度・重症度識別により、「緊急度・重症度が低い」と判断された場合、救急自動車1台に救急隊員2名で出場するなど弾力的運用を行う。これにより、救急事案の多発・重複等に対応できる救急隊が不在となる状況を解消し、早期の救命処置を開始することにより、救命率向上を図る。	413	・救急隊編成の弾力化	第16回

## 特例措置番号709(710,711)の関連資料

- ① 特例措置の評価・調査経緯 . . . . . 1
- ② 関係府省庁の調査票案【審議事項】 . . . . . 3
- ③ 評価・調査委員会の調査票案【審議事項】 . . . . . 8
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1 . . . . . 18
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル . . . . . 20
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 . . . . . 23

# ①特例措置の評価・調査経緯

## 特産酒類の製造事業（特例措置番号709（710,711））

### <これまで>

酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。製造免許の要件の一つとして、製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が一定の数量に達しない場合は免許を受けることができない（最低製造数量基準）。

構造改革特区の活用

### <関係法令等>

酒税法第7条第2項

### <取り巻く環境の変化>

地域ブランドの果実酒等の販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大を図りたいという要請が増大してきた。

地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」という。）を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあっては適用除外、果実酒にあっては2k l、リキュールにあっては1k lとする。

### <主な要件>

○地方公共団体が、構造改革特別区域内において生産される農産物等であって地方公共団体の長が特産物として指定したものをを用いた特産酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けること。

○当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物（当該特区内において生産されたものに限る。）や水産物（当該特区の周辺の漁場において採捕・養殖されたものに限る。）等を原料として特産酒類を製造すること

認定計画数：

131件（累計）

127件（令和5年8月末現在）

【ほか3件は国家戦略特区で活用】



### ◎実際の取組事例

～自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区～（平成20年7月認定）実施主体：吉野川市  
吉野川市美郷地区は県内有数の梅産地であるが、安価な輸入青果による価格低迷、後継者不足等の問題が顕著化している。その一方で、同地区は、徳島市及び高松市から気軽に訪れる観光地という利点を持つ。

このため、生産現場を消費者自らが訪問できる環境づくりを進めることにより、「地域で生産し、地域に来て消費（購入）する」新たな地産地消モデルを構築し、生産者の顔が見える「安全・安心」な地元産梅を使用した梅酒をセールスポイントとして活用することで、新たな美郷ブランドを確立し、交流人口の増加及び地域経済の活性化を図る。

# これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
令和元年 (R2.3.27)	令和5年度に改めて評価を行う。	<p>評価・調査委員会による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・観光客の増加が見込まれ、地域のPRにつながっている</li><li>・原料を地域ブランドとする計画がある</li><li>・販売区域が限定されているので緩和を要望する</li></ul> <p>などの回答があった。</p> <p>関係府省庁の調査によると、酒税の納税申告実績は1件で、当該1件に期限後申告の問題があった。</p> <p>また、関係府省庁から、認定件数が増加した場合、税務執行のコスト上昇が課題となり得るとの見解が示された。</p> <p>関係府省庁としては、本特定事業の認定件数がまだ少なく、かつ、現時点で納税申告実績が1件のみであることから、全国展開による弊害の発生の有無について判断するのは時期尚早と考えているとのことであった。</p> <p>地域活性化部会の審議においては、現段階では全国展開による効果・弊害の判断には件数が少ないとしつつ、次のような意見・提言が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・税務行政コストは業務体制の工夫による節減の可能性があるのではないか。</li><li>・納税申告において発生した問題は、特定事業に起因するものであるかどうか精査するとともに、必要な防止措置を講ずべき。</li></ul>	関係府省庁及び事務局は、現在及び今後認定される特区における新たな弊害・効果の発生について引き続き情報収集すること。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は令和5年度に改めて評価を行う。

②関係府省庁の調査票案

令和5年度調査の概要

1. 関係府省庁名	財務省
2. 特例措置番号	709(710,711)
3. 特定事業の名称	特産酒類の製造事業の一部(単式蒸留焼酎及び原料用アルコールに関する事項)

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	<p>納税申告義務の不履行等の法令違反の発生が想定されることから、記帳義務等が適正に履行されているか、申告内容が適正か、納税が適正に行われているか等について調査を行うとともに、この特例の創設に伴い、構造改革特別区域内において、特例適用者以外の者による酒類の無免許製造が行われていないか確認する。</p> <p>また、執行コスト増大が想定されることから、税務執行コストの状況について検証する。</p>
②	調査方法	<p>特区の認定地域を所轄する国税局及び税務署(国税局等)に対し、特例適用者に対する調査・指導事績等の報告を求める。</p>
③	調査対象	<p>特区の認定地域を所轄する国税局等</p>
④	実施スケジュール	<p>調査票の配付 令和5年 10 月</p> <p>調査票の回収 令和5年 11 月</p> <p>調査結果の取りまとめ 令和5年 12 月</p>

## 特産酒類（単式蒸留焼酎又は原料用アルコール）特区に係る事務等の状況調査票

（調査対象期間：令和4年9月～令和5年8月）

局 署 名            ( \_\_\_\_\_ 国税局)            \_\_\_\_\_ 署

調査項目		調査内容	所要日数 (人/日)
1	免許場数等	_____ 場 ( _____ 者) ※令和5年8月31日現在の状況	—
2	集合指導等の状況	(概要)	
3	広報・周知活動等の状況	(概要)	
4	特産酒類特区に起因する非違等により実施した事務の状況  ※単式蒸留焼酎又は原料用アルコール製造が解禁されたものと納税者が誤認していたような事例があった場合には、必ず記載する。	(実施項目及び内容)	
5	特産酒類特区に関する事務の実施にあたり、事務の効率化に留意した点  ※随時・実地調査を含む。	(事務の区分及び内容)	

(注) 欄が不足する場合は、適宜修正の上、記載する。

特産酒類（単式蒸留焼酎及び原料用アルコール）製造免許者個別調査票

1. 製造者名等

製造者名	
製造場所在地	
免許年月日	
主たる事業	

2. 経営状況

(1) 直近2年間の収支（損益）状況 (単位：千円)

	令和3年分	令和4年分
売上(収入)金額		
売上総利益		
営業利益		
控除前所得金額		

(2) 免許取得後における経営状況の変化について

--

3. 酒税申告事績

3-1 単式蒸留焼酎に係るもの

(1) 直近2年間（会計年度）の申告状況 (単位：ℓ、千円)

	令和3年分	令和4年分
製造数量		
課税移出数量		
酒税額		

(2) 調査対象期間の申告状況（当初申告） (単位：ℓ、千円)

課税期間	R4年8月分	R4年9月分	R4年10月分	R4年11月分	R4年12月分	R5年1月分
課税移出数量						
酒税額						
期限内申告						
期限内納付						
課税期間	R5年2月分	R5年3月分	R5年4月分	R5年5月分	R5年6月分	R5年7月分
課税移出数量						
酒税額						
期限内申告						
期限内納付						

(3) 調査対象期間における修正申告の状況（調査に係るものを除く。）

課税期間	修正申告による納付税額	主な修正内容の概要

### 3-2 原料用アルコールに係るもの

(1) 直近2年間（会計年度）の申告状況 （単位：ℓ、千円）

	令和3年分	令和4年分
製造数量		
課税移出数量		
酒税額		

(2) 調査対象期間の申告状況 （単位：ℓ、千円）

課税期間	R4年8月分	R4年9月分	R4年10月分	R4年11月分	R4年12月分	R5年1月分
課税移出数量						
酒税額						
期限内申告						
期限内納付						
課税期間	R5年2月分	R5年3月分	R5年4月分	R5年5月分	R5年6月分	R5年7月分
課税移出数量						
酒税額						
期限内申告						
期限内納付						

(3) 調査対象期間における修正申告の状況（調査に係るものを除く。）

課税期間	修正申告による納付税額	主な修正内容の概要

### 4. 実地調査等の状況（調査対象期間：令和4年9月～令和5年8月）

調査年月日	主な非違項目	措置内容	調査日数 (人/日)

5. 個別指導の状況（調査対象期間：令和4年9月～令和5年8月）

指導年月日	主な指導項目	指導項目の概要	所要日数 (人/日)

6. 特記事項

(1) 所轄税務署から製造場までの距離及び所要時間

(2) 単式蒸留焼酎又は原料用アルコールの販売価格及び販売態様（宿泊客に提供、容器詰め販売等）

(3) 納税事績（期限後納付（分割納付）の有無、滞納事績の有無）

(4) その他製造者・製造場に関する固有の事情等

### ③評価・調査委員会の調査票案

#### 調査計画の概要

特例措置の番号	709 (710, 711)
特例措置の名称	特産酒類の製造事業の一部(単式蒸留焼酎及び原料用アルコールに関する事項)
措置区分	法律
過去の評価時期	H31(R1)

#### 1. 過去の評価結果の概要

平成31年度(令和元年度)の評価においては、

- ・評価・調査委員会の調査では、観光客の増加が見込まれ、地域のPRにつながっている、原料を地域ブランドとする計画があること等が確認された。
- ・関係府省庁による調査では、酒税の納税申告実績は1件で、当該1件に期限後申告の問題があったとのことであった。

評価・調査委員会では、現段階では全国展開による効果・弊害の判断には件数が少ないとしつつ、次のような意見・提言が出された。

- ・税務行政コストは業務体制の工夫による節減の可能性があるのではないか。
- ・納税申告において発生した問題は、特定事業に起因するものであるかどうか精査するとともに、必要な防止措置を講ずべき。
- ・本特定事業の他の酒類(果実酒、リキュール)や特定事業707(708)「特定農業者による特定酒類の製造事業」も含め酒税法関係の特定事業は地域振興としての意義が大きく、また特区固有の弊害は比較的少ないといえるのではないかと。

関係府省庁及び評価・調査委員会は、現在及び今後認定される特区における新たな弊害・効果の発生について引き続き情報収集することとし、その状況を踏まえ、令和5年度に改めて評価を行うこととされた。

#### 2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 関係府省庁から、認定件数が増加した場合、税務執行のコスト上昇が課題となり得るとの見解が示された。

#### 3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用実績(製造事業者数、製造施設数、製造数量等)、本特例措置の活用による経済・社会的効果(雇用の創出、産業への波及、住民のまちづくりへの取組意識の向上等)の発現を確認する。
- 本特例措置の活用により弊害(記帳義務、納税申告義務の不履行等)が生じていないかを確認する。

#### 4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 全国展開にあたっての影響(メリット面・デメリット面)
- (認定地方公共団体への質問) 特区内であれば製造免許を受けなくても特定酒類を製造できる等の誤認による違反事例の発生等を防止する観点から求められている、制度内容の広報等の手法

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会  
令和5年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票1**と**質問票2**により構成されています。
- ・ **質問票1**は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票2**は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

**質問票 1**（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

貴地域の基礎情報をご記入ください。

⇒回答欄 1

Q 2

認定された特区計画についてご記入ください。

⇒回答欄 2

Q 3

現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる／実施している
2. 予定どおりに進んでいる／実施している
3. 予定より遅れている／実施できていない

⇒回答欄 3

Q 4

本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒回答欄 4

Q 5

構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。  
（任意）

⇒回答欄 5

⇒ **質問票 1** は以上です。**質問票 2** へ進んでください。

## 回答票 1

Q 1. 基礎情報	
自治体名	
担当部署	
担当者名（フリガナ）	
電話番号	
メールアドレス	

Q 2. 特区計画について	
特区計画の認定日（当初）	
計画変更認定日 （複数回変更している場合は全て）	
特定事業の名称・番号	
特区の名称 （計画書本体の「構造改革特別区域の名称」に記載したもの）	

Q 3. 現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。		
1. 予定より進んでいる／実施している	⇒	回答欄
2. 予定どおりに進んでいる／実施している		
3. 予定より遅れている／実施できていない		

Q 4. 本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。		
1. 計画当初から期待していた効果が発現している	⇒	回答欄
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している		
3. 発現していない		
4. わからない		
「4. わからない」を選択した場合はその理由・内容についてご記入ください。		

Q 5. 構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。（任意）

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

**質問票2**（各規制の特例措置毎に異なる質問項目）

特定事業番号	709（710,711）
特定事業名	特産酒類の製造事業の一部（単式蒸留焼酎又は原料用アルコールに関する事項）
特定事業の内容	地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎又は原料用アルコールを製造しようとする者が、これらの酒類の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（単式蒸留焼酎10キロリットル、原料用アルコール6キロリットル）を適用除外とする。

まず、**質問票1**にある共通質問項目Q1～Q5までの回答を地方公共団体においてご回答ください。

次に、**質問票2**にあるQ6に進んでください。回答する際に、Q12～Q15は、実際に事業を行う事業者からご意見を聴取の上、地方公共団体においてご回答ください。

**Q6** <認定地方公共団体への質問>

単式蒸留焼酎または原料用アルコールの製造事業、製造施設数、製造数量（また、それに対する製造期間）を具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄Q6

**Q7** <認定地方公共団体への質問>

本事業は、地域にどのようなメリットがありましたか。（観光客の増加、農業者の増加等）また、それらのメリットの中には、全国的な規制改革ではなく、特区であるがゆえのメリットはありますか。様々な面から具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄Q7

**Q8** <認定地方公共団体への質問>

Q7で回答いただいたメリット及び特区であるがゆえのメリットについて、仮に全国的な規制改革（特区だけではなく全国で本事業が実施可能となる）が行われた場合、どのような影響があると考えられますか。メリット面、デメリット面を具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄Q8

Q 9 <認定地方公共団体への質問>

単式蒸留焼酎又は原料用アルコールに関連した新たな食品、加工品等の地域ブランドの開発・製造販売などの例がありましたら、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄Q 9

Q 10 <認定地方公共団体への質問>

本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。また、問題点等あれば、その改善策についてもご記入ください。

⇒ 回答欄Q 10

Q 11 <認定地方公共団体への質問>

特区に認定されたことで、特区内であれば製造免許を受けなくても特定酒類を製造できるといった誤認による違反事例の発生等を防止する観点から、制度内容の広報等を積極的に行うことが求められていますが、どのような広報等を行われましたか。具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄Q 11

Q 12 <実際に事業を行う事業者への質問>

本特例は、貴社（組織、団体等）にどのようなメリットがありましたか。（地域ブランド化、特産酒類の販売拡大等）また、それらのメリットの中には、全国的な規制改革ではなく、特区であるがゆえのメリットはありますか。様々な面から具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄Q 12

Q 13 <実際に事業を行う事業者への質問>

Q 12で回答いただいたメリット及び特区であるがゆえのメリットについて、仮に全国的な規制改革（特区だけではなく全国で本事業が実施可能となる）が行われた場合、どのような影響があると考えられますか。メリット面、デメリット面を具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄Q 13

Q 14 <実際に事業を行う事業者への質問>

特区計画・事業の推進にあたり、国の関係機関（税務署等）からは、どのような支援・協力が得られましたか。また、得られていますか。

⇒ 回答欄Q 14

Q 1 5 <実際に事業を行う事業者への質問>

本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。また、問題点等あれば、その改善策についてもご記入ください。

⇒ 回答欄Q 1 5

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

## 回答票 2

<認定地方公共団体への質問>

**Q 6. 単式蒸留焼酎または原料用アルコールの製造事業、製造施設数、製造数量（また、それに対する製造期間）を具体的にご記入ください。**

製造事業者数	製造施設数	製造数量（リットル）／製造期間
例：事業者 A	例：2 施設（イ、ロ）	例：・ イ施設 単式蒸留焼酎〇〇リットル 令和〇年〇月～令和〇年〇月 ・ ロ施設 原料用アルコール〇〇リットル 令和〇年〇月～令和〇年〇月

**Q 7. 本事業は、地域にどのようなメリットがありましたか。（観光客の増加、農業者の増加等）また、それらのメリットの中には、全国的な規制改革ではなく、特区であるがゆえのメリットはありますか。様々な面から具体的にご記入ください。**

地域にどのようなメリットをもたらしたか。

--

特区であるがゆえのメリットはあるか。

--

**Q 8. Q 7 で回答いただいたメリット及び特区であるがゆえのメリットについて、仮に全国的な規制改革（特区だけではなく全国で本事業が実施可能となる）が行われた場合、どのような影響があると考えられますか。メリット面、デメリット面を具体的にご記入ください。**

メリット面

--

デメリット面

--

Q 9. 単式蒸留焼酎又は原料用アルコールに関連した新たな食品、加工品等の地域ブランドの開発・製造販売などの例がありましたら、具体的にご記入ください。

Q 10. 本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。また、問題点等あれば、その改善策についてもご記入ください。

Q 11. 特区に認定されたことで、特区内であれば製造免許を受けなくても特定酒類を製造できるといった誤認による違反事例の発生等を防止する観点から、制度内容の広報等を積極的に行うことが求められていますが、どのような広報等を行われましたか。具体的にご記入ください。

＜実際に事業を行う事業者への質問＞

**Q12. 本事業は、貴社（組織、団体等）にどのようなメリットがありましたか。（地域ブランド化、特産酒類の販売拡大等）また、それらのメリットの中には、全国的な規制改革ではなく、特区であるがゆえのメリットはありますか。様々な面から具体的にご記入ください。**

貴社（組織、団体等）にどのようなメリットをもたらしたか。

特区であるがゆえのメリットはあるか。

**Q13. Q12で回答いただいたメリット及び特区であるがゆえのメリットについて、仮に全国的な規制改革（特区だけではなく全国で本事業が実施可能となる）が行われた場合、どのような影響があると考えられますか。メリット面、デメリット面を具体的にご記入ください。**

メリット面

デメリット面

**Q14. 特区計画・事業の推進にあたり、国の関係機関（税務署等）からは、どのような支援・協力が得られましたか。また、得られていますか。**

**Q15. 本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。また、問題点等あれば、その改善策についてもご記入ください。**

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

④評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1

番号	709(710, 711)
特定事業の名称	特産酒類の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 清酒 60キロリットル</li> <li>2 合成清酒 60キロリットル</li> <li>3 連続式蒸留焼酎 60キロリットル</li> <li>4 単式蒸留焼酎 10キロリットル</li> <li>5 みりん 10キロリットル</li> <li>6 ビール 60キロリットル</li> <li>7 果実酒 6キロリットル</li> <li>8 甘味果実酒 6キロリットル</li> <li>9 ウイスキー 6キロリットル</li> <li>10 ブランデー 6キロリットル</li> <li>11 原料用アルコール 6キロリットル</li> <li>12 発泡酒 6キロリットル</li> <li>13 その他の醸造酒 6キロリットル</li> <li>14 スピリッツ 6キロリットル</li> <li>15 リキュール 6キロリットル</li> <li>16 粉末酒 6キロリットル</li> <li>17 雑酒 6キロリットル</li> </ol>
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される農産物、当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該構造改革特別区域に含まれるものをいう。）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（以下この表において「特区内農産物等」という。）であって当該地域の特産物であるものをういた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場（以下この表において「特区内自己製造場」という。）において（1）から（4）までに掲げる酒類（以下この表において「特産酒類」という。）を製造しようとする者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特産酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定事業者」という。）が、当該（1）から（4）までに定める酒類の製造免許を申請した場合には、（1）又は（3）に掲げる酒類にあつては酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定を適用せず、（2）又は（4）に掲げる酒類にあつては同法第7条第2項及び第12条第4号の規定の適用については、同項第7号中「6キロリットル」とあるのは「2キロリットル」と、同項第15号中「6キロリットル」とあるのは「1キロリットル」とする。</p> <p>（1）酒税法第3条第10号に規定する単式蒸留焼酎（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※1）に限る。（3）及び（4）において「特産農産物等」という。）を主たる原料としたものに限る。） 同号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許</p> <p>（2）酒税法第3条第13号（二及びホ（同号二に掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。）を除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※2）に限る。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第13号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>（3）酒税法第3条第17号に規定する原料用アルコール（同条第10号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が特産農産物等を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機（同号イに規定する単式蒸留機をいう。）により蒸留したものに限る。） 同条第17号に規定する原料用アルコールの製造免許</p>

	<p>(4) 酒税法第3条第21号に規定するリキュール（酒類及び特産農産物等を原料の全部又は一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。） 同号に規定するリキュールの製造免許</p> <p>2. 上記の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第10号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（1）の酒類に限る旨の条件及び製造する酒類の数量につき酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するためのものとして財務省令で定める数量（※3）を超えない範囲内に限る旨の条件を、同条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（2）の酒類に限る旨の条件を、同条第17号に規定する原料用アルコールの製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（3）の酒類に限る旨の条件を、同条第21号に規定するリキュールの製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（4）の酒類に限る旨の条件をそれぞれ付することができる。</p> <p>3. 本特例措置の適用を受けて原料用アルコールの製造免許を受けた者は、当該製造免許に係る構造改革特別区域内に所在する自己の営業場若しくは製造場（当該製造免許を受けた製造場に限る。）において飲用に供する場合又は当該構造改革特別区域内に所在するホテル、旅館、酒場その他の営業場において酒類を飲用に供することを業とする者に対し、当該営業場において飲用に供させるために販売する場合を除き、その製造した上記1（3）の酒類を販売してはならない。</p> <p>4. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合又は本特例措置の適用を受けて原料用アルコールの製造免許を受けた者が上記3に違反した場合には、税務署長は、上記1（1）から（4）までに定める酒類の製造免許を取り消すことができる。</p> <p>5. 酒税法第7条第3項第2号（単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者について、同項第3号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者について、それぞれ適用しない。</p> <p>（※1）「特区内農産物等に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、風水害、干害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害（以下この表において「災害等」という。）により特区内農産物等（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。以下この表において同じ。）を原料として上記1（1）、（3）又は（4）の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該特区内農産物等を上記1（1）、（3）又は（4）の酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された農産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの、上記1の当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域以外の区域において採捕され若しくは養殖された水産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造された加工品で当該特区内農産物等と同一の種類ものをいう。</p> <p>（※2）「当該構造改革特別区域内において生産された果実に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、災害等により当該構造改革特別区域内において生産された果実（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。）を原料として上記1（2）の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を上記1（2）の酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実をいう。</p> <p>（※3）「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するためのものとして財務省令で定める数量」とは、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの間をいう。）ごとに、酒税法第7条第2項第4号に定める数量（10キロリットル）をいう。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

709（710，711） 特産酒類の製造事業

1. 特例を設ける趣旨

地域ブランドの単式蒸留焼酎や果実酒等の販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大に資するよう、地域の特産物を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」といいます。）を製造しようとする者が特産酒類に係る製造免許を申請した場合には、酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールについては適用除外とすることとし、果実酒又はリキュールについては引き下げることにするものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、特区内において生産される農産物、当該特区の周辺の漁場の区域内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（以下「特区内農産物等」といいます。）であって地域の特産物であるものを用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定を受けた特区計画に定められた本事業の実施主体である者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において特産酒類を製造するため、特産酒類に係る製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）の規定は、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあつては適用除外、果実酒にあつては2キロリットル、リキュールにあつては1キロリットルとすることとされます。

なお、特産酒類に係る製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 「特産酒類」とは、次の酒類をいいます。

- ① 酒税法第3条第10号に規定する単式蒸留焼酎（地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限ります。③、④において「特産農産物等」といいます。）（注1・注2）を主たる原料としたものに限ります。）
- ② 酒税法第3条第13号（ニ及びホ（同号ニに掲げる酒類に一定の植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限ります。）を除きま

す。)に規定する果実酒（地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（注1）で特区内において生産されたもの（注3）以外の果実を原料としたものを除きます。）

③ 酒税法第3条第17号に規定する原料用アルコール（単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が特産農産物等を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したものに限り。）

④ 酒税法第3条第21号に規定するリキュール（酒類及び特産農産物等を原料の全部又は一部としたものであって特区内に所在する自己の酒類の製造場において製造された酒類を原料としていないものに限り。）

（注1） 特区計画の規制の特例措置の内容には、地方公共団体の長が地域の特産物として指定したものである旨等を記載していただくとともに、当該指定の事実が客観的に認識できるもの（例えば、地方公共団体の長が地域の特産物として指定したものであることを証する書面や、そのことが明記されている当該地方公共団体ホームページの情報など）をお示しいただく必要があります。

（注2） 特区内農産物等に準ずるものとして、災害等により特区内農産物等を原料として上記①、③又は④の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該特区内農産物等を上記①、③又は④の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明（※）を受けた場合に限り。）は、当該特区外の地域において生産等された当該特区内農産物等と同一の種類のもが含まれます。

（※） 税務署長が地方公共団体の長に対して証明事項の確認を求めることがありますので、御協力ください（注3についても同様です。）。

（注3） 特区内で生産された果実に準ずるものとして、災害等により特区内において生産された果実（地方公共団体の長が地域の特産物として指定したものに限り。）を原料として上記②の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該特区内で生産された当該果実を上記②の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明（※）を受けた場合に限り。）は、当該特区以外の地域において生産された当該果実が含まれます。

（2） 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため、上記（1）①の特産酒類に係る製造免許については、製造する酒類の数量につき各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの間をいいます。）ごとに、酒税法第7条第2項第4号に定める数量（10キロリットル）を超えない範囲内に限る旨の条件が付される場合があります。

(3) 本特例措置の適用を受けて上記(1)③の特産酒類に係る製造免許を受けた者が製造した当該特産酒類は、当該特産酒類に係る製造免許を受けた者が特区内に所在する自己の営業場又は製造場（当該製造免許を受けた製造場に限りません。）において飲用に供する場合、特区内に所在するホテル、旅館、酒場その他の営業場において酒類を飲用に供することを業とする者に対し、当該営業場又は製造場において飲用に供させるために販売する場合を除き、販売することはできません。

この「販売」とは、対価を得て行われる譲渡をいうものであり、無償による譲渡はこれに含まれません。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

地方公共団体が特区に認定されることで、特区内であれば製造免許を受けなくても特産酒類を製造できるといった誤認による違反事例の発生等を防止する観点から、特区に認定された地方公共団体は、制度内容の広報等を積極的に行うようお願いします。

また、特産酒類に係る製造免許を受けた者が、酒税法の規定（酒税額等の申告・納付及び酒類の製造・移出等に関する記帳等（※））に違反すると、罰則の対象となり、製造免許が取り消されることもありますので、地方公共団体は、製造者が酒税法違反とならないよう留意してください。

（※）特区内農産物等を原料としていることを明らかにするため、記帳に当たっては、帳簿等に特産物である原料の仕入先や、原料の原産地を記載するほか、仕入先が発行する原料の原産地が記載された納品書等を保存等するよう地方公共団体において指導をお願いします。

地方公共団体は、上記3(1)①の特産酒類の製造事業について、実施主体の事業計画案（収支の見込み、所要資金の額及び調達方法並びにこれらの積算の根拠を記載した書類をいいます。以下同じです。）を確認し、酒税が適切に納税できる事業計画案となるよう、必要に応じて指導をお願いします。

#### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特区計画の策定及び変更に当たり、上記3(1)①の特産酒類について申請を行う場合には、本事業の実施主体の事業計画案を添付してください。

⑥規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	東京都	青ヶ島村	青酎特区	東京都青ヶ島村の全域	青ヶ島村は伊豆諸島最南端に位置する離島といった地理的特性により、独自の文化や習慣が育まれてきた。また近年は二重カルデラ構造の孤島という特異な地理的景観や星空観賞等、「日本の秘境」として注目を集め、来島者数は平成25年からの4年間で約4倍に伸びている。 島の自然に加えて、特区の活用により焼酎製造過程において副次的に生成されるアルコール度数約60度の原酒「初垂れ(はなたれ)」を「幻の焼酎」として青ヶ島内限定で提供することを新たな観光コンテンツとし、観光客の取り込みによる島の更なる観光産業の振興と焼酎産業の活性化、さらには地域農産物の利用拡大を推進する。	709(710,711)	・特産酒類の製造事業	第43回
2	静岡県	三島市	箱根西麓・三島焼酎特区	三島市の全域	三島市では、富士山の湧き水や箱根西麓三島野菜等の全国に誇る地域資源を活用した特産品の開発を推進しており、オリジナル焼酎に関しても、これまで市外の酒造会社への委託により開発・製造を行ってきた。 伊豆地域における2020年オリンピック・パラリンピック東京大会自転車競技開催の機会を生かしつつ、特例措置を活用し、原料生産から製造・販売まで一貫して地元で行う、より郷土色のある「地焼酎」を新たに開発することにより、本市の魅力向上・内外への発信を促進し、大会開催時期の来訪者増大をはじめ、大会後における継続的な観光交流人口の増加を図る。	709(710,711)	・特産酒類の製造事業	第43回
3	愛知県	碧南市	醸造のまち碧南焼酎特区	碧南市の全域	碧南市は、にんじん、たまねぎを始めとする野菜の生産や水産業(漁業、水産加工業)、畜産業が盛んであるほか、味噌やしょうゆなどの醸造業、三河コンロなどの良質な三河粘土を原料とした窯業といった伝統産業が根付いており、農商工業の調和がとれた産業構造となっているが、いずれも高齢化や後継者不足といった問題を抱えている。 地域の特産物を用いて醸造した焼酎を、地元食材や調味料を地元産コンロで調理した料理とともに提供することにより、来訪者の増加と滞在時間延長を図るほか、各産業における魅力向上、新たな事業展開により後継者問題の解消や新規就業者の増加を図る。	709(710,711)	・特産酒類の製造事業	第43回
4	三重県	多気町	多気町ほろよい焼酎特区	三重県多気郡多気町の全域	本町は、古くから農業が盛んに行われてきたが、現在は高齢化や後継者不足による生産農家の減少、耕作放棄地の増大など農業離れが懸念されている。そのような中、町内に食と憩いをテーマとした大型複合リゾート施設が開業予定であり、これを機に出店先の製造者とのコラボレーションによる商品開発、特例措置を活用した「味醂・焼酎」の醸造を行うなど、特産品であるお米の品質向上、生産価値を高め、地域ブランド品の作出など、この地域に根付く新たな産業の確立を視野に入れ、農業の様々な課題解決を図る。また、施設内には産直市場や地域食材を活用したレストランの出店もあり、地域の農産品の大きな販売・流通ルートとなるため、見込まれる多くの観光客へ魅力をPRし、多気町をはじめとした三重県南勢地域の活性化を図る。	709(710,711)	特産酒類の製造業	第52回
5	兵庫県	上郡町	上郡ワイン等農産品活用特区	兵庫県赤穂郡上郡町の全域	上郡町は、人口減少や農業の担い手不足、高齢化による耕作放棄地の増加などにより、町の地域活力の低下が懸念されている。 本特例措置を活用することにより、どぶろく、ワインなどの新商品の開発が可能となり、地域ブランド力の向上につながる。加えて、町内で栽培される農産品全体の六次産業化を促進することにより、地域活力の低下を防ぐとともに、関係人口の増加や移住・定住者、就農者の増加を目指す。	707(708) 709(710,711)	・特定農業者による特定酒類の製造事業 ・特産酒類の製造事業	第56回
6	鹿児島県	三島村	みしま村芋焼酎特区	鹿児島県鹿児島郡三島村の全域	南西諸島最北部の複数の離島で構成される三島村では、人口減少に歯止めをかけるため、社会増に繋がる定住促進策を展開し成果を上げているが、定住者の受入れには雇用の場の創出が必須である。 本村で生産される希少な品種のサツマイモは焼酎の原料として最適であり、従前、村外の醸造所に委託し焼酎を生産してきたが、即日完売の人気商品となっている。このため村営の焼酎酒造蔵を黒島に建設し、村内で焼酎を生産することにより、雇用の場の創出とサツマイモの生産量増加といった農業の活性化に寄与する。また見学可能な酒造蔵とし、村の観光スポットとしても活用することで新たな観光需要の喚起を行う。	709(710,711)	・特産酒類の製造事業	第43回
7	東京都	東京都	焼酎特区	檜原村の全域	檜原村内において生産される地域の特産物として指定された農産物(じゃがいも)を主たる原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準を適用せず、その製造数量が少量であっても酒類製造免許を受けることを可能にすることで、単式蒸留焼酎の製造を通して、地域ブランドを育成し、地域資源を活用した観光振興を図る。	709(710,711)	・特産酒類の製造事業	東京圏第24回※

※ 国家戦略特区で認定されておりますが、構造改革特区の特例措置になりますので今回調査対象とさせていただきます。(国家戦略特区法第10条第1項)

## 特例措置番号712の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 . . . . . 1
- ② 関係府省庁の調査票案【審議事項】 . . . . . 2
- ③ 評価・調査委員会の調査票案【審議事項】 . . . . . 7
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1 . . . . . 17
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル . . . . . 19
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 . . . . . 23

## ①評価対象となる規制の特例措置の概要

### 清酒の製造場における製造体験事業（特例措置番号712） （令和元年12月措置）

#### <これまで>

酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。既に清酒の製造免許を受けていても、別の製造場で清酒を製造する場合には、新たに免許を取得する必要がある。

構造改革特区の活用

#### <関係法令等>

酒税法第7条第1項

#### <取り巻く環境の変化>

廃校舎や道の駅等を利用した清酒の体験製造場を作ることによって地方創生や観光振興を図りたい、との要望が既存の酒蔵から出されている。

清酒の製造免許を受けている者が、その地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、税務署長の承認により、当該施設内に設ける体験製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす。

#### <主な要件>

- 実施主体が、当該特区内において、清酒の製造免許を受けていること。
- 清酒の体験製造場が、当該特区内に所在する地域の魅力の増進に資する施設内に設置されること。
- 特区認定後に、既存の製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けること。
- 一の清酒の製造場につき、一の体験製造場に限ること。

認定計画数：5件（累計）  
5件（令和5年8月末現在）

#### ◎実際の取組事例

～佐渡・学びの日本酒特区～  
（令和2年3月認定）

実施主体：佐渡市

農業経営者の高齢化と担い手不足等から農家戸数が減少傾向にあり、耕作放棄による農地の荒廃、地域活力の低下が進んでいる。これを克服し魅力ある地域づくりを進めるために、加工等による地場資源の高付加価値化、さらに観光産業等と連携しての販売促進やブランド化による6次産業化を行う。

島内外の参加者が学ぶ「学校蔵の特別授業」等の取り組みを行っている学校蔵において、主要農産物である米を原材料とする清酒の製造体験を実施し、地域の活性化を図る。



②関係府省庁の調査票等

### 令和5年度調査の概要

1. 関係府省庁名	財務省
2. 特例措置番号	712
3. 特定事業の名称	清酒の製造場における製造体験事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	<p>納税申告義務の不履行等の法令違反の発生が想定されることから、記帳義務等が適正に履行されているか、申告内容が適正か、納税が適正に行われているか等について調査を行うとともに、この特例の創設に伴い、構造改革特別区域内において、特例適用者以外の者による酒類の無免許製造が行われていないか確認する。</p> <p>また、執行コスト増大が想定されることから、税務執行コストの状況について検証する。</p>
②	調査方法	<p>特区の認定地域を所轄する国税局及び税務署(国税局等)に対し、特例適用者に対する調査・指導事績等の報告を求める。</p>
③	調査対象	<p>特区の認定地域を所轄する国税局等</p>
④	実施スケジュール	<p>調査票の配付                    令和5年 10 月</p> <p>調査票の回収                    令和5年 11 月</p> <p>調査結果の取りまとめ        令和5年 12 月</p>

## 清酒製造体験特区に係る事務等の状況調査票

(調査対象期間：令和4年9月～令和5年8月)

局 署 名 ( \_\_\_\_\_ 国税局) \_\_\_\_\_ 署

調査項目		調査内容	所要日数 (人/日)
1	免許場数等	_____ 場 ( _____ 者) ※令和5年8月31日現在の状況	—
2	集合指導等の状況	(概要)	
3	広報・周知活動等の 状況	(概要)	
4	清酒製造体験特区 に起因する非違等 により実施した事務 の状況	(実施項目及び内容)	
5	清酒製造体験特区 に関する事務の実 施にあたり、事務の 効率化に留意した 点  ※随時・実地調査を含 む。	(事務の区分及び内容)	

(注) 欄が不足する場合は、適宜修正の上、記載する。

## 清酒製造免許者個別調査票

### 1. 製造者名等

製造者名	
製造場所在地	
免許年月日	
主たる事業	

### 2. 経営状況

(1) 直近2年間の収支（損益）状況 （単位：千円）

	令和3年分	令和4年分
売上(収入)金額		
売上総利益		
営業利益		
控除前所得金額		

(2) 免許取得後における経営状況の変化について

### 3. 酒税申告事績

(1) 直近2年間（会計年度）の申告状況 （単位：ℓ、千円）

	令和3年分	令和4年分
製造数量		
課税移出数量		
酒税額		

(2) 調査対象期間の申告状況（当初申告） （単位：ℓ、千円）

課税期間	R4年8月分	R4年9月分	R4年10月分	R4年11月分	R4年12月分	R5年1月分
課税移出数量						
酒税額						
期限内申告						
期限内納付						
課税期間	R5年2月分	R5年3月分	R5年4月分	R5年5月分	R5年6月分	R5年7月分
課税移出数量						
酒税額						
期限内申告						
期限内納付						

(3) 調査対象期間における修正申告の状況（調査に係るものを除く。）

課税期間	修正申告による納付税額	主な修正内容の概要

4. 実地調査等の状況（調査対象期間：令和4年9月～令和5年8月）

調査年月日	主な非違項目	措置内容	調査日数 (人/日)

5. 個別指導の状況（調査対象期間：令和4年9月～令和5年8月）

指導年月日	主な指導項目	指導項目の概要	所要日数 (人/日)

6. 特記事項

(1) 所轄税務署から製造場までの距離及び所要時間

--

(2) 清酒の販売価格及び販売態様（宿泊客に提供、容器詰め販売等）

--

(3) 納税実績（期限後納付（分割納付）の有無、滞納実績の有無）

--

(4) その他製造者・製造場に関する固有の事情等

--

### ③評価・調査委員会の調査票案

#### 調査計画の概要

特例措置の番号	712
特例措置の名称	清酒の製造場における製造体験事業
措置区分	法律
過去の評価時期	—

#### 1. 過去の評価結果の概要

(本年度が最初の調査)

#### 2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

(本年度が最初の調査)

#### 3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用実績、経済的社会的効果（観光入込客数・宿泊数の増加、雇用機会の創出、売上拡大等）の発現を確認する。
- 本特例措置の活用による弊害（納税申告義務、記帳義務の不履行、税務当局の検査や調査による指摘事項等）の発生有無を確認する。

#### 4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

(本年度が最初の調査)

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会  
令和5年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票1**と**質問票2**により構成されています。
- ・ **質問票1**は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票2**は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

**質問票 1**（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

貴地域の基礎情報をご記入ください。

⇒回答欄 1

Q 2

認定された特区計画についてご記入ください。

⇒回答欄 2

Q 3

現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる／実施している
2. 予定どおりに進んでいる／実施している
3. 予定より遅れている／実施できていない

⇒回答欄 3

Q 4

本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒回答欄 4

Q 5

構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。  
（任意）

⇒回答欄 5

⇒ **質問票 1** は以上です。**質問票 2** へ進んでください。

## 回答票 1

Q 1. 基礎情報	
自治体名	
担当部署	
担当者名 (フリガナ)	
電話番号	
メールアドレス	

Q 2. 特区計画について	
特区計画の認定日 (当初)	
計画変更認定日 (複数回変更している場合は全て)	
特定事業の名称・番号	
特区の名称 (計画書本体の「構造改革特別区域の名称」に記載したもの)	

Q 3. 現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか (実施していますか)。あてはまるものを1つだけ選んでください。		
1. 予定より進んでいる／実施している	⇒	回答欄
2. 予定どおりに進んでいる／実施している		
3. 予定より遅れている／実施できていない		

Q 4. 本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください (1と2は重複回答可)。		
1. 計画当初から期待していた効果が発現している	⇒	回答欄
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している		
3. 発現していない		
4. わからない		
「4. わからない」を選択した場合はその理由・内容についてご記入ください。		

Q 5. 構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。(任意)

⇒ **質問票 1** は以上です。**質問票 2** へ進んでください。

**質問票 2**（各規制の特例措置毎に異なる質問項目）

特定事業番号	712
特定事業名	清酒の製造場における製造体験事業
特定事業の内容	特区内に所在する区域の魅力の増進に資する施設において、当該施設内に設けた清酒の製造体験事業を実施しようとする製造場と既存の製造場を一の製造場としてみなす。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1～Q 5 までの回答を地方公共団体においてご回答ください。

次に、**質問票 2**にある Q 6 に進んでください。回答する際に、Q 10～Q 18 は、実際に事業を行う事業者からご意見を聴取の上、地方公共団体においてご回答ください。

**Q 6** <地方公共団体への質問>

これまでに実施した製造体験事業における実施回数、1 回の製造体験に要する日数及び参加人数について、年度別にご回答ください。

⇒ 回答欄 6

**Q 7** <地方公共団体への質問>

本事業による想定される効果例を示しますので、効果の有無及び理由についてご回答ください。なお、得られた便益や削減されたコストを示すなど、可能な限り定量的かつ具体的にご回答ください。

⇒ 回答欄 7

**Q 8** <地方公共団体への質問>

Q 7 で回答した効果（メリット）について、全国的な規制改革ではなく、特区であるがゆえのメリットはありますか。

⇒ 回答欄 8

**Q 9** <地方公共団体への質問>

仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、どのようなことが考えられますか。特に以下に示す観点から具体的にご回答ください。

- ・ 現在認定を受けている特区以外で、実施事業者が増加するか
- ・ 貴地域以外で実施しても、効果・弊害等が発生するか
- ・ 特区として先行して実施してきた貴地域にどのような影響（メリット・デメリット）があるか

⇒ 回答欄 9

Q 1 0 <地方公共団体への質問>

本特定事業を実施するにあたって、弊害等の有無及び内容についてご回答ください。

⇒ 回答 1 0

Q 1 1 <地方公共団体への質問>

貴地域が特区に認定されることで、「特区内であれば製造免許を受けなくても清酒を製造できる」などといった誤認による違反事例の発生等の有無をご回答ください。また、違反事例が発生しないよう、制度内容の広報周知等をどのように実施しているかご回答ください。

⇒ 回答 1 1

Q 1 2 <地方公共団体への質問>

本特定事業の目的は清酒の製造体験を通じた地域の活性化です。  
・ 認定計画特定清酒製造者の取引先以外には参加の機会がない  
・ 参加者に賃金を支払って作業に従事させる  
など、本特例措置の趣旨に鑑みて不適切な事業内容となっていないかご回答ください。

⇒ 回答 1 2

Q 1 3 <地方公共団体への質問>

本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、関連する他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 4 <実際に事業を行う事業者への質問>

本事業による想定される効果例を示しますので、効果の有無及び理由についてご回答ください。なお、得られた便益や削減されたコストを示すなど、可能な限り具体的かつ定量的にご回答ください。

⇒ 回答欄 1 4

Q 1 5 <実際に事業を行う事業者への質問>

Q 1 4 で回答した効果（メリット）について、全国的な規制改革ではなく、特区であるがゆえのメリットはありますか。

⇒ 回答欄 1 5

Q 1 6 <実際に事業を行う事業者への質問>

製造体験事業内容については、清酒の製造工程のみならず、例えば事業者や酒米生産者による講義を併せて実施するかなど、清酒の特色や地域文化の深い理解に繋がるような内容となるよう工夫することが求められているが、具体的にどのような内容としているか、ご回答ください。

⇒ 回答欄 1 6

Q 1 7 <実際に事業を行う事業者への質問>

酒税法に基づく、必要な申告納税や各種帳簿記載の実施状況について、適切に実施したかご回答ください。また、税務当局の検査や調査による指摘事項の有無について、ご回答ください。

⇒ 回答欄 1 7

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

## 回答票 2

※必要に応じて、改行・行の追加等、具体的に記載してください。

### <地方公共団体への質問>

**Q 6.** これまでに実施した製造体験事業における実施回数、1回の製造体験に要する日数及び参加人数について、年度別にご回答ください。

年度	実施回数	1回の製造体験に要する日数	参加人数合計
R 2			
R 3			
R 4			

### <地方公共団体への質問>

**Q 7.** 本事業による想定される効果例を示しますので、効果の有無及び内容・理由についてご回答ください。なお、得られた便益や削減されたコストを示すなど、可能な限り定量的かつ具体的にご回答ください。

効果	効果の有無	内容・理由
観光入込客数	有・無	
雇用の創出	有・無	
平均宿泊数	有・無	
売上・販路拡大	有・無	
〇〇	有・無	
〇〇	有・無	

### <地方公共団体への質問>

**Q 8.** Q 7で回答した効果（メリット）について、全国的な規制改革ではなく、特区であるがゆえのメリットはありますか。

--

### <地方公共団体への質問>

**Q 9.** 仮に、本特定事業を全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）する場合、どのようなことが考えられますか。特に以下に示す観点から具体的にご回答ください。

- ・ 現在認定を受けている特区以外で、実施事業者が増加するか
- ・ 貴地域以外で実施しても、効果・弊害等が発生するか
- ・ 特区として先行して実施してきた貴地域にどのような影響（メリット・デメリット）があるか

--

<地方公共団体への質問>

Q10. 本特定事業を実施するにあたって、弊害等の有無及び内容についてご回答ください。

発生の有無	内容
有・無	

<地方公共団体への質問>

Q11. 貴地域が特区に認定されることで、「特区内であれば製造免許を受けなくても清酒を製造できる」などといった誤認による違反事例の発生等の有無をご回答ください。また、違反事例が発生しないよう、制度内容の広報周知等をどのように実施しているかご回答ください。

発生の有無	制度内容の広報周知等の実施方法・内容
有・無	

<地方公共団体への質問>

Q12. 本特定事業の目的は清酒の製造体験を通じた地域の活性化です。

- ・認定計画特定清酒製造者の取引先以外には参加の機会がない
  - ・参加者に賃金を支払って作業に従事させる
- など、本特例措置の趣旨に鑑みて不適切な事業内容となっていないかご回答ください。

<地方公共団体への質問>

Q13. 本特定事業を実施するにあたっての要件や手続き、関連する他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば、具体的にご回答ください。

<実際に事業を行う事業者への質問>

Q14. 本事業による想定される効果例を示しますので、効果の有無及び内容・理由についてご回答ください。なお、得られた便益や削減されたコストを示すなど、可能な限り定量的かつ具体的にご回答ください。

効果	効果の有無	内容・理由
売上・販路拡大	有・無	
〇〇		

<実際に事業を行う事業者への質問>

Q15. Q14で回答した効果（メリット）について、全国的な規制改革ではなく、特区であるがゆえのメリットはありますか。

<実際に事業を行う事業者への質問>

Q16. 製造体験事業内容については、清酒の製造工程のみならず、例えば事業者や酒米生産者による講義を併せて実施するかなど、清酒の特色や地域文化の深い理解に繋がるような内容となるよう工夫することが求められているが、具体的にどのような内容としているか、ご回答ください。

<実際に事業を行う事業者への質問>

Q17. 酒税法に基づく、必要な申告納税や各種帳簿記載の実施状況について、適切に実施したかご回答ください。また、税務当局の検査や調査による指摘事項の有無について、ご回答ください。

項目	内容
申告納税や各種帳簿記載の実施状況	適切に実施した・その他（ ）
税務当局の検査や調査による指摘事項の有無	有・無

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

④評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1

番号	712
特定事業の名称	清酒の製造場における製造体験事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目（第3条第7号から第23号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第7条第1項の規定により清酒（同法第3条第7号に規定する清酒をいう。以下この表において同じ。）の製造免許を受けた者（以下この表において「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下この表において「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画（構造改革特別区域法第6条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定められた同法別表第17号に掲げる特定事業の実施主体である当該清酒製造者（以下この表において「認定計画特定清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場（酒税法第28条第6項及び第28条の3第4項、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第87条の6第9項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第81条第1項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所並びに既に本特例措置の適用を受けている製造場を除く。以下この表において「既存の製造場」という。）の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所（当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設（下記7（3）において「認定計画特定施設」という。）内の場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。）については、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。</p> <p>2. 本特例措置の承認の申請があった場合において、当該申請をした者又は当該承認を受けようとする場所について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。</p> <p>3. 本特例措置の承認を受けた者は、当該承認に係る既存の製造場（以下この表において「主製造場」という。）と本特例措置の適用により主製造場と一の清酒の製造場とみなされた場所（以下この表において「体験製造場」という。）との間で酒母（酒税法第3条第24号に規定する酒母をいう。下記7（4）及び8において同じ。）又はもろみ（同条第25号に規定するもろみをいう。下記7（4）及び8において同じ。）を移動しようとする場合には、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。</p> <p>4. 体験製造場から移出した酒類に係る酒税の納税地は、酒税法第53条の規定にかかわらず、当該体験製造場に係る主製造場の所在地とする。</p> <p>5. 本特例措置の承認を受けた者が体験製造場において酒類を製造し、又は移出した場合における酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第9条第1項、第14条第1項及び第2項並びに第86条の5の規定の適用については、当該体験製造場において製造し、又は移出した酒類を当該体験製造場に係る主製造場において製造し、又は移出したものとみなす。</p> <p>6. 税務署長は、本特例措置の承認を受けた者又は体験製造場について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。</p> <p>7. 次の（1）から（10）までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該（1）から（10）までに定める日に、本特例措置の承認は、その効力を失う。この場合において、当該承認に係る者又はその相続人（包括受遺者を含む。下記9において同じ。）は、（1）から（5）までに掲げる場合（（4）に掲げる場合にあっては、（4）に規定する製造免許を与えた税務署長と当該承認をした税務署長とが異なる場合に限る。）のいずれかに該当するときは、遅滞なく（（5）にあっては、体験製造場において清酒の製造を廃止するときまでに）、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。</p>

	<p>(1) 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本特例措置の認定が取り消された場合 当該認定が取り消された日</p> <p>(2) 本特例措置の承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった場合（(1)に該当する場合を除く。） 当該承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった日</p> <p>(3) 体験製造場の所在する特定施設が認定計画特定施設でなくなった場合（(1)に該当する場合を除く。） 当該特定施設が認定計画特定施設でなくなった日</p> <p>(4) 本特例措置の承認を受けた者が体験製造場について酒税法第7条第1項又は第8条の規定により酒類又は酒母若しくはもろみの製造免許を受けた場合 当該承認を受けた者が当該製造免許を受けた日の前日</p> <p>(5) 体験製造場における清酒の製造を廃止した場合 当該清酒の製造を廃止した日</p> <p>(6) 酒税法第7条第4項の規定により本特例措置の承認を受けた者の主製造場に係る清酒の製造免許に付された期限（同条第5項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。下記8（1）において同じ。）が経過した場合 当該期限が経過した日の前日</p> <p>(7) 主製造場に係る清酒の製造免許が酒税法第12条の規定により取り消され、又は同法第17条第1項の規定による申請に基づき取り消された場合 当該清酒の製造免許が取り消された日</p> <p>(8) 本特例措置の承認を受けた者（法人に限る。）の合併又は解散により主製造場に係る清酒の製造免許が消滅した場合 当該清酒の製造免許が消滅した日</p> <p>(9) 本特例措置の承認を受けた者（個人に限る。）が死亡した場合 当該承認を受けた者が死亡した日</p> <p>(10) 酒税法第16条第1項の規定により許可を受けて主製造場を移転した場合 当該主製造場を移転した日</p> <p>8. 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、その該当することとなった時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この表において「酒類等」という。）をその体験製造場から移出したものとみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。この場合において、酒母又はもろみは、その他の醸造酒（酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒をいう。以下この表において同じ。）とみなし、酒母又はもろみの製造者は、その他の醸造酒の製造者とみなす。</p> <p>(1) 上記7の規定により本特例措置の承認が失効した場合において、当該承認に係る酒類等（酒税法第7条第1項ただし書又は第8条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。(2)において同じ。)がその体験製造場に現存するとき（(3)に該当する場合を除く。）。ただし、下記9の規定により酒類（清酒に限る。）の製造又は販売の継続を認められた場合（上記7（6）又は（7）に該当する場合にあっては、7（6）の期限の経過又は同法第17条第1項の規定による申請に基づく製造免許の取消しと同時に同法第20条第1項の規定により清酒の販売の継続を認められた場合に限る。）を除く。</p> <p>(2) 上記6の規定により本特例措置の承認が取り消された場合において、当該承認に係る酒類等がその体験製造場に現存するとき（(3)に該当する場合を除く。）。</p> <p>(3) 上記6の規定により本特例措置の承認が取り消された者又は酒税法第12条の規定により主製造場に係る清酒の製造免許を取り消された者が下記9の規定の適用を受けてその体験製造場において清酒を醸成したとき。</p> <p>9. 上記6又は7の規定により本特例措置の承認が取り消され、又は失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該承認に係る者（合併により清酒の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が清酒の製造免許を受けないときは当該法人を含み、上記7（6）から（8）までに該当する場合にあっては酒税法第20条第1項の規定の適用がある者に限る。）又はその相続人（同法第19条第2項又は第20条第1項の規定の適用がある者に限る。）の申請により、期間を指定し、当該酒類（清酒に限る。以下9において同じ。）の製造又は販売を継続させることができる。この場合において、当該酒類の処分又はその体験製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間は、これらの者を本特例措置の承認を受けた認定計画特定清酒製造者とみなして、この表（上記2、6及び7を除く。）の規定を適用する。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	

## ⑤評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル

### 7 1 2 清酒の製造場における製造体験事業

#### 1. 特例を設ける趣旨

清酒の製造体験を通じて地域の活性化を図ることを目的として、特区内に清酒の製造免許を受けた製造場（以下「既存の製造場」といいます。）を有する清酒製造者が、同特区内に所在する区域の魅力の増進に資する施設に設ける体験製造場において清酒の製造体験事業を実施しようとする場合には、一の体験製造場に限り、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなすことで、体験製造場においても清酒を製造できるようにするものです。

#### 2. 特例の概要

地方公共団体が、特区内に所在する当該区域の魅力の増進に資する施設において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、既存の製造場を有する認定計画特定清酒製造者が、既存の製造場の所在地の所轄税務署長に申請し、その承認を受けた場合には、当該施設内に設けた清酒の製造体験事業を実施しようとする製造場と既存の製造場を一の清酒の製造場としてみなすことができるものです。

なお、体験製造場については、既存の製造場と併せて、酒税法の規定に基づき、酒税額の申告、納付及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

#### 3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「清酒製造者」とは、酒税法第7条第1項の規定により清酒の製造免許を受けた者をいいます。
- (2) 「特定施設」とは、当該区域の魅力の増進に資する施設をいいます。この当該区域の魅力の増進に資する施設とは、当該施設が地域の歴史・文化を反映していること、優れた自然の風景地に立地すること等から、当該施設に清酒の体験製造場を設置することにより集客効果が見込まれるもの（例、廃校、古民家の活用等）又は、当該施設において地域の歴史や文化等の紹介と併せて特産品を紹介・販売すること等から、区域において既に一定の集客力を有しており、当該施設に清酒の体験製造場を設置することにより更なる集客効果が見込まれるもの（例、道の駅、産直市場）等をいいます。
- (3) 「認定計画特定清酒製造者」とは、内閣総理大臣の認定を受けた特区計画に定められた清酒の製造体験事業の実施主体である清酒製造者のことをいいます。

- (4) 体験製造場は、特区計画に定められた特定施設内の一の場所に設置する必要があります。
- (5) 「清酒の製造体験」とは、認定計画特定清酒製造者の指導の下、国内外の観光客等であっても、実際に地域を訪れ、通常では経験できない清酒の製造工程（例えば、もろみの仕込み等）に自ら携わることを行います。
- 地方公共団体は、毎年7月末までに前1年に実施した製造体験事業の結果を、内閣府地方創生推進事務局に報告してください。なお、報告書には実施日時、参加人数、実施内容等の製造体験事業の実施の状況その他地方創生に資する活動の有無のほか、認定計画特定清酒製造者及び認定地方公共団体における経済的社会的効果の発現状況等を記載してください。
- (6) 特区法の規定により酒類又は酒母若しくはもろみの製造免許を受けた製造場及び酒類の販売業免許を受けた販売場には、体験製造場を設けることはできません。
- (7) 認定計画特定清酒製造者が本特例措置に基づき事業を実施するためには、既存の製造場の所轄税務署長に対して、既存の製造場と清酒の体験製造場を一の清酒の製造場としてみなすための承認申請手続が必要となりますのでご注意ください。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- (1) 本特例措置の目的は清酒の製造体験を通じた地域の活性化であることを踏まえ、
- ・ 認定計画特定清酒製造者の取引先以外には参加の機会がない
  - ・ 参加者に賃金を支払って作業に従事させる
- など、本特例措置の趣旨に鑑みて不適切な事業内容とならないよう留意してください。本特例措置の目的に沿わない事業については、特区計画の認定取消の対象になることがあります。
- (2) 特区計画の作成に当たっては、製造体験事業の実施回数や参加人数や周辺施設の入込客数等のできる限り定量的な目標や経済的社会的効果を記載することにより、事後の実効的な効果検証が可能となるよう留意してください。
- (3) 本特例措置の目的を踏まえ、製造体験事業の内容については、清酒の製造工程のみならず、例えば事業者や酒米生産者による講義を併せて実施するなど、清酒の特色や地域文化の深い理解に繋がるような内容となるよう工夫してください。特区計画の認定に当たっては、製造体験事業の内容の見直しを求めることがあります。
- (4) 地方公共団体が特区に認定されることで、特区内であれば製造免許を受

けなくとも清酒を製造できるといった誤認による違反事例の発生等を防止する観点から、特区に認定された地方公共団体は、制度内容の広報等を積極的に行うようお願いいたします。

- (5) 認定計画特定清酒製造者が、酒税法の規定（酒税額の申告、納付及び酒類の製造、移出等に関する記帳等）に違反すると、罰則の対象となり、製造免許が取り消されることもありますので、ご注意ください。
  - (6) 特区計画（別紙）「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」の欄においては、実施主体の氏名又は法人名、既存の製造場の所在地及び名称を特定してください。また、当該事業者が本特例措置を活用した他の体験製造場を本特区内に設けていないことを地方公共団体として確認済みであることを記載してください。なお、計画の認定後に本項目の内容に変更が生じた場合には、特区計画の変更の認定が必要となることにご留意ください。
  - (7) 体験製造場の所在地の移動が伴わない場合であっても、区画整理等による地名・地番の呼称の変更があった場合には、内閣府地方創生推進事務局へ報告してください。
  - (8) 特区計画（別紙）「4 特定事業の内容」の欄においては、以下の項目について具体的に明記してください。
    - ・ 事業に関与する主体
    - ・ 体験製造場が設置される施設の概要（名称、所在地、当該施設において実施される清酒の製造体験以外の事業の概要その他当該施設の概要を明らかにするために必要な内容、当該施設の建設が申請時点で終了していない場合は完成予定日）
    - ・ 当該施設が地域の魅力の増進に資すると考える理由
    - ・ 清酒の製造体験事業の内容・募集人数
    - ・ その他地方創生に資する活動の有無
    - ・ 認定計画特定清酒製造者及び認定地方公共団体における経済的社会的効果の発現見込
    - ・ 毎年7月末までに前1年に実施した製造体験事業の結果を報告する旨
- (注) 体験製造場が設置される施設については、必ずしも計画の申請時点で建設が完了している必要はありません。なお、認定計画特定清酒製造者が所轄税務署長から承認を受ける時点では、建設が完了している必要があることにご留意ください。
- (9) 体験製造場が設置される施設の詳細については、当該施設に係る事業計画書を添付書類により提出してください。

(10) 清酒の製造体験の事業計画書（添付書類）には指導の体制等の製造体験事業の概要が分かる事項を記載してください。

6. 当該特例に関して特に必要な添付書類

- (1) 清酒の製造体験の事業計画書
- (2) 製造体験の募集パンフレット案等、製造体験の内容の参考となる資料
- (3) 既存の製造場の清酒製造免許通知書の写し又は清酒製造免許付与の事実が確認できる書類
- (4) 体験製造場が設置される施設に係る事業計画書

⑥規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	北海道	深川市、上川町	北の大地の清酒製造体験特区	深川市及び北海道上川郡上川町の全域	<p>深川市と上川町は、人口減少を背景に地域産業の衰退や生活・教育基盤の脆弱化といった共通の課題がある。深川市は全国屈指の米どころで、農業の後継者や技術者を多数輩出する農業系学科の短期大学があり、上川町には、大雪山国立公園の雄大な自然や層雲峡温泉等の観光資源、道内でも数少ない清酒の酒蔵があるなど異なった魅力があることから、両自治体を結ぶ観光振興事業の促進による地域の活性化を検討している。</p> <p>特例措置を活用して、清酒の製造体験施設を深川市の短期大学内に開設することで、産学官連携による清酒の商品開発、ブランド化を図るとともに、本社のある上川町の観光資源を活かすなど、両自治体の地域の魅力を増進することで、人口減少に負けない活力あるまちづくりを目指す。</p>	712	清酒の製造場における製造体験事業	第55回
2	新潟県	佐渡市	佐渡・学びの日本酒特区	佐渡市の全域	<p>本市では、農業経営者の高齢化と担い手不足等から農家戸数が減少傾向にあり、耕作放棄による農地の荒廃、地域活力の低下が進んでいる。これを克服し魅力ある地域づくりを進めるためには、加工等による地場資源の高付加価値化、さらに観光産業等と連携しての販売促進やブランド化による6次産業化が必要である。</p> <p>本市の主要農産物である米を原材料とする清酒製造をこのフックとし、地域活性化について島内外の参加者が学ぶ「学校蔵の特別授業」等の取り組みを行っている学校蔵において清酒の製造体験を実施することで、地域の活性化を図る。</p>	712	清酒の製造場における製造体験事業	第50回
3	愛知県	設楽町	設楽のどうまいコメで酒づくり体験特区	愛知県北設楽郡設楽町の全域	<p>設楽町は少子高齢、産業の担い手の減少といった過疎化現象が顕著な中、主たる観光資源である国指定重要無形民俗文化財などの伝統芸能、森林や河川といった自然環境は、地域の経済を動かすほどの力はなく、町の認知度は低い。設楽町では、国土交通省による設楽ダムの建設計画に伴い、新たな道の駅の整備などダム湖周辺の振興施策が進んでいる。</p> <p>特例措置を活用することで、地元産の米をコンセプトに観光客の来訪を促し、町の認知度とブランド力を向上させ、観光交流人口の増加へと繋げ、地域の活性化を図る。</p>	712	清酒の製造場における製造体験事業	第51回
4	奈良県	大和郡山	元氣城下町(やまごおりやま)清酒製造体験特区	大和郡山市の全域	<p>市内には江戸、明治、大正各時代の建物が多く残り、寺社や歴史遺構を含め一定の観光資源に恵まれてはいるが、近隣市にはより知名度のある類似の資源があり、集客力等で後塵を拝している。一方で城下町周辺は観光案内所の整備に加え、藍染めや金魚すくいなどの体験施設により徐々に観光客を増やしており、この流れを加速させることが、集客の重要な要素となる。</p> <p>特例措置を活用した清酒の製造体験施設が加わることで、より幅広い年齢層、客層に市の魅力を訴求することで地域の活性化を図る。</p>	712	清酒の製造場における製造体験事業	第52回
5	大分県	宇佐市	宇佐のうまい酒製造体験特区	宇佐市の全域	<p>国内旅行者や訪日外国人観光客をターゲットに清酒製造体験プログラムを開発・実施する。具体的には①原料米の田植えから仕込み、充填まで一貫して行う製造体験や、②清酒製造の産物(米麹・酒粕・甘酒)と地元の農水産物がコラボした宇佐ブランド商品の開発・販売等を行う。これにより宇佐ブランドの価値や魅力を増幅させる上、訪日外国人が帰国した後も清酒文化と宇佐ブランドの伝道師としてその魅力を世界に発信してもらう。さらに衰退が懸念される農業・水産業の振興や地域経済の活性化、観光・交流の促進につなげる。</p>	712	清酒の製造場における製造体験事業	第50回

## 特例措置番号1010の関連資料

- ① 特例措置の評価・調査経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 関係府省庁の調査票案【審議事項】・・・・・・・・・・・・ 4
- ③ 評価・調査委員会の調査票案【審議事項】・・・・・・・・ 14
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1・・・・ 25
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル・・・・ 26
- ⑥ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧・・・・・・・・ 28

# ①特例措置の評価・調査経緯

## 地方競馬における小規模場外設備設置事業（1010）

### <これまで>

場外馬券発売所の設置については、位置、構造及び設備が基準に適合し、地域社会との調整が十分に行われていることなどの事項について審査を受け、農林水産大臣の承認が必要。

構造改革特区の活用

### <関係法令等>

- ・競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準
- ・(平成4年農林水産省告示第1309号)

### <取り巻く環境の変化>

・地方競馬を取り巻く環境は、レジャーの多様化等により馬券発売額が減少し、厳しい経営状況にあり、振興策として、ミニ場外馬券発売所の設置が望まれている。

場外馬券発売所の設置に関する審査について、一定の要件が満たされると都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置承認基準を満たしたものとみなす。

### <主な要件>

○近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認められる次のような区域の範囲。

#### (1) 施設に関すること

- ①場外設備の規模及び設備に応じた適切な広さであること
- ②勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること
- ③入場者の用に供する設備が整備されていること
- ④管理運営に必要な設備が整備されていること

#### (2) 運営に関すること

勝馬投票券の発売等が公正に運営されることが確実に認められること

#### (3) 地域社会に関すること

地域社会との十分な調整が行われていること

認定計画数：1件（累計）

1件（令和5年8月末現在）



### ◎実際の取組事例

～地方競馬ミニ場外特区～（平成19年7月認定）実施主体：愛知県競馬組合

愛知競馬は、その収益により、地域の畜産振興、社会福祉及び教育文化振興等へ寄与するとともに、県民への健全なレジャー提供、就業機会の提供など、地域社会に様々な貢献をしてきた。しかし、馬券発売額の減少により、極めて厳しい経営を強いられていた。

このため、ミニ場外馬券発売所を機動的に設置し、馬券を身近に購入できる環境を整え、名古屋競馬の振興と場外馬券発売所を設置する地域の活性化を図っている。

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成20年 (H21.1.29)			ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価を行わないこととした。(詳細は次頁)
令和3年 (R3.11.25)			認定地方公共団体の状況等を踏まえて、令和5年度に評価を行うこととした。

# 平成20年度ニーズ調査結果

## 特定事業の設置経緯

提案者のこれまで(提案者:愛知県(愛知県競馬組合))

競馬場外の勝馬投票券発売所又は払戻金交付所(以下「場外設備」という。)の設置に当たっては、その位置、構造及び設備が、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」に適合するとともに、農林水産大臣の承認を要することとされている。

### 構造改革特区

## 特例措置の概要

小規模な場外設備(窓口の数が5以内で、かつ、最大滞留者数が100人以内のもの。)については、特区計画及び農林水産大臣が告示で定める事項(地域社会との十分な調整を含む。)に適合していることを都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は基準を満たしたものとみなすこととされた。

### 特定事業の実施

## 特定事業の実施状況

- 現在の認定状況:1件 愛知県【地方競馬ミニ場外特区】
- 本特例措置を活用した特区計画の認定件数は、提案者である愛知県の計画のみである。
- 要件・手続等について、特区計画の認定申請の時期が年3回に限られているため、地元調整等に時間がかかり認定申請の受付期間を過ぎた場合は、次の受付期間まで約4か月待たねばならず、長期間の仮契約を厭う民間事業者が受託を取りやめるおそれがあるという意見があった。

### 特例措置の更なる実施の可能性

## その他ニーズの状況

### 調査の概要

他の14の地方競馬主催者に対して、实地調査または電話調査を行った結果、現時点では活用予定はなかった。

### 主な意見など

厳しい経営状況から新たな投資が困難。

小規模場外設備の設置によって採算が取れるかどうか危惧。

本特例措置を活用する以前に地域社会との調整が難しい。

3

今後の実施増加の見込み

### 今後の実施増加の可能性は、小さい。

- ① 厳しい経営状況から新たな投資が困難であること
- ② 小規模場外設備の設置によって採算が取れるかどうかの危惧があること
- ③ 小規模場外設備の設置に当たり最も時間を要する手続きが、地域社会との調整であるが、本特例措置を活用する以前に地域社会との調整が難しいことから、本特例措置の活用の予定は見られない。

②関係府省庁の調査票等

令和5年度調査の概要

1. 関係府省庁名	農林水産省
2. 特例措置番号	1010
3. 特定事業の名称	地方競馬における小規模場外設備設置事業
4. 弊害の発生に関する調査	
① 調査内容	<p>① 特区の特例措置により、競馬の公正確保や設備の適切な運用その他の弊害が生じていないかどうかの観点から、販売規模、苦情等の有無、事務手続き等の行政コスト等について調査・分析を行う。</p> <p>② 特区措置を申請していない地方競馬主催者に対して、場外施設による売上げ規模、特区申請の希望の有無等について、調査・分析を行う。</p>
② 調査方法	アンケート調査
③ 調査対象	<p>① 認定計画作成主催者(愛知県競馬組合)</p> <p>② ①以外の地方競馬主催者</p>
④ 実施スケジュール	<p>調査票の配布 令和5年10月上旬</p> <p>調査票の回収 令和5年11月上旬</p>

全主催者共通

Q1	団体名を記入してください

Q2	H19年度～R4年度の自ら主宰する競馬に係る勝ち馬投票券を販売する場外施設数（年度毎の最大数）、自ら運営する場外施設数（オーナー場外含む）及びその総窓口数の推移を別紙1に記入してください。また、大きな数値の変動等がある場合は、回答欄にその理由をご記入下さい。

Q3	H19年度～R4年度の自ら主宰する競馬の総売得金、インターネット販売による売得金、場外施設による合計売得金の推移を別紙2に記入してください。また、大きな数値の変動等がある場合は、回答欄にその理由をご記入下さい。

認定計画作成主催者（愛知県競馬組合）用

Q4	（特区計画目標の達成状況）
	貴組合の特区計画には、計画の実施により期待される効果が記載されていますが、特区計画で示された以下の①～③に関し、実際の効果の有無について、以下のA～Dの中で最も当てはまるものを選択するとともに、そのように考える理由を回答欄にご記入ください。
	A 特区計画通り又は計画以上の効果が得られた
	B 特区計画通りの効果があったとは言えないが、一定の効果は見られた
	C 特に効果は得られなかった
	D 不明（計画の事業が未実施であるため効果が検証できない場合を含む）
①ミニ場外発売所の設置個所数	
効果の有無（ ）	
理由	
②売上げに関する効果（発売1窓口当たりの発売額の増加）	
効果の有無（ ）	
理由	
③発売所設置地域の活性化効果（発売1窓口当たりの訪問者数の増加）	
効果の有無（ ）	
理由	

Q5	（特定事業の効果①）
	貴組合の経営等における特定事業の効果について、総売得金に対する、特定事業により設置した小規模場外施設による売得金の比率の推移を別紙3にご記入ください。また、その推移の理由について要因等があれば回答欄にご記入ください。

Q 6	<p>(特定事業の効果②)</p> <p>特定事業により設置した場外施設の運営コスト総額、1窓口当たりのコスト、貴組合の運営する場外施設における1窓口当たりの平均コストの推移について別紙4にご記入ください。また、その推移の理由について要因等があれば回答欄にご記入ください。</p>

Q 7	<p>(特定事業の効果③)</p> <p>上記、売得金等への効果のほか、新たなファンの獲得等、小規模場外設置が貴組合の経営等に与えた効果があれば、可能な限り具体的に数値等を引用し回答欄にご記入ください。</p>

Q 8	<p>(特定事業の効果④)</p> <p>小規模場外施設の設置に当たり、通常の農林水産大臣の承認取得と異なり、本特定事業の手続き（県知事の確認の取得）について、簡素化された点や留意・工夫した点があれば回答欄にご記入ください。</p>

Q 9	<p>(特定事業の弊害①)</p> <p>本特定事業による小規模場外施設の設置後に弊害が生じている場合、特に以下に示す観点から、発生した事象及びその要因について回答欄にご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競馬の公正にかかる問題が生じなかったか</li> <li>・ギャンブル等依存症対策にかかる問題が生じなかったか</li> <li>・場外施設運営に当たりお客様トラブルや苦情・施設不備等が発生しなかったか</li> <li>・地元との調整上の問題が生じなかったか</li> <li>・事務手続き上の問題が生じなかったか</li> </ul>

Q10	(特定事業の弊害②) 本特定事業による小規模場外施設の設置に際して弊害があった場合、特に以下に示す観点から、発生した事象及びその要因について回答欄にご記入ください。 ・地元との調整上の問題が生じなかったか ・事務手続き上の問題が生じなかったか

Q11	仮に、本特定事業が全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）され、貴地域以外で実施した場合に発生する効果・問題等について想定されるものがあれば以下の回答欄にご記入ください。

Q12	仮に、本特定事業が全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）され、貴地域以外で実施した場合に発生するギャンブル等依存症対策に係る問題等について想定されるものがあれば以下の回答欄にご記入ください。

Q13	<p>本特定事業により設置した小規模場外施設について、引き続き設置する意向はありますか。継続・廃止・施設の変更等の意向があれば、時期も含め具体的に回答欄にご記入ください。</p>
-----	---

Q14	<p>(特定事業の手続きについて)</p> <p>本特定事業を実施するに当たっての要件や手続き、関連する他の法制度等の問題について、お気づきの点があれば具体的にご回答ください。</p>
-----	--

他主催者用

Q4	参考資料の特区制度について、全国展開された場合に、当該制度を活用した小規模場 外施設の設置の希望の有無及びその理由を回答欄にご記入ください。
	希望の有無（） 理由

Q5	本特区制度の利用して小規模場外施設を設置する場合に生じる弊害等について、懸念 されるものがあれば回答欄にご記入下さい。

Q6	本特区制度の利用を想定するに当たっての要件や手続き、関連する他の法制度等の問 題について、お気づきの点があれば具体的にご回答ください。

Q7	仮に、本特定事業が全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）され、貴地 域以外で実施した場合に発生する効果・問題等について想定されるものがあれば以下 の回答欄にご記入ください。

Q8	仮に、本特定事業が全国展開（特区認定を受けなくても全国で実施可能）され、貴地 域以外で実施した場合に発生するギャンブル等依存症対策に係る問題等について想定 されるものがあれば以下の回答欄にご記入ください。

【別紙1】 場外施設数の推移 (Q2関係)

(箇所)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
自ら主催する競馬に係る勝ち馬投票券を販売する場外施設数																
主催者にて運営する場外施設数 (オーナー場外含む)																
主催者にて運営する場外施設における総窓口数 (オーナー場外含む)																

【別紙2】 売得金の推移 (Q3関係)

(百万円)

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総売得金	(a)																
インターネット販売による売得金	(b)																
場外施設による合計売得金	(c)																
総売得金に対するインターネット販売による売得金の比率 (%)	(b/a)	#DIV/0!															
総売得金に対する場外施設による売得金の比率 (%)	(c/a)	#DIV/0!															

【別紙3】 特定事業に係る売得金の推移（愛知県競馬組合用Q5関係）

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総売得金（百万円）	(a)																
特定事業により設置した小規模場外施設による売得金（百万円）	(b)																
総売得金に対する、特定事業により設置した小規模場外施設による売得金の比率（%）	(b/a)	#DIV/0!															

【別紙4】 場外施設運営コストの推移（愛知県競馬組合用Q6関係）

（百万円）

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
特定事業により設置した場外施設の運営コスト総額の推移	(a)																
特定事業により設置した場外施設における1窓口当たりのコストの推移	(b)																
貴組合の運営する場外施設における1窓口当たりの平均コストの推移	(c)																

## 地方競馬における小規模場外設備設置事業（特例措置番号1010） （平成18年1月措置）

### <これまで>

場外馬券発売所の設置に当たっては、その位置、構造及び設備が、告示に定められた基準に適合していることについて、農林水産大臣の承認を要する。

### <関係法令>

競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準（平成4年農林水産省告示第1309号）

### <取り巻く環境の変化>

地方競馬では売り上げ拡大のために場外設置を検討しているが、地域社会に与える影響の小さい小規模な場外馬券発売所にも、大規模なものと同様の基準が適用されていたため、設置基準の緩和が求められていた。

構造改革特区を活用することにより

小規模な場外馬券発売所の設置に当たり、都道府県知事が設置基準の適合について確認することにより、農林水産大臣の審査が簡素化される。

### <主な要件>

- 窓口（払戻しを含む）の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること
- 場外設備の規模及び設備に応じた適切な広さであること
- 馬券の発売等の用に供する設備が整備されていること
- 入場者の用に供する設備が整備されていること
- 管理運営に必要な設備が整備されていること
- 馬券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること
- 地域社会との十分な調整が行われていること

認定計画数：1件（令和5年7月末現在）

### ◎実際の取組事例

#### ～地方競馬ミニ場外特区～

実施主体：愛知県競馬組合

名古屋競馬は、その収益により、地域の畜産振興、社会福祉及び教育文化振興等へ寄与するとともに、県民への健全なレジャー提供、就業機会の提供など、地域社会に様々な貢献をしてきた。しかし、近年は馬券発売額の減少により、極めて厳しい経営を強いられている。そこで、ミニ場外馬券発売所を速やかに設置し、馬券を身近に購入できる環境を整えることにより、名古屋競馬の振興と地域の活性化を図る。



### ③評価・調査委員会の調査票案

#### 調査計画の概要

特例措置の番号	1010
特例措置の名称	地方競馬における小規模場外設備設置事業
措置区分	告示
過去の評価時期	— (H20: ニーズ調査の結果、評価を実施しないこととした。)

#### 1. 過去の評価結果の概要

本特例を適用した特区計画の提案件数は、愛知県（愛知県競馬組合）の1件のみという状況（認定件数は0件）を踏まえ、平成18年度に特例措置に関するニーズ調査（対象：愛知県（愛知県競馬組合）を除く14地方競馬主催者）を実施した。その結果、

- ・本特例措置を「活用するつもりがない」との回答がすべての調査対象者からあった。
- ・本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由として、「厳しい経営状況から新たな投資が困難」「小規模場外設備の設置によって採算がとれるかどうか危惧」「本特例措置を活用する以前に地域社会との調整が難しい」との回答があった。

そのため、今後の実施の可能性が小さいことから、当初評価予定であった平成20年度において評価を実施しないこととした。

提案者である愛知県（愛知県競馬組合）に関する計画【地方競馬ミニ場外特区】が認定（平成19年7月認定）された以降、新たな特例措置の活用実績は無いものの、関係省庁とともに改めて評価時期の検討を行い、令和3年10月6日の評価・調査委員会における意見として、当該特例措置の評価時期を令和5年度とした。

#### 2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

（本年度が最初の調査）

#### 3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用実績（売り上げ、訪問者数）
- 小規模場外設備の設置によって採算がとれているか。
- 本特例措置の活用により地域活性化につながる経済的社会的効果（名古屋競馬の振興と場外馬券販売所を設置する地域の活性化）が発現しているか。
- 本特例措置が他で利用されない理由
- 本特例措置の利用促進策

#### 4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

（本年度が最初の調査）

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会  
令和5年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票1**と**質問票2**により構成されています。
- ・ **質問票1**は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票2**は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

**質問票 1**（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

貴地域の基礎情報をご記入ください。

⇒回答欄 1

Q 2

認定された特区計画についてご記入ください。

⇒回答欄 2

Q 3

現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる／実施している
2. 予定どおりに進んでいる／実施している
3. 予定より遅れている／実施できていない

⇒回答欄 3

Q 4

本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒回答欄 4

Q 5

構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。  
（任意）

⇒回答欄 5

⇒ **質問票 1** は以上です。**質問票 2** へ進んでください。

## 回答票 1

Q 1. 基礎情報	
自治体名	
担当部署	
担当者名 (フリガナ)	
電話番号	
メールアドレス	

Q 2. 特区計画について	
特区計画の認定日 (当初)	
計画変更認定日 (複数回変更している場合は全て)	
特定事業の名称・番号	
特区の名称 (計画書本体の「構造改革特別区域の名称」に記載したもの)	

Q 3. 現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか (実施していますか)。あてはまるものを1つだけ選んでください。		
1. 予定より進んでいる／実施している	⇒	回答欄
2. 予定どおりに進んでいる／実施している		
3. 予定より遅れている／実施できていない		

Q 4. 本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください (1と2は重複回答可)。		
1. 計画当初から期待していた効果が発現している	⇒	回答欄
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している		
3. 発現していない		
4. わからない		
「4. わからない」を選択した場合はその理由・内容についてご記入ください。		

Q 5. 構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。(任意)

⇒ **質問票 1** は以上です。**質問票 2** へ進んでください。

**質問票 2** (規制の特例措置毎の調査)

特例措置番号	1010
特定事業の名称	地方競馬における小規模場外設備設置事業
特例措置の内容	場外馬券発売所の設置に関する審査について、一定の要件が満たされると都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置承認基準を満たしたものとみなす。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1～Q 5 までの回答を事業実施主体においてご回答ください。

次に、**質問票 2**にある Q 6 に進んでください。

**Q 6** <事業実施主体への質問>

直近 5 年の売り上げ状況についてご記入ください。

※前年度と比較して増減がある場合は、その理由をご記入願います。

例) ○年度から○年度：・・・のため・・・が増加(減少)

⇒ 回答欄 6

**Q 7** <事業実施主体への質問>

直近 5 年の発売 1 窓口あたり訪問者数(1 日あたり)についてご記入ください。

※前年度と比較して増減がある場合は、その理由をご記入願います。

例) ○年度から○年度：・・・のため・・・が増加(減少)

⇒ 回答欄 7

**Q 8** <事業実施主体への質問>

本特定事業を開始するにあたり要した具体的なコスト(施設改修、設備投資等)があれば可能な限り具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 8

**Q 9** <事業実施主体への質問>

直近 5 年の状況について本特定事業の運営にかかるコスト(メンテナンス費、人件費、賃料等)は年間いくらですか。また関連資料があればご教授ください。

⇒ 回答欄 9

Q 1 0 <事業実施主体への質問>

本特定事業で設置した小規模場外設備は採算が取れていますか。

⇒ 回答欄 1 0

Q 1 1 <事業実施主体への質問>

令和5年4月に実施した調査で貴組合の現状や所感について「名古屋競馬の振興と地域の活性化に寄与している」とご回答いただいておりますが、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 1

Q 1 2 <事業実施主体への質問>

Q 1 1の回答以外で本特定事業により貴組合に生じたと考えられる効果があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 3 <事業実施主体への質問>

本施設に対する地域社会や来場者からの好意的な声があれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 4 <事業実施主体への質問>

設備設置後、来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障となった事象は発生していますか。

⇒ 回答欄 1 4

Q 1 5 <事業実施主体への質問>

設備設置後、来場者の車等が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺交通渋滞を招き、救急車等の通行を妨げとなった事象は発生していませんか。

⇒ 回答欄 1 5

Q 1 6 <事業実施主体への質問>

本特定事業の設置にあたり、地域社会と十分な調整をする際に障害はありましたか。

⇒ 回答欄 1 6

Q 1 7 <事業実施主体への質問>

本特定事業の設置以降、地域社会や来場者との間でトラブルや苦情はありましたか。

⇒ 回答欄 1 7

Q 1 8 <事業実施主体への質問>

本特定事業により貴組合に生じたと考えられる問題や改善すべき点があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 8

Q 1 9 <事業実施主体への質問>

本特定事業を仮に全国展開（特区認定を受けなくても実施することが可能）した場合、どのようなことが考えられますか。特に以下に示す観点から具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 9

Q 2 0 <事業実施主体への質問>

本特定事業が、貴地域において、サンアール大須以外で利用されていない理由としてどのようなことが考えられますか（要件・手続き・他地域では発現しない地域特有の条件等）。

⇒ 回答欄 2 0

Q 2 1 <事業実施主体への質問>

今後も本施設を継続していく意向はありますか。

⇒ 回答欄 2 1

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

回答票2

<事業実施主体への質問>

(百万円)

Q6. 直近5年の売り上げ状況についてご記入ください。

	合計	競馬場内	場外馬券場		在宅投票	
			ミニ場外 (サンアール大須)	その他	電話	インターネット
平成30年度						
令和元年度						
令和2年度						
令和3年度						
令和4年度						
増減理由						

Q7. 直近5年の発売1窓口あたり訪問者数(1日あたり)についてご記入ください。

	合計	競馬場内	場外馬券場	
			ミニ場外 (サンアール大須)	その他
平成30年度				
令和元年度				
令和2年度				
令和3年度				
令和4年度				
増減理由				

Q8. 本特定事業を開始するにあたり要した具体的なコスト(施設改修、設備投資等)があれば可能な限り具体的にご記入ください。

--

**Q 9. 直近5年の状況について本特定事業の運営にかかるコスト（メンテナンス費、人件費、賃料等）は年間いくらですか。また関連資料があればご教授ください。**

	合計	メンテナンス費	人件費	賃料	その他（※）
平成30年度					
平成31年度					
令和2年度					
令和3年度					
令和4年度					

（※）「その他」に記載される場合、具体的に主にどのような費用にあたるのかご教授ください。

--

**Q 10. 本特定事業で設置した小規模場外設備は採算が取れていますか。**

1. すでに採算が取れている	⇒	回答欄
2. まだ採算が取れていないが今後取れる見込みがある		
3. まだ採算が取れておらず、今後取れる見込みもない		
上記1. もしくは2. に回答した場合、具体的な時期をご記入ください。		

--

**Q 11. 令和5年4月に実施した調査で貴組合の現状や所管について「名古屋競馬の振興と地域の活性化に寄与している」とご回答いただいておりますが、具体的にご記入ください。**

名古屋競馬の振興について

--

地域の活性化について

--

**Q 12. Q 11の回答以外で本特定事業により貴組合に生じたと考えられる効果があれば、具体的にご記入ください。**

--

**Q 13. 本施設に対する地域社会や来場者からの好意的な声があれば具体的にご記入ください。**

--

**Q 1 4. 設備設置後、来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障となった事象は発生していますか。**

1. 発生している	⇒	回答欄
2. 以前は発生していたが、現在は発生していない		
3. 発生していない		
上記1. もしくは2. に回答した場合、発生回数、具体的な原因及び対応策をご記入ください。		
【発生回数】		
【原因及び対応策】		

**Q 1 5. 設備設置後、来場者の車等が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車等の通行を妨げとなった事象は発生していませんか。**

1. 発生している	⇒	回答欄
2. 以前は発生していたが、現在は発生していない		
3. 発生していない		
上記1. もしくは2. に回答した場合、発生回数、具体的な原因及び対応策をご記入ください。		
【発生回数】		
【原因及び対応策】		

**Q 1 6. 本特定事業の設置にあたり、地域社会と十分な調整をする際に障害はありましたか。**

1. 障害があった	⇒	回答欄
2. 障害はなかった		
上記1. に回答した場合、具体的にどのような障害があり、どう対応されたのかご記入ください。		

**Q 1 7. 本特定事業の設置以降、地域社会や来場者との間でトラブルや苦情はありましたか。**

1. トラブルや苦情があった	⇒	回答欄
2. トラブルや苦情はなかった		
上記1. に回答した場合、具体的にどのようなトラブルや苦情があり、どう対応されたのかご記入ください。		

**Q 1 8. 本特定事業により貴組合に生じたと考えられる問題や改善すべき点があれば、具体的にご記入ください。**

--

**Q 19. 本特定事業を仮に全国展開（特区認定を受けなくても実施することが可能）した場合、どのようなことが考えられますか。特に以下に示す観点から具体的にご記入ください。**

貴地域以外で実施しても本票Q 10～18で回答された効果・問題等が発生するか。

貴地域にどのような影響（メリット・デメリット）があるか。

**Q 20. 本特定事業が、貴地域において、サンアール大須以外で利用されていない理由としてどのようなことが考えられますか（要件・手続き・他地域では発現しない地域特有の条件等）。**

**Q 21. 今後も本施設を継続していく意向はありますか。**

1. 継続していく

2. 廃止を検討していく

⇒

回答欄

上記2. に回答した場合、具体的にいつ廃止する予定ですか

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

④評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1

番号	1010
特定事業の名称	地方競馬における小規模場外設備設置事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準（平成4年農林水産省告示第1309号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	競馬法施行規則第59条の規定に基づく告示では、場外設備の位置、構造及び設備の基準を規定している。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1.及び2.に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外設備であって、特区計画に記載された1.及び2.に係る事項並びに※1に適合していることについて、当該構造改革特別区域を管轄する都道府県知事が書面により確認した場合には、競馬法施行規則第59条に基づく承認申請について、農林水産大臣は、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」に規定する設置承認基準を満たしたものとみなす。</p> <p>1. 地方公共団体が※2を超えない範囲内で定めた当該特区内に設置する場外設備の規模の上限</p> <p>2. 場外設備を設置できる区域の範囲</p> <p>※1 場外設備が備えるべき事項</p> <p>(1) 施設に関すること</p> <p>①場外設備の規模及び設備に応じた適切な広さであること</p> <p>②勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること</p> <p>③入場者の用に供する設備が整備されていること</p> <p>④管理運営に必要な設備が整備されていること</p> <p>(2) 運営に関すること</p> <p>勝馬投票券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること</p> <p>(3) 地域社会に関すること</p> <p>地域社会との十分な調整が行われていること</p> <p>※2 場外設備の規模の上限</p> <p>窓口（払戻しを含む）の数が五以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

## ⑤評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル

### 1010 地方競馬における小規模場外設備設置事業

#### 1. 特例を設ける趣旨

地方競馬の活性化を図り、地方経済の健全化に資するため、地方競馬における小規模場外設備の設置承認に当たっての特例措置を設けるものです。

#### 2. 特例の概要

地方公共団体が、競馬場に隣接する等の地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外設備の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外設備が、特区計画及び農林水産大臣が告示で定める事項（地域社会との十分な調整を含む。）に適合していることについて、当該区域を管轄する都道府県知事が書面（様式任意）により確認した場合には、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」を満たしたものとみなします。

これにより、農林水産大臣は競馬法施行規則第59条に基づき当該施設の設置を承認することができることとなります。

#### 3. 基本方針の記載内容の解説

以下、地方公共団体が特区計画の作成又は設置の確認に当たり、それぞれ判断するものですが、例示すれば次のとおりです。

- ①『文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているもの』
  - ・来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障とならないこと。
  - ・来場者の車が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車等の通行を妨げないこと 等
- ②『勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること』
  - ・勝馬投票券の発売等に供する窓口相互は適当な間隔を有すること
  - ・窓口の前面に入場者の通行を妨げる障害物がないこと
  - ・現金や重要書類を保管する設備を設けてあること 等
- ③『入場者の用に供する設備が整備されていること』
  - ・適当な広さの駐車場及び自転車置場を設けてあること
  - ・掲示設備を設けてあること 等
- ④『管理運営に必要な設備が整備されていること』
  - ・当該施設と競馬場の連絡のための専用の電話回線その他の適当な連絡設備を

設けてあること

- ・ 放送設備を設けてあること
- ・ 照明設備を設けてあること 等

⑤『勝馬投票券の発売等が公正に運営されること』

- ・ 勝馬投票券購入者が円滑に勝馬投票券を購入できる体制にあること 等

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

本特例を適用する区域を設定するに当たっては、当該区域内のどこに場外設備が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している必要があることに留意すること。

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針別表1の「特例措置の内容」の1. 及び2. に記載する事項を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

⑥規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	愛知県	愛知県競馬組合	地方競馬ミニ場外特区	名古屋市の区域の一部 (中区大須地区)	名古屋競馬はその収益により、地域の畜産振興、社会福祉及び教育文化振興等へ寄与するとともに、県民への健全なレジャー提供、就業機会の提供など、地域社会に様々な貢献をしてきたが、近年は馬券発売額の減少により、極めて厳しい経営を強いられている。そこで、ミニ場外馬券発売所の設置にかかる規制の緩和措置を講じ、ミニ場外馬券発売所を機動的に設置できるようにすることで、馬券を身近に購入できる環境を整え、名古屋競馬の振興を図るとともに、場外馬券発売所設置地域の活性化に資することを目標とするものである。	1010	・地方競馬における小規模場外設備設置事業	第14回

## 特例措置番号816の関連資料

- ① 特例措置の評価・調査経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② **関係府省庁説明資料**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7
- ③ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1・・・・・・・・・・ 4 2
- ④ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル・・・・・・・・ 4 4
- ⑤ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧・・・・・・・・・・ 5 4

# ①特例措置の評価・調査経緯

## 学校設置会社による学校設置事業（816）

### <これまで>

国、地方公共団体及び学校法人のみが、学校教育法1条に定める学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)を設置できる。

構造改革特区の活用

### <関係法令等>

学校教育法第2条第1項、第4条第1項第3号等

### <取り巻く環境の変化>

学校と地域産業との連携、不登校児童生徒などへのこれまでの取組の推進など、学校教育の活性化に向けた各地域独自の教育上のニーズが高まっている。

株式会社が学校を設置することができる。

### <主な要件>

- 地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うこと。
- 学校設置会社が、文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- 学校設置会社は業務及び財産の状況を記載した書類を備えておかなければならないこと。
- 学校設置会社の経営悪化等学校経営に支障が生じた、又は生ずるおそれがある場合には、地方公共団体は在学生の修学の継続が確保できるよう転学の斡旋など必要な措置を講ずること。
- 地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度評価を行うこと。

認定計画数：51件（累計）  
23件（R5年8月現在）



### ◎実際の取組事例

～ビジネス人材育成特区～（平成15年10月認定）実施主体：大阪市  
大阪市では、様々な既存産業の効率化に役立つ「IT関連ビジネスの振興」を重点的に進めることとしており、海外でも通用するトップクラスの技術を持った専門人材の確保が喫緊の課題となっている。

株式会社が大学や専門職大学院の設置主体となることを認めることにより、これまで蓄積してきたノウハウを活かし、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材や、それを支援する専門人材、さらには高度なIT技術を持つ即戦力人材を体系的に育成することで、大阪市の産業育成を図る。

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成16年 下半期 (H17.1.26)	その他 (平成17年度 下半期に評価を 行う。)	全国展開により発生する 弊害の有無について現時 点では判断できない。	<p>規制所管省庁によれば、「本事業に関する適切な評価を実施するに当たっては、教育・研究の現場の特性を十分踏まえる一方で、生徒・学生（在学生のみならず、これから受験するものや卒業生などを含む）及びその保護者などの「学習者及びその関係者」を保護する観点から、①少なくとも卒業生を出すまでの状況に関して、実態把握が十分行われること、②現在開設されている学校（略）のみならず、相応の事例の集積を踏まえた総合評価が行われることが最低限必要である」としつつ、実施事例が4件のみであること、収益に結び付きにくい分野において低調な面が見られるなど今後更に注視を要すべき点があること、教育研究活動の実績が極めて少なく、当然卒業生が出ていないことから弊害の発生の有無を実証するに足る十分な実施実績が得られていないとのことである。</p> <p>本事業の特例の全国展開に当たっては、規制所管省庁によれば、今後、株式会社が設置する学校の公共性、継続性、安定性などに係る評価の手法を検討したいとのことであるが、消費者や社会のニーズに応える多様な学校を設置する観点からは、学校法人における継続性・安定性等と比較しつつ速やかな検討が必要である。</p> <p>このため、規制所管省庁においては株式会社が学校を設置する場合に想定される弊害の発生の有無の判断に資する明確な評価基準も含め評価の手法について、特例措置の実施状況を踏まえつつ、平成17年度上半期中にその検討状況について評価委員会に報告すること。その検討結果を踏まえて、平成17年度下半期に評価を行う。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成17年 下半期 (H18.1.26)	その他 (平成18年度 下半期に評価)	全国展開により発生する 弊害の有無について現時 点では判断できない。	<p>規制所管省庁によれば、「本事業に関する適切な評価を実施するに当たっては、教育・研究の現場の特性を十分踏まえる一方で、生徒・学生及びその保護者などの「学習者及びその関係者」を保護する観点から、①少なくとも卒業生を出すまでの状況に関して、実態把握が十分行われること、②相応の事例の集積を踏まえた総合評価が行われることが最低限必要である」としつつ、「今後、事例の蓄積を図りつつ、学校教育の公共性、継続性・安定性が株式会社立学校においても担保されるかどうかをはじめ、学校経営面、経営と教学のバランス面、教育研究面等の観点に立ち、慎重に検証・評価を行う必要がある」とのことである。</p> <p>本事業の特例の評価については、社会のニーズに応える多様な学校を設置する観点からは速やかな検討が必要であると考えますが、まずは、学校経営面、経営と教学のバランス面、教育研究面等の観点から生じている各課題に関し、それが主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違（※大学、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い）も含め、論点を整理した上で必要な検討を行うことが重要である。</p> <p>このため、上記の点を踏まえ、株式会社が学校を設置する場合に想定される弊害の発生の有無の判断に資する評価の論点について、特例措置の実施状況を踏まえつつ、規制所管省庁において検討を行い、平成18年度下半期に評価を行うこと。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成18年 下半期 (H19.1.16)	その他 (平成19年度 下半期に評価を 行う。)	全国展開により発生する 弊害の有無について現時 点では判断できない。	<p>規制所管省庁によれば、学校経営面、教育研究面、認定 地方公共団体の責務等、「本特例の実施状況に関しては、 多くの問題点や課題が把握された」とのことである。しか し、特例措置としての弊害の有無の検証については、①ほ とんどの学校では未だ卒業生を出していないこと、②各学 校の事後評価の状況では、現在の教育研究活動について適 切に分析する材料を欠いていること、③今後より多様な学 校設置会社が参入した場合の動向などを慎重に分析する必 要があること、④各認定地方公共団体からの見解でも「引 き続き検証が必要」とするものが多数を占めていることな どにより、「現段階においては、学校種を問わず、必要な 情報が十分得られていないと判断する」とのことであった。</p> <p>本特例措置の評価にあたっては、まずは各課題が主とし て株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等 について、学校種の相違（※大学、高等学校、中学校、小 学校など学校の種類の違い）も含め、論点を整理した上で 必要な検討を行うことが重要である。</p> <p>上記の点を踏まえ、本特例措置については、各事業者や 認定地方公共団体において特区計画が適正に実施されてい く必要がある。また、規制所管省庁においては、事業が適 正に実施されるよう、関係者と連携協力しつつ取り組むと ともに、株式会社により学校が設置される場合に想定され る弊害の発生の有無の判断に資する評価の論点等について、 特例措置の実施状況を踏まえつつ検討を行うこと。その上 で、平成19年度下半期に評価を行うこと。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成19年 下半期 (H20.2.4)	その他 (平成20年度 に評価を行 う。)	全国展開により発生する 弊害の有無について現時 点では判断できない。	<p>規制所管省庁によれば、学校経営面、教育研究面、認定 地方公共団体の責務等、本特例措置の実施状況に関しては、 多くの問題点が認識されており、特例措置として継続する ことに疑問があるとのことである。一方、特例措置として 弊害の有無の検証については、①ほとんどの学校で未だ卒 業生を出していないこと、②各学校の事後評価の状況では、 現在の教育研究活動について適切に分析する材料を欠いて いること、③今後より多様な学校設置会社が参入した場合 の動向などを慎重に分析する必要があること、④一部の学 校では、多くの地方キャンパスについて平成20年度から 学生募集を停止し、キャンパスを閉鎖することを決定した こと、⑤一部の学校では、株式会社としての学校運営を断 念し、学校法人へ転換したこと、⑥各認定地方公共団体か らの見解でも「引き続き検証が必要」とするものが多数を 占めていること、などにより、「弊害の更なる検証に必要 な情報の収集に努めるべき」とのことであった。</p> <p>本特例措置については、認定地方公共団体が、特区計 画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状 況を的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校（高 等学校以下の学校に限る。）についての評価の実施や、学 校経営に著しい支障が生じた場合等に在学者の適切な修学 を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、特区 計画の円滑かつ確実な実施を図ることが重要である。 (次頁へつづく)</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
			<p>(つづき)</p> <p>このため、規制所管省庁においては、事業が適正に実施されるよう、関係者と連携協力しつつ取り組むとともに、株式会社により学校が設置される場合に想定される弊害の発生の有無の判断に必要な情報を引き続き収集し、特例措置の実施状況を踏まえつつ検討を行うこと。その上で、平成20年度に評価を行うこと。</p> <p>なお、本特例措置の評価にあたっては、各課題が主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違（※大学・大学院、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い）や義務教育段階であるか否かの違い、学校法人制度との比較などの論点を整理した上で、学校法人制度の見直しや規制緩和の可能性など制度設計の観点も含め、必要な検討を行うことが重要であることに留意する必要がある。</p>
平成20年度 (H21.1.29)	その他 (平成21年度に評価を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の弊害の有無の検証については、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等、多くの問題点が認識されているとのことであり、学校段階別には、(1) 義務教育段階については、小学校・中学校とも各1校しか事例がないこと、(2) 高等学校段階については、19校の事例があるが、赤字の事例が多く、教育面についても課題が多く見られること、(3) 大学については、6校中5校が赤字であって、学生募集を停止した事例や、すべての地方キャンパスの閉鎖を決定した事例があること、設置形態を学校法人へ転換した事例等もあることなどにより、いずれの学校種についても検討材料を欠き、かつ現在複数校が学校法人化を希望している状況にあることから、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。</p> <p>(次頁へつづく)</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
			<p>(つづき)</p> <p>本特例措置については、認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を一層的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校（高等学校以下の場合に限る。）についての評価の実施や、学校経営に著しい支障が生じた場合等に在学者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、特区計画の円滑かつ確実な実施を図っていくことが重要である。</p> <p>このため、規制所管省庁においては、事業が適正に実施されるよう、関係者と連携協力して取り組むとともに、株式会社により学校が設置される場合に想定される弊害の発生の有無の判断に必要な情報を引き続き収集し、学校段階別に特例措置の実施状況を踏まえつつ必要な検討を行うこと。その上で、平成21年度に評価を行うこと。</p> <p>その際、各課題が主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違（※大学・大学院、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い）に留意し検討を行っていくことが重要である。</p> <p>なお、専門部会においては、以下のような議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人への円滑な移行を促進するための経過措置の検討ができないか。</li> <li>・高等学校以下の学校法人については都道府県知事の所管であるが、特区による学校を、設置者の希望がある場合、学校法人へ移行することを促すことについて、知事に対して国としての助言などをすることが必要ではないか。</li> <li>・義務教育段階である小学校・中学校については、教育機会確保の観点から、学校法人化に関わる規制緩和についての検討がなされることが望ましい。</li> <li>・義務教育段階である小学校・中学校については、少子化に伴って地域拠点である学校が廃校になり空白地帯が生まれることで地域社会に悪影響があるなどの状況をかんがみ、特区を含めた手段を活用して地方自治体が学校を維持する多様な設置形態が、今後も存在し得る意義は大きい。</li> </ul>

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成21年度 (H22.2.4)	その他 (平成23年度以降に評価を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について、現時点では判断できない。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況については、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等で、多くの問題点が認識されている。しかし、学校段階別には、(1)義務教育段階については、小学校・中学校とも各1校しか事例がないこと、(2)高等学校段階については、23校の事例があるが、赤字が約4割を占め、教育面についても課題が多く見られること、(3)大学については、6校中5校が赤字であって、学校事業からの撤退や、14キャンパスの学部すべての閉鎖を、それぞれ決定した事例、設置形態を学校法人へ転換した事例もあることなどから、弊害の有無の検証については、いずれの学校種についても検討材料を欠き、また、約3分の1の学校が学校法人化を視野に入れているなどといった状況にあるため、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。本特例措置については、第一義的には認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校(高等学校以下の場合に限る。)についての評価の実施・公表や、在学者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、教育上の支障等が生じないように、特区計画の円滑かつ確実な実施を図っていくことが重要である。</p> <p>しかしながら、認定地方公共団体は実態上基本的に市区町村であり、公立小・中学校の設置運営以外の実務的なノウハウを十分有していないことにも留意し、規制所管省庁においては、事業の適正な実施に資するよう、他の株式会社立学校における取組はもとより、私立学校や高等学校・大学関係の制度や取組に係る情報提供などの取組を行うことが重要である。 (次頁へつづく)</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
			<p>(つづき)</p> <p>また、規制所管省庁においては、認識されている諸課題が同様の学校種等でも生じているのか（例えば、通信制高校一般、私立大学一般との比較）、株式会社という設置形態に起因するところが大きいと考えられるのか等について、学校種の違い（小・中学校（義務教育）、高等学校、大学・大学院などの別）に留意しながら、諸課題を効果的に防ぐ方法の有無と併せ、更に分析することが重要である。</p> <p>なお、規制所管省庁においては、これまでに上記に係る知見やデータを多く蓄積しているため、今後これらを更に積極的に活用することが重要である。</p> <p>今後は、適用事例の動向や上記諸課題等の検討状況などを踏まえながら、平成23年度以降において評価を行う。</p> <p>なお、専門部会においては、以下のような議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社立学校の設置者に希望がある場合の、学校法人への円滑な移行を促進するための経過措置を検討すべきである。また、これまでの特区評価・調査の結果を踏まえて、学校種に応じて、社会ニーズに対応する多様な教育機会を増やすことを促進するために、特区以外の法制度の改変等の検討を進めることが望ましいと考える。</li> <li>・高等学校段階については、実態上、不登校生徒等の再チャレンジの場として機能し、地域にも徐々に定着しつつあるケースが存在することは積極的に評価すべきである。ただし、そのときに基本的に広域通信制で、大学と同様に、既に過当競争になりつつあるとの認定地方公共団体等の意見もあることに配慮すべきである。</li> <li>・認定地方公共団体の中には、特に、広域通信制である高等学校や大学について、学校に係る情報を十分に把握していない、適切な評価を行っていない等、その役割を果たし得ていないケースが見受けられるところであり、そうした地方公共団体については、今後、一層の自覚をもって必要な対応をしていくべきである。</li> </ul>

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
<p>平成24年度 (H24.6.29)</p>	<p><b>是正</b> (規制の特例措置の手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正された予防等の措置について特区における検証を要するもの)</p>	<p>規制所管省庁による調査では、以下に掲げるような問題点が認識された。</p> <p>①学校経営面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信制高校において特区外の民間教育施設で添削指導等を実施する事例 等</li> </ul> <p>②教育活動面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信制高校においてメディアを利用した場合の視聴確認や成果確認を行っていない事例</li> <li>・ 大学において、専任教員や実務家教員の取扱いや、教育課程等に関し疑義が呈される事例 等</li> </ul> <p>③認定地方公共団体（以下、「認定団体」という。）における関係事務の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校以下の株立学校への評価に関し、評価方法及び公表方法が不適切な事例</li> <li>・ 学校運営を行う学校設置会社への指導等を適切に行っていない事例 等</li> </ul> <p>一方、評価・調査委員会による調査では、本特例措置の実施により、英語教育、情報通信技術の活用、不登校生徒の受入れなどの地域の特色ある教育機会を提供する場として教育の多様化が図られた例や、生徒の地域行事への参加や世代間交流による地域活性化などの効用が見られた。さらに、市町村において税込増、スクーリングで訪れる関係者による宿泊需要等の増加、地元人材の雇用創出等が図られたことも確認された。</p> <p>このように、本特例措置の効果が認められる一方で問題点も指摘されている以上、全国展開は適切ではないとの意見で一致した。このため、以下のとおり本特例措置の運用を見直す。</p>	<p>1 具体的には、本特例措置の運用を以下のとおり見直す。生徒等の習熟度合いの多様性にも十分配慮しながら、教育の質の保証を確保しつつ、特区制度の趣旨に沿った運用が必要である。その際、現に学んでいる児童・生徒・学生や保護者の利益及び安定的な株立学校の運営の継続に十分配慮するとともに、各株立学校が掲げる教育の目的・内容にも十分留意しつつ、画一的に新たな基準を課すなど過度の規制強化につながらないようにしなければならない。 (次頁へつづく)</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
			<p>(つづき)</p> <p>(1) 内閣府は、内閣府通知「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて(通知)」(平成18年8月1日)を踏まえ、面接指導等(面接指導、添削指導、試験)が特区区域内で行われるよう、あらためて認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>(2) 規制所管省庁は、適切な教育活動が実現するよう、認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>(3) 内閣府及び規制所管省庁は、学校に対する助言指導体制の確保を認定団体に対して要請する。</p> <p>また、規制所管省庁は、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。</p> <p>2 併せて、新たな特区計画の申請があった場合は、その認定は、</p> <p>(1) 面接指導等(面接指導、添削指導、試験)の特区区域内での実施</p> <p>(2) 認定団体における指導体制の構築</p> <p>(3) 認定団体における評価実施とその結果の公表の徹底</p> <p>について、認定申請団体に確認した上で行う。</p> <p>また、規制所管省庁は、認定の同意に当たって、関係法令・通知等を踏まえた適切な教育活動の実施について助言する。</p> <p>3 既設の株立学校の学校法人化が議論となった。規制所管省庁が行った意向調査によれば、特に高校の多くが学校法人化を希望又は学校法人化に魅力を感じると回答している(小学・高校21校中18校、大学5校中1校)。</p> <p>これを踏まえ、規制所管省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、新たな学校の「設置」ではなく「設置者変更」として認可を行うなどのこれまでの制度の弾力化等について情報提供を行う。また、相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校から寄せられた懸念の解消に努め、学校法人化を支援する。特に、認可権者が都道府県の場合、当該都道府県の理解が得られるよう、学校や生徒・保護者等の立場に立って必要な支援を行う。</p> <p>4 なお、評価・調査委員会は、適当と認める時期に、上記運用の改善状況及び学校法人化の進捗状況について規制所管省庁に報告を求めることとする。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
令和4年度 (R5.5.31)	その他 (令和5年度に評価を行う。)	<p>評価・調査委員会の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校種を問わず、総じて「効果が発現している」との回答であった。</li> <li>・具体的には、意思決定の速さなどの株式会社立のメリットを活かし、効率的な学校運営に努めつつ、英語教育、不登校、IT・デジタル、学び直しなど、現行制度ではカバーし切れない特色ある教育機会を提供する場として機能している点や、公立学校との交流授業や学校施設の開放、ボランティア・体験学習・地域イベント参加を通じた地元住民との積極的交流、地域における生涯学習への寄与などによる地域活性化の効果がみられた。</li> <li>・入学の動機は学校の雰囲気やカリキュラム、先生の熱意などで株式会社立を理由とした回答はなく、また入学後の満足度も総じて高かった。</li> <li>・小学校、大学については、大きな弊害は認められなかった。</li> <li>・高等学校については、上記の通り地域活性化への効果が認められたものの、一部の認定地方公共団体において、専門知識を有する人材不足により適切な指導管理体制が確保されておらず、また、毎年度実施している学校評価を認識不足により公表していないとの回答があった。</li> <li>・教育上の効果として、不登校や中途退学など特別な配慮を必要とする生徒への教育機会・再チャレンジの機会の確保や、豊かな自然環境など地域の特色を活かした教育の提供など、経済的社会的効果として、特区区域内における転入者や交流人口の増加、スクーリング等による宿泊需要や飲食等関連消費需要の増加、新たな設備投資需要や雇用創出、税収増、地域住民との交流等による地域活性化、リスキリング機会提供によるキャリアアップや復職・転職等への寄与等による人材育成への貢献などの回答が寄せられた。(次項へつづく)</li> </ul>	<p>特区を含めた様々な手段を活用して多様な教育へのニーズに応える必要性や学校の継続性・安定性等に対する信頼に応える必要性等がある中で、本特例措置については、認定地方公共団体における指導監督体制の整備及び毎年度の評価等を踏まえた教育環境の改善などに関する課題が生じていることを踏まえ、各事業者や認定地方公共団体において、適正・適切に実施されていく必要がある。このため、関係府省庁は、効果や弊害が主として本特例措置に起因するものであるかについても検証しながら、現在指摘されている課題を踏まえ、事業の適正実施、多様な教育の実現等のために必要な是正措置等の検討・対応を行い、評価委員会へ報告を行う。本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、令和5年度に行う。</p>

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な運営のため、デジタル技術の活用や資材調達等の一元化などの工夫を行っており、その結果、教育の充実による生徒の学力や進学実績等の向上につながっているなどの回答が寄せられた。</li> <li>・ 株式会社立のメリットとして、意思決定の速さ、資金確保の容易さ、独創的かつ先進的な教育の提供、現行の教育制度ではカバーしきれない多様な教育ニーズへの柔軟な対応、より実務指向の教育が行いやすいなど、デメリットとしては公的助成や税制面の優遇がないなどの回答があった。</li> <li>・ 入学のきっかけは、株式会社立かどうかではなく、特色ある教育、先生の熱意や学校の雰囲気、オンラインによる学びやすさ、学生生活の自由度の高さ、実績などで選んだという回答が多く、入学後も人間関係面での成長を実感した、希望の大学に合格できた等、満足度も総じて高い。</li> <li>・ すべての株立小学校が学校法人化を指向しているが、資産要件や所轄庁（都道府県）が新規設置を認めていない等の課題があるとの回答があった。</li> <li>・ 大学について、一部の認定地方公共団体より、変更が生じる場合の変更申請の可否や、内閣府及び文科省手続きのスケジュール等の明確化を要望する回答があった。（次項へつづく）</li> </ul>	

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>関係府省庁の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教育の安定性や継続性、水準の確保に関して弊害が生じているという結果であった。</li><li>・具体的には、学校経営面（収支状況、定員充足率、廃校等の状況）、教育研究面（法令違反や不適切な教育活動、教育研究経費の割合）、認定地方公共団体における管理体制（評価結果の未公表、適切な指導監督体制の未確保）のいずれにおいても、前回調査時と同様に課題が見られた。</li><li>・学校経営面については、①高等学校以下について、直近5年間で学校部門の収支状況が赤字の学校は約25%であり、過半数の学校が定員充足率が60%未満となっている。また、本制度開始から約20年の間に高等学校は28校中3校が廃校（11%）し、9校が学校法人立化（32%）しており、安定性・継続性に大きな懸念があると言わざるを得ない上に、今後の少子化の影響（15年後の15歳人口は令和4年度比で25%減）を踏まえれば、これが一層深刻なものとなることが懸念される。②大学について、特区開始から設立後わずかな期間に7校中5校（71%）が学校の廃止や学部の廃止、学校法人立化に至っており、新設校もない状況が続いている。また、定員が未充足の学部・研究科は今も存在している。</li></ul> <p>（次項へつづく）</p>	

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>・教育研究面については、①高等学校について、平成24年の是正対象となった特区区域外での教育活動に該当する例をはじめとして、添削課題を択一式や短答式のみとしている例や添削指導で解説を付さない例、当該教科の教員免許状を有していない教員が面接指導を行っている例、学習指導要領で定める面接指導の時間数を満たしていない例、多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免について、実時間減免等の不適切な運用を行っている例、試験問題が全て選択式であったり、添削課題の抜粋であったりする例、学習が終わっていない中に試験を実施する例、図書室など校舎に備えるべき施設が設けられていない例などの法令違反や不適切な教育活動等の事例が多く見られた。②大学について、教育研究経費の収入に占める割合は最大でも2割程度であり低い状況（大学全体の平均は40.4%）。また、認証評価において1校は不適合との評価を受けている上、他の1校についても1専攻は不適合とされその後廃止、もう1専攻も不適合の後、複数回を経て適合との評価を受けている。教員の雇用形態についても2校が不適切な状態にある。このように、学校法人と比べ教育研究への投資が十分でない上、不適切な教育研究活動の実態が見られた。（次項へつづく）</p>	

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定地方公共団体における管理体制については、小学校及び高等学校を設置認可する19認定地方公共団体のうち、5自治体（26％）において特区法で義務づけられている株立学校の評価結果の公表を行っておらず、学校評価において株式会社の経営状況の確認を行っていない例も見られた。また、平成24年の是正措置や平成29年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制の確保が求められてきたにもかかわらず、14自治体（74％）では担当者に教育事務経験者が含まれておらず、適切な指導監督が困難となっている実態が見られた。</li> <li>・本特例措置の全国化に係る意見については、認定地方公共団体においては、半数以上の自治体が「現時点ではわからない」と回答し、「引き続き検証が必要」とする意見のほか、学校の安定性・継続性の確保の観点から「全国化すべきでない」とする意見が複数あった。また、認定地方公共団体が所在する都道府県においては、約4割が「全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要」とし、残りの約6割が「現時点ではわからない」と回答。（次項へつづく）</li> </ul>	

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>・各学校種については、</p> <p>①小学校について、これまで設置されたのは3校のみであり、うち1校は令和3年4月に開設されたばかりであることを踏まえ、引き続き検証が必要。</p> <p>②高等学校について、平成24年の是正対象となった特区区域外での教育活動を含め違法・不適切な事例が引き続き多数見られること、平成24年の是正措置や平成29年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、株立学校に対して適切な指導監督を行うことができる認定地方公共団体の体制の確保が求められているにもかかわらず、引き続き体制が不十分な自治体が多くあることが判明した。さらに、廃校や学校法人立化する割合も高く、継続性・安定性の観点で懸念があり、少子化の影響によりこれが一層深刻なものとなる恐れがある。このような現状等を鑑みれば、本特例措置における通信制高等学校については更なる是正により運用の適正化を図る等の見直しを行う必要があると考える。</p> <p>③大学について、特区開始から設立後わずかな期間に7校中5校が学校の廃止や学部の廃止、学校法人立化に至っており、現在は4校のみで新設校もない状況が続いている。教育研究経費比率は最大でも2割程度であり大学全体の平均よりかなり低く、また、一部の大学は認証評価において不適合との評価を受けているなど、学校法人と比べ教育研究への投資が十分でない上、不適切な教育研究活動の実態が見られる。法人全体の経営効率化等のため、当該事業が簡単に廃止され得ることが明らかになっているなど、教育の安定性・継続性、質の高い教育機会の確保等の観点から懸念がある。（次項へつづく）</p>	

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>教育部会においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弊害が、主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か考慮する必要がある。</li> <li>・調査・評価委員会の調査によると、特区制度の効果（特区制度を活用して、例えば、教育の国際性、多様性、先進性を補う。）が出ているとのことであり、この点は評価する必要がある。</li> <li>・特区制度の効果がないとはいわないが、株式会社立の学校が、特に特徴がある、又は、進んでいるという認識はなく、学校法人立でも、特徴がある、又は、進んでいる教育が行われている学校は沢山ある。</li> <li>・通信制高校に関しては、データをみる限り、特区制度ができた平成15年度以降、数が倍増しているが、株式会社より、学校法人による設立の割合が多くなっており、学校法人による設立について参入障壁があるようには思えない。</li> <li>・株式会社立の学校は、1割を超える学校が廃校になっており、一般的に見て明らかに高く、継続性・安定性に大きな懸念がある。</li> <li>・株式会社立の学校の場合、認可が要らない分、いろいろなチャレンジができる一方で助成金もないということだと思う。</li> <li>・世界的に、いわゆるプロフィットの大学等教育機関の持っている安定性・継続性の問題を考えると、今後どのくらいニーズが伸びるのかどうかという問題は重要である。</li> <li>・大学に関しては、新設校はない状況が続いている。通信制高校に関しては、定員充足率が非常に低い学校が株式会社立について多い。当該自治体が、地域活性化に特例事業を活用したいというローカルなニーズはあるのかも知れないが、少子化の中で共倒れの可能性が高まるのではないかと懸念している。</li> </ul> <p>(次項へつづく)</p>	

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校に関しては、少子化ではあるが、日本では高校進学率が非常に高いため、従来の高校にはないニーズを拾っていく主体として株式会社立の学校は重要かと思っている。</li> <li>・通信制高校は、学校法人立及び株式会社立について、個々の学校ごとに、在籍率の差が大きい。また、通信制教育は、教育の質を落とすことでコストカットしやすい仕組みになっている。</li> <li>・過去に株式会社立の学校で、杜撰な経営が行われたことは問題であり、全国展開は時期尚早であると思うし、しっかり改善していく必要がある。</li> <li>・全国展開は適切な状況ではないとの見解は理解する部分がある。その上で、公的助成・税制優遇がない中で、株式会社立学校は、安定性・継続性がないから、不適切だという結論は納得できる状況にはなく、学校法人立と前提条件を一定にして比較する必要がある。</li> <li>・設置者が、株式会社であろうと学校法人であろうと、学校としての法的位置づけに差がなく、子供たちの学び、ニーズに応じた教育を保障していくことが大事。設置者が学校誘致の意向を強く有する市町村であることは、安易な認可と指導監督の不足を招く。</li> <li>・特区制度について、認定市町村の役割が重要だが、何かあったときに、改善するというシステムが働いているか非常に心配である。学校法人については、都道府県に担当部署がある。</li> <li>・小学校については、報告書で明確に特出した課題があるということは示していないものの、実際、特色がある教育が行われているのは事実であると認識している。他方で、臨時免許状で勤務をしている者が明らかに多い状況。教員の給与についても、一般水準より大変低い。小学校については、義務教育であるため、これを全国化していくことは、非常に社会的影響が大きい。</li> </ul> <p>(次項へつづく)</p>	

# 特例措置の評価・調査経緯

## これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>・大学については、実務家教員による効果的な教育、産業界のニーズを踏まえた教育が行われていることは、調査において現れていると認識している。一方で、教育研究への注力の度合い、最近新設の学校がない等の点を踏まえると、全国展開に至るような状況ではない。</p> <p>・本特例制度について、意味がない、廃止すべきとまでは思っていないが、今回の調査において、課題は引き続き存在していると指摘した。個別具体的な学びとか不登校対策でいろいろなタイプの居場所が必要であるという点は、文部科学省も進めているところであり、それは普通の学校、不登校特例校、教育委員会が整備する適応指導教室、あるいはNPOと協力しながら子供たちに居場所を提供する場合等、いろいろなタイプの居場所をつくっている。</p> <p>・学校と名乗る以上は、継続性・安定性に関する学校というものに対する信頼に応えるべき。継続して一定の質以上の活動を行うことが大切であり、パイロットだから多少不備があってもという考え方は持っていない。そのチェック機能を認定市町村が果たしているのかということは疑問。</p> <p>特に、義務教育については、憲法上の教育を受ける権利を保障するために義務教育制度を整備しているのだから、学校と名のつくところに行っただけに思わぬことが起きたということがあってはならず、かなり慎重に考えるべきだと思っている。全国化というのはそう簡単に議論できることではないと思っている。</p> <p>などの意見があった。</p> <p>以上より、教育部会においては、本特例措置について、指摘されている課題を受け止め、整理し、対応措置を検討しつつ、令和5年度に評価を行うことが適当と判断する。</p>	

# 特例措置の評価・調査経緯

## 平成24年度上半期の評価意見を踏まえた対応

H24上半期評価意見「今後の対応方針」（抄）	日付	対応内容
構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の在り方に係る 評価・調査委員会の評価意見に関する今後の政府の対応方針（参考①）		
<p>1（1）内閣府は、内閣府通知「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて（通知）」（平成18年8月1日）を踏まえ、面接指導等（面接指導、添削指導、試験）が特区区域内で行われるよう、あらためて認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>（2）規制所管省庁は、適切な教育活動が実現するよう、認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>（3）内閣府及び規制所管省庁は、学校に対する助言指導体制の確保を認定団体に対して要請する。</p> <p>また、規制所管省庁は、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。</p>	H24.10.5	<p>「構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社が設置する学校から学校法人が設置する学校への移行について（文部科学省通知）」（参考②）</p> <p>「学校設置会社による学校設置事業に関する取扱いについて（内閣府通知）」（参考③）</p>
<p>2（1）面接指導等（面接指導、添削指導、試験）の特区区域内での実施</p> <p>（2）認定団体における指導体制の構築</p> <p>（3）認定団体における評価実施とその結果の公表の徹底</p>	H29.1.27	<p>構造改革特別区域基本方針の一部変更（参考④）</p>
<p>3 規制所管省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、新たな学校の「設置」ではなく「設置者変更」として認可を行うなどのこれまでの制度の弾力化等について情報提供を行う。相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校から寄せられた懸念の解消に努め、学校法人化を支援する。</p>	H24.10.5	<p>「構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社が設置する学校から学校法人が設置する学校への移行について（文部科学省通知）」（参考②）</p>
<p>4 評価・調査委員会は、適当と認める時期に、上記運用の改善状況及び学校法人化の進捗状況について規制所管省庁に報告を求めることとする。</p>	H28.7.29 H28.10.7 H28.12.13	<p>第33回評価・調査委員会            第34回評価・調査委員会            第35回評価・調査委員会</p>

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る  
評価・調査委員会の評価意見に関する今後の政府の対応方針

平成24年8月21日  
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、評価・調査委員会は、構造改革特別区域（以下「特区」という。）において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見を取りまとめたところである。

これを踏まえ、構造改革特別区域推進本部は、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

**是正する規制の特例措置**

規制の特例措置「学校設置会社による学校設置事業（816）」については、「弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合」（基本方針2.（3）②エ）に該当するため、是正することとし、別紙のとおり運用を見直す。

別紙 是正する規制の特例措置

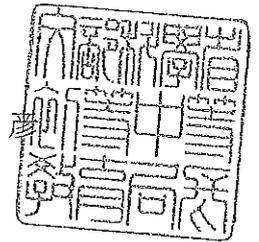
基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	所管省庁
816	学校設置会社による学校設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。	<p>1 具体的には、本特例措置の運用を以下のとおり見直す。 生徒等の習熟度合いの多様性にも十分配慮しながら、教育の質の保証を確保しつつ、特区制度の趣旨に沿った運用が必要である。その際、現に学んでいる児童・生徒・学生や保護者の利益及び安定的な私立学校の運営の継続に十分配慮するとともに、各私立学校が掲げる教育の目的・内容にも十分留意しつつ、画一的に新たな基準を課すなど過度の規制強化につながらないようにしなければならない。</p> <p>(1)内閣府は、内閣府通知「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて(通知)」(平成18年8月1日)を踏まえ、面接指導等(面接指導、添削指導、試験)が特区区域内で行われるよう、あらためて認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>(2)規制所管省庁は、適切な教育活動が実現するよう、認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>(3)内閣府及び規制所管省庁は、学校に対する助言指導体制の確保を認定団体に対して要請する。また、規制所管省庁は、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。</p> <p>2 併せて、新たな特区計画の申請があった場合は、その認定は、 (1)面接指導等(面接指導、添削指導、試験)の特区区域内での実施 (2)認定団体における指導体制の構築 (3)認定団体における評価実施とその結果の公表の徹底 について、認定申請団体に確認した上で行う。 また、規制所管省庁は、認定の同意に当たって、関係法令・通知等を踏まえた適切な教育活動の実施について助言する。</p> <p>3 既設の私立学校の学校法人化が議論となった。規制所管省庁が行った意向調査によれば、特に高校の多くが学校法人化を希望又は学校法人化に魅力を感じると回答している(小学・高校21校中18校、大学5校中1校)。 これを踏まえ、規制所管省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、新たな学校の「設置」ではなく「設置者変更」として認可を行うなどのこれまでの制度の弾力化等について情報提供を行う。また、相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校から寄せられた懸念の解消に努め、学校法人化を支援する。特に、認可権者が都道府県の場合、当該都道府県の理解が得られるよう、学校や生徒・保護者等の立場に立って必要な支援を行う。</p> <p>4 なお、評価・調査委員会は、適当と認める時期に、上記運用の改善状況及び学校法人化の進捗状況について規制所管省庁に報告を求めることとする。</p>	文部科学省



各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 長  
構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長

布 村 幸 彦



(印影印刷)

文部科学省高等教育局私学部長

小 松 親 次 郎



(印影印刷)

構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社が設置する  
学校から学校法人が設置する学校への移行について（通知）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業については、近年、学校設置会社が設置する学校から学校法人が設置する学校への移行を希望される場合があります。

その際の手続に関する学校教育法（昭和22年法律第26号）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）の解釈は下記のとおりであり、各都道府県及び特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）においては、本通知の内容を参考としつつ、関係諸制度の適切な運用に努めていただくようお願いします。

各都道府県私立学校主管課においては、認定地方公共団体の求めに応じて、経営面の実務や学校の設置者の変更に関する情報提供及び助言等について御協力いただくようお願いします。また、各都道府県教育委員会においては、認定地方公共団体の求めに応じて、適正な教育の実施のための助言等について御協力いただくようお願いします。各認定地方公共団体においては、所轄する学校設置会社に対しても、本通知の内容について御周知くださるようお願いします。

本件に関する相談窓口を、以下のとおり設けますので、各都道府県、各認定地方公共団体及び各学校において御不明な点があればお問い合わせください。

なお、文部科学省においては、各認定地方公共団体において必要な情報が確保されるよう、適宜情報提供に努めてきたところですが、今後、更に文部科学省主催の都道府県私立学校主管課を対象とする会議等への出席を可能とする予定です。

また、現在の通信制高等学校を設置する学校設置会社による学校設置事業の状況を踏まえ、その留意事項を平成24年9月21日付け「構造改革特別区域法第12条第1項に基づく学校設置会社による学校設置事業等について（通知）」により、取りまとめていますので、その内容にも御留意ください。

そのほか、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見に関する今後の政府の対応方針」（平成24年8月21日付け構造改革特別区域推進本部決定）（別紙）の内容に御留意ください。

## 記

### 1. 学校の設置者を変更するに当たっての手續について

学校設置会社が既に設置している学校を、学校法人が設置する学校に移行する場合には、当該学校が地域の特性を生かした教育の実施の必要性等に対応するために設置された趣旨や、これまでの教育活動実績に対する評価を踏まえるなど適切に行われるよう十分留意すること。

当該移行に際して、学校教育法第4条第1項及び私立学校法第30条第1項等に規定された学校設置認可及び寄附行為認可の手續を行うか、又は、学校教育法第4条第1項及び私立学校法第45条第1項等に規定された設置者変更認可等の手續に準じて行うかは、認可権者（高等学校以下の学校種であれば都道府県知事）が判断して差し支えなく、また、その際、法令上の手續を経て判断する必要があること。

### 2. 校地・校舎の自己所有要件について

学校法人を新設する場合の校地及び校舎等の基本財産の取扱いについては、平成19年3月28日付け18文科高第756号「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」において示しているので、同通知の考え方を踏まえ、構造改革特別区域内において認定地方公共団体から校地・校舎を借用していた学校について、その設置者が学校設置会社から学校法人に移行する場合に、引き続き認定地方公共団体から校地・校舎を借用することとする場合は、これを自己所有と同等と見なすことができること。

【本件照会先・相談窓口】

(学校の設置について)

・初等中等教育段階

初等中等教育局初等中等教育企画課企画係

電話（代表）：03-5253-4111（内線2589）

・高等教育段階

高等教育局高等教育企画課法規係

電話（代表）：03-5253-4111（内線2482）

(学校法人の寄附行為認可，校地・校舎の自己所有について)

高等教育局私学部私学行政課法規係

電話（代表）：03-5253-4111（内線2532）

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る  
評価・調査委員会の評価意見に関する今後の政府の対応方針

平成24年8月21日  
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、評価・調査委員会は、構造改革特別区域（以下「特区」という。）において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見を取りまとめたところである。

これを踏まえ、構造改革特別区域推進本部は、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

是正する規制の特例措置

規制の特例措置「学校設置会社による学校設置事業（816）」については、「弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合」（基本方針2.（3）②エ）に該当するため、是正することとし、別紙のとおり運用を見直す。

別紙 是正する規制の特例措置

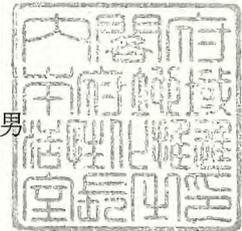
基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	所管省庁
816	学校設置会社による学校設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。	<p>1 具体的には、本特例措置の運用を以下のとおり見直す。 生徒等の習熟度合いの多様性にも十分配慮しながら、教育の質の保証を確保しつつ、特区制度の趣旨に沿った運用が必要である。その際、現に学んでいる児童・生徒・学生や保護者の利益及び安定的な私立学校の運営の継続に十分配慮するとともに、各私立学校が掲げる教育の目的・内容にも十分留意しつつ、画一的に新たな基準を課すなど過度の規制強化につながらないようにしなければならない。 (1) 内閣府は、内閣府通知「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて(通知)」(平成18年8月1日)を踏まえ、面接指導等(面接指導、添削指導、試験)が特区区域内で行われるよう、あらためて認定団体に対して周知・指導する。 (2) 規制所管省庁は、適切な教育活動が実現するよう、認定団体に対して周知・指導する。 (3) 内閣府及び規制所管省庁は、学校に対する助言指導体制の確保を認定団体に対して要請する。また、規制所管省庁は、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。</p> <p>2 併せて、新たな特区計画の申請があった場合は、その認定は、 (1) 面接指導等(面接指導、添削指導、試験)の特区区域内での実施 (2) 認定団体における指導体制の構築 (3) 認定団体における評価実施とその結果の公表の徹底 について、認定申請団体に確認した上で行う。 また、規制所管省庁は、認定の同意に当たって、関係法令・通知等を踏まえた適切な教育活動の実施について助言する。</p> <p>3 既設の私立学校の学校法人化が議論となった。規制所管省庁が行った意向調査によれば、特に高校の多くが学校法人化を希望又は学校法人化に魅力を感じると回答している(小学・高校21校中18校、大学5校中1校)。 これを踏まえ、規制所管省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、新たな学校の「設置」ではなく「設置者変更」として認可を行うなどのこれまでの制度の弾力化等について情報提供を行う。また、相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校から寄せられた懸念の解消に努め、学校法人化を支援する。特に、認可権者が都道府県の場合、当該都道府県の理解が得られるよう、学校や生徒・保護者等の立場に立って必要な支援を行う。</p> <p>4 なお、評価・調査委員会は、適当と認める時期に、上記運用の改善状況及び学校法人化の進捗状況について規制所管省庁に報告を求めることとする。</p>	文部科学省



府地活第265号  
平成24年10月5日

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
地方公共団体の長 殿

内閣府地域活性化推進室長  
加藤 利男



### 学校設置会社による学校設置事業に関する取扱いについて（通知）

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれましては、平素より構造改革特別区域制度の推進につき、大変お世話になっております。

このたび、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見に関する今後の政府の対応方針」（平成24年8月21日構造改革特別区域推進本部決定。以下「対応方針」という。）（別添1参照）が決定されました。

貴団体におかれましては、構造改革特別区域制度の趣旨を十分に御理解の上、特区法第4条第11項に規定する認定構造改革特別区域計画（以下「認定計画」という。）の実施に責任を有する立場として、その円滑な実施に努められているものと存じますが、下記のとおり、法令にのっとった適切な対応を行っていただくよう、改めてお願いいたします。

### 記

1. 特区法第12条に規定する特例措置の適用を受けて学校設置会社が設置する高等学校が通信制の課程で行う教育として面接指導等（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条第1項に規定する添削指導、面接指導及び試験をいう。）を行う場合、当該面接指導等は認定計画に記載された構造改革特別区域の区域内において行われる必要があること。これは、「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて（通知）」（平成18年8月1日 内閣府構造改革特区担当室）（別添2参照）を踏まえ、改めて特区法の趣旨に沿った運用を求めるものであること。

なお、対応方針においては、本特例措置の運用に当たっては、現に学んでいる生徒・保護者の利益及び安定的な学校設置会社が設置する高等学校の運営の継続に十分配慮するとともに、当該高等学校が掲げる教育の目的・内容にも十分留意しつつ過度な規制強化につながらないようにしなければならないとされており、これに十分留意すること。

2. 学校設置会社が設置する学校に対する助言指導体制を確保すること。

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る  
評価・調査委員会の評価意見に関する今後の政府の対応方針

平成 24 年 8 月 21 日  
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、評価・調査委員会は、構造改革特別区域（以下「特区」という。）において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見を取りまとめたところである。

これを踏まえ、構造改革特別区域推進本部は、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

**是正する規制の特例措置**

規制の特例措置「学校設置会社による学校設置事業（816）」については、「弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合」（基本方針 2.（3）②エ）に該当するため、是正することとし、別紙のとおり運用を見直す。

別紙 是正する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	所管省庁
816	学校設置会社による学校設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。	<p>1 具体的には、本特例措置の運用を以下のとおり見直す。 生徒等の習熟度合いの多様性にも十分配慮しながら、教育の質の保証を確保しつつ、特区制度の趣旨に沿った運用が必要である。その際、現に学んでいる児童・生徒・学生や保護者の利益及び安定的な株立学校の運営の継続に十分配慮するとともに、各株立学校が掲げる教育の目的・内容にも十分留意しつつ、画一的に新たな基準を課すなど過度の規制強化につながらないようにしなければならない。</p> <p>(1)内閣府は、内閣府通知「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて(通知)」(平成18年8月1日)を踏まえ、面接指導等(面接指導、添削指導、試験)が特区区域内で行われるよう、あらためて認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>(2)規制所管省庁は、適切な教育活動が実現するよう、認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>(3)内閣府及び規制所管省庁は、学校に対する助言指導体制の確保を認定団体に対して要請する。また、規制所管省庁は、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。</p> <p>2 併せて、新たな特区計画の申請があった場合は、その認定は、 (1)面接指導等(面接指導、添削指導、試験)の特区区域内での実施 (2)認定団体における指導体制の構築 (3)認定団体における評価実施とその結果の公表の徹底 について、認定申請団体に確認した上で行う。 また、規制所管省庁は、認定の同意に当たって、関係法令・通知等を踏まえた適切な教育活動の実施について助言する。</p> <p>3 既設の株立学校の学校法人化が議論となった。規制所管省庁が行った意向調査によれば、特に高校の多くが学校法人化を希望又は学校法人化に魅力を感じると回答している(小学・高校21校中18校、大学5校中1校)。 これを踏まえ、規制所管省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、新たな学校の「設置」ではなく「設置者変更」として認可を行うなどのこれまでの制度の弾力化等について情報提供を行う。また、相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校から寄せられた懸念の解消に努め、学校法人化を支援する。特に、認可権者が都道府県の場合、当該都道府県の理解が得られるよう、学校や生徒・保護者等の立場に立って必要な支援を行う。</p> <p>4 なお、評価・調査委員会は、適当と認める時期に、上記運用の改善状況及び学校法人化の進捗状況について規制所管省庁に報告を求めることとする。</p>	文部科学省

平成18年8月1日

構造改革特区御担当者殿

内閣府構造改革特区担当室

## 株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて(通知)

貴団体におかれましては、平素より構造改革特区の推進につき大変お世話になっております。

さて、平成18年4月24日付けで「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する調査について(依頼)」の回答に当たっては、ご協力いただきありがとうございました。

調査依頼文書でもお伝えしましたとおり、構造改革特区制度は、構造改革特別区域法(以下「特区法」という。)に基づき、地域の活性化を図るために、地方公共団体が地域の特性に応じて構造改革特別区域計画(以下「特区計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることによって、特例措置を活用した特定事業を実施することを認める制度であります。

したがって、株式会社立通信制高校に係る特定事業<sup>※</sup>についても、当該高等学校が行う教育について、当該計画に記載された構造改革特別区域において特別の事情に対応するための教育を行うものとして特区計画を認定したものであります。

しかしながら、調査の結果、関係者の誤解等によって面接指導等が認定特区計画に記載された区域の区域外で行われている場合も見受けられるところであります。そのような面接指導は、認定特区計画に基づいているものではないため、特区法における特定事業として、第12条(学校教育法の特例)に基づく規制の特例措置の適用を受けません。従って、面接指導は認定構造改革特別区域の区域内で行われる必要があることに御留意の程願います。

もとより、貴団体におかれましては、特区制度の趣旨・法的性格を十分にご理解の上、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、特区計画の円滑な実施に努められているものとは存じますが、法令に則った認定特区計画の適正な実施が図られるべく適切な対応を行っていただくよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、上記の趣旨を明確にする観点から、別添のとおり、「構造改革特区計画認定申請マニュアル」を改訂いたしましたので、併せてご確認の程お願い申し上げます。ご不明の点等あれば、下記担当までご連絡下さい。

## ※「816 学校設置会社による学校の設置事業」:

株式会社によって設置された学校が、地域の特性を活かした教育の必要性等の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うこと(特区法第12条第1項及び第2項)

通信制高校であれば、面接指導等(高等学校通信教育規程第2条に規定する面接指導等。協力校やいわゆる面接指導施設といった本校の校舎以外の場所で行われるものも含む。)についても、構造改革特別区域において地域の特性に応じて行う教育に位置付けられるものである場合には、法第2条第2号に規定する特定事業の一部として、法第12条に規定する特例措置の適用を受けるものとなります。

(担当) 内閣府構造改革特区担当室 佐藤・森本

電話 03-5521-6614 / 03-5521-6639

FAX 03-3500-0560

E-mail takahiro.sato@cas.go.jp

平成 29 年 1 月 27 日 構造改革特別区域基本方針の一部変更 新旧対照表

下線：変更箇所

変更後(平成 29 年 1 月 27 日改正)		変更前(平成 28 年 3 月 22 日改正)	
構造改革特別区域基本方針 別表 1		構造改革特別区域基本方針 別表 1	
番号	816	番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業	特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
(略)	(略)	(略)	(略)
特例措置の内容	<p>(略)</p> <p>第 2 条第 1 項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第 3 条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 2 項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の<u>全て</u>に適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>第 4 条第 1 項第 3 号 私立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</u> 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長。第 10 条、第 14 条、第 44 条（第 28 条、第 49 条、第 62 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）及び第 54 条第 3 項（第 70 条第 1 項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。</p> <p>2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、</p>	<p>(略)</p> <p>第 2 条第 1 項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第 3 条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 2 項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の<u>すべて</u>に適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>第 4 条第 1 項第 3 号 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長。第 10 条、第 14 条、第 44 条（第 28 条、第 49 条、第 62 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）及び第 54 条第 3 項（第 70 条第 1 項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。</p> <p>2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、</p>	

	<p>その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の<u>全て</u>に適合していなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。</p> <p>学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>(1) 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>(2) 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>(文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。)</p> <p>(略)</p> <p>6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13</p>		<p>その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に適合していなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。</p> <p>学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>(1) 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>(2) 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>(文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限、備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。)</p> <p>(略)</p> <p>6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13</p>
--	---	--	---

	<p>条若しくは第 14 条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。</p> <p><u>なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係る PDCA サイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>11. 認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない(大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。)</u></p> <p><u>(1) 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。</u></p> <p><u>(2) 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</u></p>		<p>条若しくは第 14 条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。</p>
--	--	--	--

<p>同意の要件</p>	<p>地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。</p> <p>1. 上記「特例措置の内容」に記載されている2.(1)及び11.の事項の内容が確保されていること。</p> <p>2. 認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.(2)及び(3)の事項の内容が確認されること。</p> <p>3. 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること。</p>	<p>同意の要件</p>	<p>特になし</p>
--------------	---	--------------	-------------

# 学校設置会社による学校設置事業に関する調査結果（令和4年度）の概要

## 1. 学校数（これまでに設置された学校数）（令和5年3月31日現在）

小学校 3校（3校）  
高等学校 16校（28校：9校は学校法人化、3校は廃校）  
大学 4校（7校：2校は学校法人化、1校は廃校）  
※令和5年4月現在は小学校2校（1校学校法人化）、高等学校17校（1校新設）

## 2. 調査において見られた主な課題（弊害）

### ①学校経営面

#### 【高等学校以下】

- ・学校部門の収支状況が直近5年間で赤字の学校が約25%
- ・過半数の学校で定員充足率が60%未満
- ・制度開始から現在まで、28校中3校が廃校し（11%）、9校が学校法人立化（32%）

#### 【大学】

- ・制度開始から現在まで、7校中1校で学校廃止、2校で学部の廃止、2校で学校法人立化。  
また、平成20年以降は新設校なし。

### ②教育研究面

#### 【高等学校以下】

- ・構造改革特別区域外で教育活動を実施している。（平成24年度の評価でも指摘）
- ・当該教科の教員免許状を有していない教員が面接指導を行っている。
- ・学習指導要領に定める面接指導の時間数を満たしていない。
- ・図書室など校舎に備えるべき施設が設けられていない。

#### 【大学】

- ・教育研究経費の収入に占める割合は最大でも2割程度であり低い（学校法人立を含む大学全体の平均：40.4%）。
- ・認証評価において不適合の評価を受けている大学がある。
- ・教員の雇用形態が不適切な大学がある。

### ③認定地方公共団体における管理体制（主に高等学校以下）

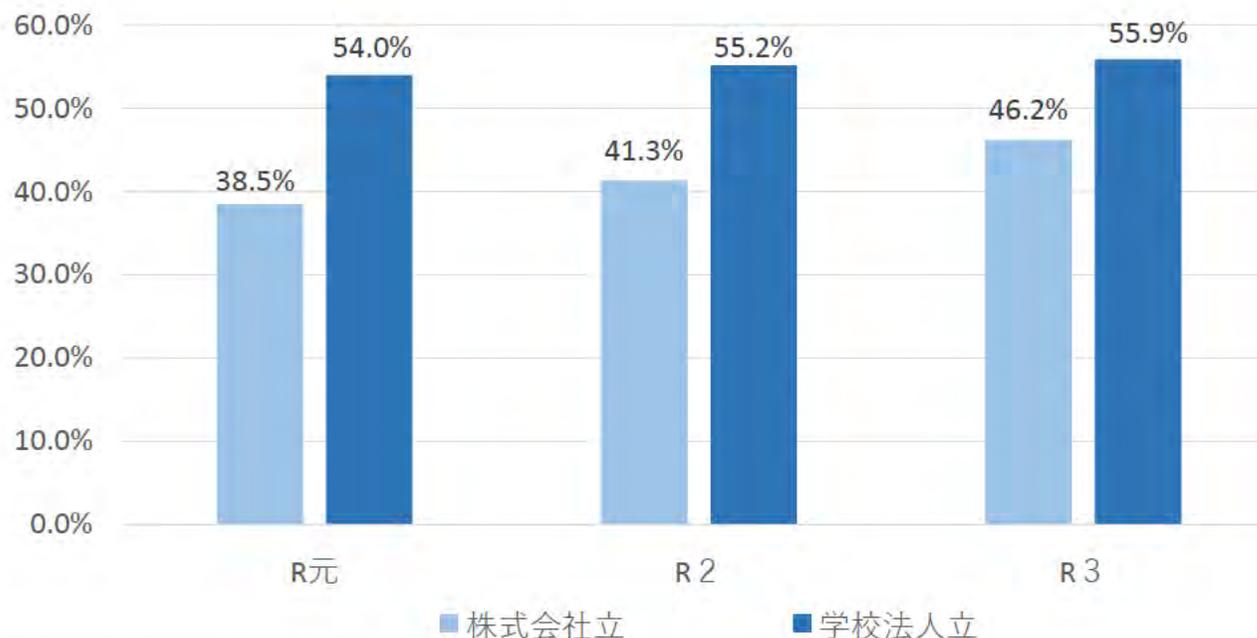
- ・5自治体（26%）で、学校の評価結果の公表（特区法上の義務）を行っていない。
- ・評価において、設置会社の経営状況の確認を行っていない。
- ・14自治体（74%）で、担当者に教育事務経験者が含まれておらず、適切な指導監督が困難。

→前回調査（平成23年度）でも見られた課題が依然として見られた。

# 株式会社立と学校法人立の広域通信制高校の比較について

定員充足率については、令和元年度から令和3年度にかけて、いずれの年も学校法人立の方が高い。

## ①定員充足率（1校あたりの平均）



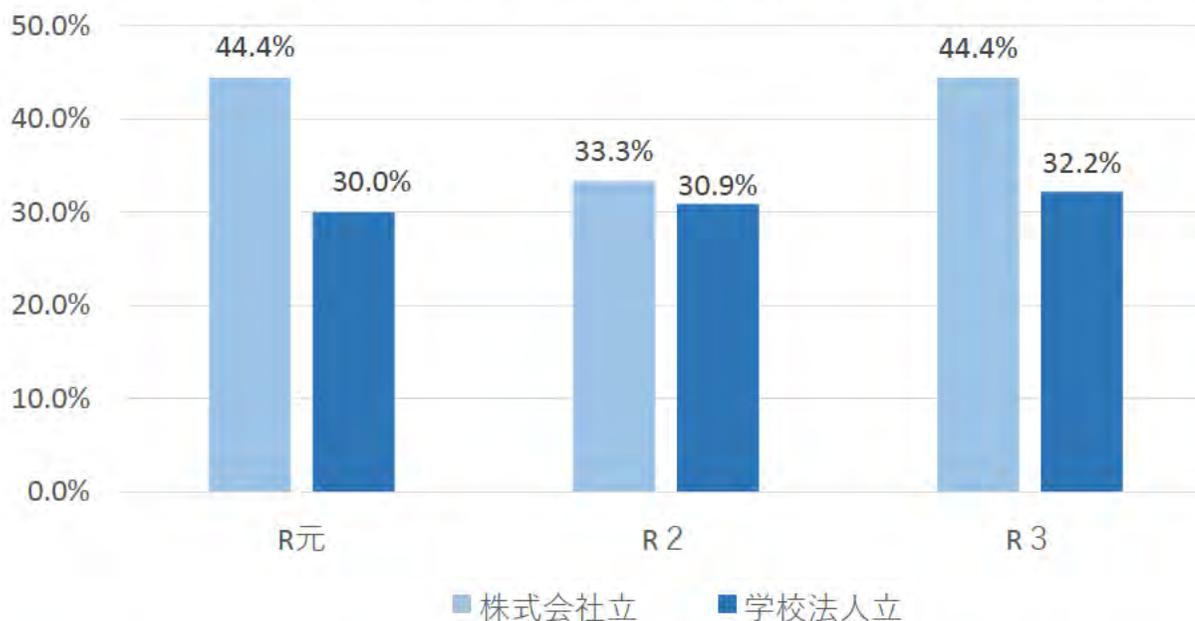
※各学校の在籍生徒数を定員数で割って算出した定員充足率の平均を算出。

※株式会社立については、調査票に回答のあった13校が対象。学校法人立については、広域通信制課程と全日制課程の両方を設置する学校法人を除き、広域通信制課程のみを設置する学校法人を対象としており、令和元年度は50校、令和2年度は55校、令和3年度は59校が対象。

# 株式会社立と学校法人立の広域通信制高校の比較について

収支状況については、経常収支差額比率が0又はマイナスとなっている学校の割合は令和元年度から令和3年度にかけていずれの年も、株式会社立の方が高い。

## ②収支状況（経常収支差額比率が0又はマイナスの学校の割合）



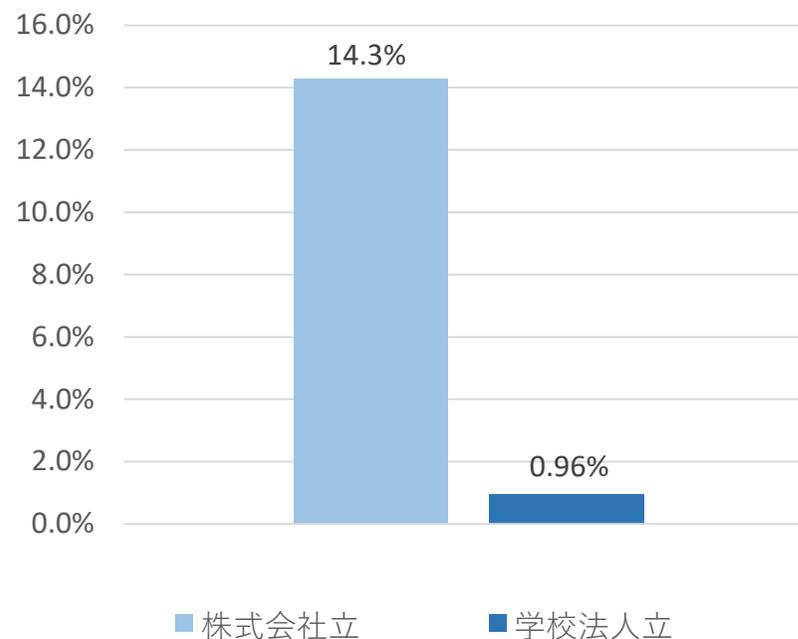
※経常収支差額比率は、経常収支差額÷（教育活動収入計+教育活動外収入計）×100により算出され、学校の活動のうち臨時的な要素を除いた経常活動の収支差額を見るために用いられる指標。経常収支差額比率が0又はマイナスの場合、経常的な利益がない、または赤字となっていることを示す。

※株式会社立については、調査票に回答のあった学校のうち、学校法人会計に組み替えて回答を行った9校が対象。学校法人立については、定員充足率と同様に広域通信制課程のみを設置する学校法人を対象としており、令和元年度は50校、令和2年度は55校、令和3年度は59校が対象。

# 株式会社立と学校法人立の広域通信制高校の比較について

ウィッツ青山学園事件（平成28年度）以降の広域通信制高校の廃校率は学校法人立に比べ、株式会社立の方が高い。

③平成28年度以降の廃校率



※平成27年度以前のデータは収集していない。

※株式会社立については母数21校のうち3校が廃校、学校法人立については母数104校（株立からの移行分を除く）のうち1校のみが廃校となっている。

株式会社立と学校法人立の広域通信制高校を同条件で比較することは困難であるが、

- ・定員充足率については、令和元年度から令和3年度にかけて、いずれの年も学校法人立の方が高い。
- ・収支状況については、経常収支差額比率が0又はマイナスとなっている学校の割合は令和元年度から令和3年度にかけていずれの年も、株式会社立の方が高い。
- ・廃校率については、ウィッツ青山学園事件（平成28年度）以降、学校法人立に比べ、株式会社立の方が高い。

という結果となり、特に廃校については大きな差が見られた。

株式会社立の広域通信制高校の設置にあたっては、特区申請を行う認定地方公共団体が認可の基準を設定するところ、現状では、学校が備えておくべき資産の要件や生徒確保の見込みについて、学校法人の要件よりも低い要件を課すことも可能となっている。これにより、経営が悪化した際に、在校生を卒業させるだけの資産がなく突然に廃校に至ってしまう可能性がある。事実、廃校した3校は在校生がいながらにして廃校に至り、在籍していた生徒は転校・退学を余儀なくされた。

③評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1

番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社を設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。</p> <p>第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。</p> <p>2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の全てに適合していなければならない。</p> <p>(1) 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>(2) 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>(3) 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。</p> <p>学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>(1) 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>(2) 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>（文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）</p> <p>4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。</p> <p>また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。</p>

	<p>6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあつては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあつては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聴かなければならない。</p> <p>なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。</p> <p>7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。</p> <p>9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。</p> <p>(1) 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））</p> <p>(2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））</p> <p>(3) 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））</p> <p>(4) 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））</p> <p>(5) 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））</p> <p>10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。</p> <p>11. 認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。</p> <p>(1) 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。</p> <p>(2) 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。</p>
同意の要件	<p>地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。</p> <p>1. 上記「特例措置の内容」に記載されている2. (1)及び11. の事項の内容が確保されていること。</p> <p>2. 認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. (2)及び(3)の事項の内容が確認されること。</p> <p>3. 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること。</p>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

## 8 1 6 学校設置会社による学校設置事業

### 1. 特例を設ける趣旨

地域の産業との連携を図り人材育成や研究の促進を目指すことや、不登校児童生徒等を対象とした既存の取組を活用すること等、地域の特別の教育上又は研究上のニーズに対応し、学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において株式会社が学校を設置することを認めるものです。

### 2. 特例の概要

地方公共団体が、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定された特区計画に基づいて、一定の要件を満たす株式会社（以下「学校設置会社」という。）は学校を設置することができます。

学校設置会社は、業務状況書類等を作成し、入学希望者等の請求に応じて閲覧させ、また、認定地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）について評価を行い、その結果を公表するとともに、学校経営に著しい支障が生じた場合等には在学者の適切な修学を維持することができるようセーフティネットを構築しなければなりません。

さらに、高等学校以下の学校の設置認可等については、特区法第12条第8項の規定に基づき、認定地方公共団体が、自ら設置する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）に諮問して行います。なお、大学・大学院及び高等専門学校の設置については、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上での文部科学大臣による認可が必要となります。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

#### （1）特別の事情に対応するための教育・研究等について

- ① 「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、（中略）特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うこと」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する構造改革特別区域において、株式会社の設置する学校が、下記②に述べる「特別な事情」に対応するための教育又は研究を行うことです。

すなわち、特区計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、その計画に記載された構造改革特別区域内において、株式会社が学校を

設置することを認める規制の特例措置が適用され、当該学校が教育又は研究を行う事業を実施することが可能となります。

したがって、規制の特例措置を活用して、通信制の課程を置く高等学校が添削指導、面接指導及び試験（以下「面接指導等」という。高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第2条第1項）を協力校等本校の校舎以外の場所で行う場合や、大学の各キャンパスで教育研究を行う場合等についても、それらの活動が学校として行う教育又は研究に位置付けられるものである以上、特区計画に記載された区域内において行う必要があります。なお、各校舎が複数の地方公共団体の区域に所在する場合には、各校舎が所在する複数の地方公共団体が共同し又は単独でそれぞれ、特区の申請を行うことが必要となります。これについて、学校と異なる教育施設において、当該学校の看板が掲げられていたり、学校が備えるべき表簿が保管されていたり、当該学校の教員でない者や校長の監督権が及ばない者に添削指導や試験の実施等の学校教育活動を行わせたりしているなど、学校設置事業と学校と異なる教育施設による教育事業とが渾然一体となった運営がなされることは不適切です。

なお、学校設置会社が、学校設置事業とは別に、学校教育以外の活動（学校教育での指導について生徒の理解を深めるための解説など）を行うことは差し支えありません。

また、特区計画を策定するに当たっては、次に掲げる関連通知の内容を踏まえて策定する必要があります。詳細は担当省庁にお問い合わせください。

- ・ 「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業等について（通知）」（平成24年9月21日付け24文科初第580号）
- ・ 「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（平成29年1月27日付け府地事第78号、28文科初第1401号）
- ・ 学校設置会社が通信制の課程を置く高等学校を設置する場合には、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について（通知）」（平成28年9月30日付け28文科初第913号）、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂等について（通知）」（平成30年3月23日付け29文科初第1765号）、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和3年3月31日付け2文科初第2124号）、「高等学校通信教育規程の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和5年2月1日付け4文科初第2033号）及

び「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂等について」（令和5年2月28日付け事務連絡）

(注)学校においては、学校教育法や同法に基づく学習指導要領など、法令に基づく適切な教育を実施する必要があります。このため、認定地方公共団体においては、4.(2)③及び⑤のとおり、学校への適切な指導・助言が可能となるよう、審議会等において学校設置会社による学校設置事業の運営状況について審議するとともに、認定地方公共団体の事務局に学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置し又は協定に基づき都道府県より学校に対する指導監督に係る指導、助言等を受けるなどにより、適切な指導監督体制を確保することが必要となります。

- ② 「特別な事情」については、特区の申請を行う地方公共団体が当該地域の特性を踏まえ、必要となる事業の具体的な内容を把握し主体的に判断することになりますが、「特別の事情に対応するための教育又は研究」を株式会社が行うことが適切かつ効果的であると認める場合を幅広く含みます。例えば、不登校児童生徒の多い地域において株式会社が不登校児童生徒を対象とした学校を設置するケースや地域に根ざした産業の技術力を活用した研究を行うとともに、その産業の後継者を育成する観点から、株式会社が大学を設置するケース等が考えられます。
- ③ 学校の公共性、安定性・継続性を担保することにより、教育の質の確保や適正な運営、在学者等の利益等に配慮することが必要不可欠であることから、株式会社に学校の設置を認めるに当たっては、当該株式会社に一定の要件、情報公開を求めるとともに、認定地方公共団体における評価の実施及びその結果の公表（高等学校以下の学校に限る。）、セーフティネットの構築等を要することとしています。

## (2) 学校設置会社の資産要件及び役員要件について

- ① 上記2.にいう「一定の要件」とは、特定のニーズに対応する教育又は研究を行うとともに、①学校経営のための資産等を有すること（資産要件）、②学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること、③学校設置会社の経営を担当する役員に社会的信望があること（②及び③を「役員要件」という。以下同じ。）です。（特区法第12条第2項）
- ② 資産要件は、高等学校設置基準や大学設置基準等既存の各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産をいい、認可に当たっての審査基準は文部科学省又は認定地方公共団体が具体的に定めます。これまで、株式会社立高等

学校において28校中3校が廃校していますが、このすべてのケースにおいて、速やかな募集停止が行われず、在校生がいながらにして廃校に至っています。加えて廃校に至るまで期間が極めて短く大きな混乱を招いたことを踏まえ、審査基準が過度に緩やかであると設置及び運営に真に必要な財産の保有を確認できないおそれがあることから、認定地方公共団体が審査基準を定める際には、文部科学大臣所轄学校法人に対する審査基準及び当該認定地方公共団体を包括する都道府県の定める私立学校審査基準も参考にすることが必要であり、こうした基準と異なる基準を定める場合には合理的な説明が求められます。特区計画の認定申請にあたっては、少なくとも、認定地方公共団体の審査基準、完成年度までの収入・支出の見通し及びその根拠並びに児童生徒・学生確保の見通しを合理的に説明できるデータを参考資料として添付してください。なお、平成19年に、校地・校舎の自己所有を要しない学校設置事業が全国展開されており、地方公共団体からの校地・校舎の借用などによっても学校の設置ができることになっています。

なお、学校運営の継続性・安定性の担保の観点から、認定地方公共団体の審査基準が過度に緩やかであり、真に必要な財産の保有を確認できない場合、計画が認定されないことがあります。

- ③ 役員に求める「学校経営に必要な知識又は経験」と「社会的信望」については、学校を適切に運営することが期待できない者が、学校の設置者として認められることのないよう、設置する株式会社の役員に一定の資質を求めるものです。個々の役員の資質については、特区法の規定（第12条第2項）のほかに国として細目を定めた規程等はありませんので、特区計画の申請までの間や学校の認可等を行う際に、審議会等による面接や履歴書の確認等により、個別具体的に判断することとなります。

### （3）情報公開について

- ① 情報公開に関しては、会社法上義務付けられているものに加え、学校設置会社としても、設置する学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、入学希望者からの請求があった場合を含め、学校の教育の質や適正な運営等を担保するため、広く関係人にも閲覧させることが義務付けられています。
- ② また、情報公開に係る「省令」（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成15年3月31日文部科学省令第17号））には、学校設置会社が備えるべき業務状況書類等（会社法において既に株式会社が備え置くものとされている貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）、業務状況書類等が電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、

業務状況書類等を作成する期限及び備え付けの期間について定めています。

#### (4) 評価について

- ① 高等学校以下の学校について、認定地方公共団体が毎年度行う「学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況」の評価については、少なくとも、当該学校開校1年後から行う必要があります。その具体的方法については、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等に照らして、当該学校の学校経営面、教育面の状況について適切に評価するために必要な評価項目を設定して行うこととなります。具体的には次のような評価項目が考えられます。

- ・学校の教育活動及び管理運営に係る状況（学校教育法、各種設置基準、学習指導要領等への適合性等）
- ・構造改革特別区域法の遵守状況（構造改革特別区域内で学校の教育活動が実施されていること等）
- ・学校設置会社の経営に関する状況（資産要件の適合性、学校設置会社が発行する株式の状況）
- ・学校設置会社の役員の状況
- ・通信制課程を置く高等学校を設置する場合であって、高等学校通信教育規程第3条に定める通信教育連携協力施設を設置する場合には、学校と当該施設との協力・連携状況

また、評価の実施に当たっては、教育や会社経理に関し学識経験を有する外部専門家を加えるなど、評価の客観性・専門性の確保に留意する必要があります。

- ② 特区認定を受けた地方公共団体による評価は、広く社会一般に公表することにより、学校選択や修学の継続をする上で必要な判断材料として活用できるようにするため、可能な限り迅速かつ詳細な公表が求められます。なお、公表の方法については、インターネットによるなど、広く社会一般からアクセスしやすいものであることが求められます。また、大学又は高等専門学校を設置する場合には、特区認定とは別に、文部科学大臣による学校の設置認可を受ける必要があります。その教育研究の状況については既存の国公立大学と同様の質保証システムに対応することが求められます。設置認可等の結果付される「附帯事項」や、学校教育法に基づき認証評価機関が実施する第三者評価の結果が公表されることとなります。
- ③ 認定地方公共団体は、毎年度、取りまとめた評価結果を、以下（6）

に記載する審議会等の運営状況（開催状況、議事項目、認定地方公共団体又は学校設置会社に対する主な指摘事項等）と併せて、内閣府へ報告することが求められます。

#### （5）セーフティネットについて

- ① これまで、複数の株式会社立学校において、事前の募集停止等の措置もなく、在校生がいながらにして廃校に至った結果、大きな混乱が生じたことがあったことを踏まえ、学校の経営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合に、在学者の適切な修学を維持することができるように、認定地方公共団体は、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、当該学校の教育、経営等の状況を適切に把握しつつ、当該学校や関係機関等と連携を図り、準備を進めておくことが求められます（特区法第12条第7項）。

具体的には、近隣の学校への転学のあるもののほか、例えば、当該学校が小・中学校の場合にできるだけ当該児童生徒の希望にかなった同一市区町村内の公立学校に受け入れること等、在学者の立場に立って、最も適切な措置を講ずることとします。また、必要に応じて在学者や保護者の相談窓口を設置することや、適切な情報提供を行うこと、学校設置会社に対し適切な対応を要請することに加え、認定地方公共団体においてもそうした事態に備えた適切な計画を立てることが求められます。

#### （6）審議会等について

- ① 審議会等は、特区において株式会社の設置する学校については、認可や不利益処分を都道府県知事ではなく当該認定を受けた地方公共団体の長が行うことから、その認可等の行政の適正性、公正性、専門性を確保する観点から当該地方公共団体に置かれるものです。

加えて、審議会等は、事務局の専門的知識を補完するとともに、第三者機関として学校設置会社の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制を含むその指導監督全般についてチェック機能を発揮することを通じて、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルを確実に実施するための中心的な役割を担うことが期待されているものです。

- ② このため、審議会等の構成員については、少なくとも設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者（学校の種類に応じた教育について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、当該学校の種類の教育に関わる分野を専門とする大学教授（教育学

者)、当該学校の種類の校長経験者などを想定)、会計に関し学識経験を有する者(会計について「学問上の知識又は実務上の経験を有する者」の意味であり、具体的には、会計学を専門とする大学教授、公認会計士、税理士などを想定)が、それぞれ1名以上含まれていることが必要となります。

③ また、審議会等の審議対象事項には、学校設置事業の運営状況(学校の教育活動及び管理運営に係る状況、構造改革特別区域法や学校教育関係法令の遵守状況、学校設置会社の経営状況並びに役員要件適合性等)はもとより、地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれていることが必要となります。

④ 認定地方公共団体が審議会等の構成員を任命するに当たっては、認定地方公共団体の学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督の中で審議会等の果たすべき役割を説明し、その理解を得て構成員に就任していただくことが重要です。審議会等の構成員の改選後の審議会の会議において、これらについて説明を行うことも有効と考えられます。

また、審議会等による審議が円滑かつ効果的に行われ、その求められる役割を十分に果たすことができるよう、審議会等における審議に際しては学校の運営状況や学校設置会社の経営状況等に係る一次資料を提供する、あるいは、審議会等による学校の現地調査の機会を定期的に設けるなど、審議会等として、より直接的かつ詳細に学校の実態を把握することが可能となるように努めてください。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

(1) 通信制の課程を置く高等学校の設置事業を行う場合には、特区計画(別紙)「4 特定事業の内容」の欄に、添削指導、面接指導及び試験ごとに、それぞれの実施方法及び実施場所を明らかにしてください。また、連携施設を設ける場合には、これらの施設との連携・協力内容及び各施設において行われる活動の内容について記載するとともに、構造改革特別区域外の施設で面接指導等を行わないことを明らかにしてください。

(2) 特区計画(別紙)「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に以下の事項を記載してください。

- ① 当該地域に存在する教育上又は研究上の特別のニーズ
- ② 当該株式会社の設置する学校が、当該ニーズに対応する教育又は研究を行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容
- ③ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体に

#### 審議会等の構成及び審議事項

- ・審議会等の構成員については、その数、構成員の属性を記載してください。その際に、構成員として、少なくとも学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が必ず任命されることが明らかになるように記載してください。

#### ④ セーフティネットの整備

- ・想定される当該株式会社の対応及び地方公共団体における計画を具体的に記載してください。

#### ⑤ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体における学校設置事業に対する適切な指導監督体制が確保されていること

- ・地方公共団体においては、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置事業に対して適切な指導監督体制が確保されている必要があります。したがって、少なくとも（ア）と（イ）のいずれかの措置を講ずることにより、適切な指導監督体制を確保することを客観的かつ具体的に明らかにしてください。

（ア）地方公共団体において、学校設置会社の設置する学校種に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること

- ・通信制高等学校を設置する場合は、担当部局に高等学校での管理職経験者又は指導主事等の高等学校に関する教育行政経験者を配置し、恒常的な指導・監督を行うことのできる環境を整備してください。

（イ）特区計画に記載された構造改革特別区域が存する都道府県との間に、学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること

（注）本特例措置を活用して設置された学校において、違法・不適切な学校運営が行われ、生徒に不利益を負わせるような事態を招き、認定地方公共団体に対して構造改革特別区域法第8条の規定に基づく措置要求が行われた事案を踏まえ、地方公共団体においては、同様の事態が生じないよう、学校設置事業に対する適切な指導監督体制を確保することが必要となります。

- ・「適切な指導監督体制」とは、設置する学校の学校種、教育上の特別のニーズ、学校運営の特徴など学校設置事業の内容に応じて、個別具体的に判断されることとなります。なお、設置する学校が通信制の課程を置く高等学校である場合にあっては、収容定員や通信教育を行う区域、連携施設数等を踏まえて、学校教育法その他の関係法令やガイドラインに基づき、適切な学校運営を担保するための指導監督を行うことができる体制について、客観的かつ具体的に記載してください。

- ・適切な指導監督を行う前提として、地方公共団体における構造改革特別区域法ほか関係法令順守を徹底する体制について具体的に記載してください。
- ⑥ 学校設置会社において、各種設置基準に規定する校地・校舎等又はこれを購入するために必要な資金及び学校を運営するための財産を有すること（資産要件）が確保されていること
- ⑦ 地方公共団体において、学校設置会社の役員が役員要件に適合することを確認していること
  - ・確認方法の例としては、審議会等による面接や役員の履歴書の確認等が考えられます。また、役員が交代する場合も役員要件に適合していることを確認することが必要となりますので、役員交代時の役員要件の適合性について審議会等において審議する、役員の状況について地方公共団体への届出事項として取り扱う等の対応が望ましいです。
- ⑧ 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること
  - ・学校設置会社においては、当該学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努める旨を記載してください。
  - ・高等学校以下の学校を設置する場合は、教員の免許取得状況を記載してください。なお、臨時免許状は、他に普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り利用することができる免許状であり、また、免許外教科担任制度は、ある教科の教授を担当すべき教員を、とりうる手段を尽くしても採用することができない場合に例外的に利用できる制度です。「免許外教科担任の許可等に関する指針」（平成30年10月5日付け文部科学省初等中等教育局教職員課策定）の内容も踏まえつつ、各制度の趣旨を踏まえた教員配置となるよう計画してください。

### （3）その他

- ① 学校（大学・大学院及び高等専門学校を除く。）の設置認可は、認定地方公共団体により、学校教育法やその政省令、認定地方公共団体が策定した設置認可基準等の客観的な基準に基づいて行われる必要があります（なお、文部科学省が定める学校設置基準は、設置時における最低の基準であり、学校は、設置後も引き続きこの基準を維持しつつ、更なる水準の向上を図ることに努めなければなりません。②において同じ。）。
- ② 特区計画の内容が、大学・大学院及び高等専門学校の設置又は収容定員に係る学則変更等に関するものである場合、特区計画の認定後、別途、大学設置・学校法人審議会における審査を経た上で、文部科学大臣の認可を得ることが必要となります。また、大学の学部、大学院の研究科の設置等であって、

学位の種類や分野の変更を伴わず、認可でなく届出を要するものについても、特区計画の変更の認定後、別途、文部科学大臣への届出を行う必要があります。上記のいずれについても、当該認可申請又は届出に先立ち内閣総理大臣より特区計画の認定を受けることが必要です。

- ③ 特区計画認定申請後の過程において、当該計画上に法令違反・不適切な内容が多く認められる場合や、認定地方公共団体又は学校設置会社における過去の本特例措置の活用にあたり法令違反・不適切な学校運営・教育活動が多数確認され、これらに適切な対応がなされなかった経緯があるなど、適切な学校運営及び指導監督体制が構築されていると認めることが困難である場合には、計画が認定されないことがあります。

## 5. 当該特例に係る特区計画申請の添付書類

- (1) 審議会等の設置要綱等の案
- (2) 学校設置事業を所管する認定地方公共団体の事務局の組織図、担当職員が専門的な知識及び経験を有することを示す資料、及び各担当職員の勤務形態（専任・兼任、常勤・非常勤（非常勤の場合は勤務日数）等）が分かる資料
- (3) 4. (2) ⑤ (イ) に記載する協定文書（締結する場合に限る。）
- (4) 学校設置会社において、各種設置基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有することが確認できる資料
  - ・少なくとも以下の資料は付する必要があります。
    - (ア) 認定地方公共団体の審査基準
    - (イ) 学校完成年度までの収入・支出の見通し及びその根拠
    - (ウ) 児童生徒・学生確保の見通しを合理的に説明できるデータ

⑤規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	北海道	和寒町	自然の恵み野和寒町教育特区	和寒町では少子高齢化が進み、小・中学校の統廃合に伴う跡地活用が大きな課題となっている。また、和寒高校の生徒募集停止が決定されるなど、地域活力の低下が懸念されている。学校設置会社による通信制高校を設置することによって、特別な配慮を必要とする生徒に対しての教育機会を提供するとともに、本町における高校教育機会を確保する。また、スクーリングにおける体験学習や地域行事への参加などを通じ、都市部に暮らす若者たちに地方の良さや現状を伝えるとともに、生徒と町民が交流を図ることによって地域の活性化を図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第16回
2	福島県	川内村	川内村教育特区	川内村は、南北を阿武隈山地が連なる緑豊かな村であり、「人と大自然が共に輝き、健康で文化の漂う村」を目標にまちづくりを進めているが、近年、過疎化、高齢化に伴い地域コミュニティの衰退が懸念されている。一方、福島県内においては、近年、不登校児童・生徒や高校中退者が増加しており、村独自で早急な対策を進めていかなければならない。そこで、学校設置会社が通信制高等学校を設置し、ボランティア活動、実務・就労・自然体験、資格取得講座など特色あるカリキュラムを活用した教育を行うことで、村民の協力を得つつ地域社会と協働しながら、生徒に就学機会を提供するとともに地域社会の活性化を図る。	816	・学校設置会社による学校設置	第8回
3	茨城県	高萩市	高萩市教育特区	高萩市は、通信単位制高等学校(広域制)を活用して、地域の不登校生徒等のニーズに応えるとともに、全国各地より集まる生徒と市民との交流により、教育分野での地域の活性化を図る。多くの生徒が高萩の地を訪れ、自然とのふれあい・農林業等の専門家から学ぶ体験学習やボランティア活動を取入れた学習カリキュラムは、市民の体験授業指導による生きがいや生涯学習の機会が創出され、人材交流を通じて市民の活力を高める。また、子供たちに癒しとボランティア精神を形成するための機会を提供し、自己実現と社会参加の可能性を与え、社会貢献につなげる。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第4回
4	茨城県	大子町	大子町教育特区	大子町では、若年層の都市への流出や少子化により過疎化が進んでいる一方、小中学校の児童生徒の不登校や高校生の中途退学など教育上の課題を抱えている。これらの解決を図る施策として、株式会社による通信制の単位制高等学校を設置し、不登校等の生徒に対し学びやすい環境を整えるとともに、大子町の特徴である「豊かな自然環境」を活用した体験学習を実施するなど生徒が自己の課題を解決できるよう支援を行う。これらの取組みにより、大子町の抱える教育問題の解決を目指しつつ、地域振興と活性化を図る。	816	・学校設置会社による学校設置	第9回
5	群馬県	玉村町	玉村町国際教育特区	玉村町では、国際教育に対するニーズが多様化する中、将来、英語を駆使して世界を舞台に活躍できる人材を育成する実践的な英語力習得や国際的なコミュニケーション能力を身に付けるカリキュラムの構築など、より高いレベルの教育を望む児童・保護者が増えている。こうしたニーズに対応し、民間事業者の意欲とノウハウを活用して、英語イメージ教育を行う小学校を株式会社設置する特定事業として実施する。 これにより、子どもたちの進路の選択肢の多様化と、町全体の英語教育の充実・振興を図る。また、併せて地域の活性化も期待される。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第34回
6	埼玉県	深谷市	渋沢記念深谷人づくり特区	近代日本経済の父渋沢栄一は銀行、株式会社制度の創始のみならず、教育事業に多大の功績を今に残している。その生誕地として渋沢栄一の精神を基盤とし、株式会社による広域通信制高校を設置して、地域はもとより全国からの不登校生徒などの教育ニーズに応えると共に、市民との交流による教育分野での地域活性化を図る。また、インターネット活用の通信教育、スクーリングによる体験学習等を通じ、誰もが高校教育を受けられる社会環境づくりに努めると共に、渋沢精神の普及促進により、本市を新しい人づくりのセンターとして全国的にアピールしていく。	816 830	・学校設置会社による学校設置事業 ・市町村教育委員会による特別免許状授与事業	第8回
7	千葉県	勝浦市	勝浦市教育特区	勝浦市は、少子高齢化及び人口減少が著しく、消費市場の縮小や地場産業の後継者不足といった地域産業の課題と併せて、学校の統廃合に起因する遊休教育施設の活用が課題となっている。このため、遊休教育施設を有効活用し、学校設置会社による広域通信制・単位制高等学校を設置することにより、全国的に顕在化している不登校生徒及び高等学校中途退学者の高等学校進学機会を充実させ、特区区域内で実施する面接指導に、地場産業を学ぶ科目を設定し、地域社会の担い手人材を育成すると共に、住民交流の促進及び地域経済の活性化を図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第58回
8	東京都	千代田区	キャリア教育推進特区	千代田区には、日本有数の大企業からなるビジネスの中心地があり、IT産業も集積している。一方、近年の厳しい経済情勢等により、職業人に求められる能力は高度化しており、即戦力としての人材が不足している状況である。そのような状況の中、株式会社による大学・大学院の設置により、高い専門性を持った人材の輩出、地元企業との連携の充実などを目指し、地域経済、産業の活性化や、実学のニーズに応える専門教育機関として、教育の多様化を図ってきたが、新たな専攻を設置することで更なるキャリア教育の推進を図る。	811 816	・校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業 ・学校設置会社による学校設置事業	第3回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
9	東京都	八王子市	情報産業人材育成特区	ソフト系IT産業が多摩地区では一番多い185社立地しており、また、21校の大学がキャンパスを構えている全国有数の学園都市である本市において、株式会社立大学が開校することで、高度で最先端の知識と技術を持った人材が育成され、ITの先端技術に習熟した人材が輩出されることにより、地域産業のさらなる活性化を図る。また、その効果を「学園都市づくり」や「多摩ニュータウンの再生」「若者の就学、就業の意識の喚起」などに波及させることを目標としている。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第9回
10	東京都	立川市	ネット学習(eラーニング)事業を活用したまちづくり特区	立川市は、交通の要衝や業務核都市としての特性を活かし、児童等に対する指導教員養成ニーズの拡大並びに医療制度改革等に伴う人材の質的向上等、社会的ニーズの増大に応える責務があると考え、今回、学校設置会社におけるインターネット等のみを用いた大学の設置により本課題の解決を図るものである。これにより、高度専門職人材の養成に加え、立川らしさや高い文化性の増進、国際的コミュニケーションの醸成、地域に学術を伝える生活拠点としての活性化を目指す。	816 832	・学校設置会社による学校設置 ・インターネット大学における校舎等施設要件の弾力化	第16回
11	神奈川県	相模原市	相模原市国際教育特区	「広い視野で物事を考え、世界の人々と共生できる国際人を育成する」ことを目標に、民間企業の意欲とノウハウ等を活用して学校設置会社による小学校を設置し、原則として各教科(国語科及び第4学年以上の算数科並びに第4学年以上の社会科の一部を除く)の授業を外国人の教師等が英語で行う「英語イマージョン教育」を実施する。	816	・学校設置会社による学校設置	第13回
12	神奈川県	山北町	山北町教育特区	山北町は大自然と観光資源に恵まれる一方で、人口減少の下で、農林業から観光関連を中心としたサービス業にシフトしている。このため、地域創生を担う人材育成を行うとともに、教育事業の実施を通じて交流人口の拡大を図り地域経済の活性化につなげるため、町民の理解を得て学校設置会社による「通信制高等学校」の設置を計画した。特区内で行う面接指導等を通じて、地域の実情に応じた自然体験(農林業)、就業体験(商業)、ボランティア活動(福祉産業)等の実習授業を積極的に取り入れる。また、通信制高等学校の特性を生かして増加の傾向にある不登校、学習障害等の生徒をめぐる諸課題にも対応し、インクルーシブ教育を積極的に取り入れ、教育のまち山北を目指す。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第42回後半
13	石川県	白山市	美川サイバータウン教育特区	海底ケーブルを地域まで延長し、光ファイバー・ケーブルを敷設し、データセンターを設置する。それらの恵まれた情報通信環境を使つての遠隔教育を通して、町内外、やがてアジア全域と広域から生徒を募集し、学習支援を行なうインターネット高校(広域通信制課程)をはじめ遠隔教育による生涯学習を通じた地域活性化を図ることとする。それらの過程を通して、高度な教育を実施していく中で得られる教育的刺激をもたらし、情報発進力・自己表現力の高い人材の発掘・育成を核とした地域振興、国際社会で活躍する人材の育成を目指す。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第4回
14	愛知県	豊田市	豊田市教育特区	当市人口は、都市部で増加する一方、山間部では減少している。中山間地域では3年前に高校の分校が閉校し、子どもたちの進学先の選択肢が狭まっている現状がある。また、中学校における不登校生徒数が3%強と、全国平均と比べ若干多い特徴がある。茨城県で実績のあるルネサンス・アカデミー株式会社の運営する通信制高校を設置することで、中学卒業後の進路の選択肢を増やすことができ、さらに廃校となった小学校校舎を地域活動拠点機能、避難所機能を残しながら活用することにより地域活性化、住民の安心安全につなげる。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第26回
15	滋賀県	高島市	高島環の郷教育特区	豊かな自然環境や地域資源を活用し、循環させ、人々が努力し、協力し作り上げていく地域社会を「環の郷」と位置づけ、これまで積み上げられてきた地域での暮らしやつながりを再生し、循環する仕組みを構築していくという理念を、開設を計画している通信制高等学校の教育の中に取り入れ、不登校や学業不振に悩む生徒にも配慮した、特色ある体験学習を展開するとともに、現代社会で失われつつある豊かな自然環境や文化の中で日本人としての「人間力」を養うことを目指す。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第14回
16	大阪府	大阪府、大阪市	大阪市教育特区	大阪府では高校の不登校生徒数や中途退学者数が全国でも高い水準にあり、課題となっている。株式会社立による通信制高等学校を、交通アクセスが充実し、教育機関や企業が集積する大阪市内に設置することにより、生徒に新たな学習の場を提供し、再チャレンジするための環境を整備するとともに、キャリア教育や職業教育等の充実を図り、将来的には、国際的に活躍できる人材の育成の強化を図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第31回後半
17	兵庫県	神戸市	国際みなと経済特区	本特例措置の活用により、国内企業はもとより、外国企業の誘致の促進等を通じて、港湾物流の活性化を図り、神戸のアイデンティティーである港の再生と港に連なるまちの活性化を加速させる。本計画の実施に当たっては、特に重要拠点として①ロジスティクスハブ拠点、②総合静脈物流拠点、③国際経済拠点、④国際・ビジネス人材育成拠点、の4つの拠点を形成し、神戸経済の本格的な復興を目指すことで港とその周辺地域を中心とする地域全体の活性化を図る。	504 512 816	・特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 ・地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業 ・学校設置会社による学校設置事業	第1回(1)

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
18	兵庫県	相生市	海と森と人が輝く相生市教育特区	相生市は造船の町として栄えてきたが、近年では人口減少が進み、本年3月に中学校1校を廃校した。当市は、廃校施設の有効活用を図るため、不登校生徒等を対象とした株式会社立による広域通信制単位制高等学校を設置する。海に面していることから、ペーロン体験やヨットなどにも親しむとともに、IT教育やサッカーなど多様な内容をカリキュラムに盛り込むことで特色ある学習を展開する。これらを通じて、生徒の生きる喜びや感動を高め、愛着と生きがいを育む教育を行うとともに、地域の活性化も図る。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第14回
19	兵庫県	養父市	響きあう心 拓く明日 但馬中央の郷 養父市教育特区	株式会社立の広域通信制単位制高等学校を設置し、学習カリキュラムにボランティア活動を授業に組み入れ、農林業等の体験学習を行う。地域の中・高齢者が指導者となり、全国からやってくる生徒の体験学習を進め、地域と連携した学校づくりによる中・高齢者を中心とした「生きがい・楽しみ・誇り」を醸成する。 また、社会人を中心に福祉・保育・商業・行政分野での人材育成のための専攻科を設置し、少子・高齢化の進展に対し発生した福祉・保育の需要に教育分野と連動し、安心して子育てができ、高齢者や障害者等を地域で支えるまちづくりを推進する。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第13回
20	兵庫県	淡路市	淡路市教育特区	構造改革特区制度「学校設置会社による学校設置事業(816)」の特例を適用することで、廃校となった学校施設を利活用した株式会社立の広域通信制単位制高等学校を設置する。 生徒や関係者が地域の行事に参加することによる人的交流の促進、商業施設等の消費の拡大、加えて、スクリーン時の公共交通機関の利用促進や体験学習等において地域住民が生徒等と積極的に関わることによる住民活力の増進、国際交流活動の促進、グローバル人材の育成、地域の発展、地域経済の活性化を目標とする。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第27回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
21	福岡県	福岡県、福岡市	福岡アジアビジネス特区	福岡アジアビジネス特区は、アジアビジネスの拠点を目指すにふさわしい福岡の地域的・歴史的・経済的な特性を活かすこととする。 外国人研究者や外国人情報処理技術者などの海外の人材の活用や産学連携の促進、博多港の港湾機能強化等のための規制の特例を適用することにより、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化しながら、アジアでのビジネス展開を目指す国内外の企業やベンチャー企業の集積を加速させる。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第1回(1)
22	福岡県	川崎町	川崎町地産・地習・e環境教育特区	川崎町は、炭鉱閉山後の人口流出により高齢化が進み地域活力が低下し、また、少子化の影響も受け、町内に6校あった小学校のうち2校が廃校となった。 そこで、本特例を活用し、通信制高校を設置することにより学習障害や不登校などの特別な教育を必要とする生徒へ、インターネットを活用した通信教育や地域資源を活かしたスクーリング(藤江氏魚菜園、地産地消型農業等)を行うことにより遠隔教育を活用して地域活性化を図る。併せて地域の雇用促進や町外から多くの生徒・家族、教育関係者などとの交流を図り、地域活性化を目指す。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第18回
23	熊本県	山都町	潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり特区	山都町では、少子高齢化や過疎化の進展により、町の基幹産業である農林業を始めとする地場産業が衰退している。このため、本町に学校設置会社による広域通信制高等学校を設置し、スクーリングなどの機会を通じて地域の社会的資源や地域人材を活かした教育を提供し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、農林業などの後継者の確保や定住を促進し、地域の活性化に取り組む。	816	・学校設置会社による学校設置事業	第16回

## 構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

令和 2 年 8 月 31 日  
構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域推進本部令第 1 条第 2 項に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価を行い、令和 2 年 3 月 27 日、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を取りまとめた。

構造改革特別区域推進本部は、これらを踏まえ、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

### 1. 評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針

別紙に掲げる今後の対応方針を踏まえ、本件措置の周知等更なる活用の促進を図るとともに、その状況を踏まえ所要の対応を行うものとする。

全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

別紙

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管府省庁
709(710,711)	特産酒類の製造 事業(単式蒸留 焼酎及び原料用 アルコールに関 する事項)	地域の特産物である農作物等を原料 とした単式蒸留焼酎又は原料用アル コールを製造しようとする者が、製造免 許を申請した場合には、最低製造数量 基準を適用除外とする。	関係府省庁及び事務局は、現在及び今後認定される特区における新たな弊害・効果の 発生について引き続き情報収集すること。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は令和 5年度に改めて評価を行う。	令和5年度	財務省

## 構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

令和 5 年 8 月 8 日  
構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域推進本部令第 1 条第 2 項に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価等を行い、令和 5 年 5 月 31 日、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を構造改革特別区域推進本部長に提出した。

構造改革特別区域推進本部は、これを踏まえ、今後の政府対応方針について、以下のとおり決定する。

### 1. 評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針

#### (1) 全国展開する規制の特例措置

規制の特例措置を全国展開するものは、別紙 1 のとおりとする。なお、全国展開の内容及び実施時期については構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）別表 2 に記載する。

関係府省庁は、基本方針別表 2 に追加した規制の特例措置を定める法令の改正等を行う。関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正等案と基本方針別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

#### (2) 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

全国展開に関する評価を再度行うこととする規制の特例措置は、別紙 2 のとおりとする。これらの規制の特例措置については、別紙 2 に掲げる今後の対応方針に基づき、所要の対応を行うものとする。

別紙2 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
816	学校設置会社による学校設置事業	株式会社が学校を設置することを可能とする。	特区を含めた様々な手段を活用して多様な教育へのニーズに応える必要性や学校の継続性・安定性等に対する信頼に応える必要性等がある中で、本特例措置については、認定地方公共団体における指導監督体制の整備及び毎年度の評価等を踏まえた教育環境の改善などに関する課題が生じていることを踏まえ、各事業者や認定地方公共団体において、適正・適切に実施されていく必要がある。このため、関係府省庁は、効果や弊害が主として本特例措置に起因するものであるかについても検証しながら、現在指摘されている課題を踏まえ、事業の適正実施、多様な教育の実現等のために必要な是正措置等の検討・対応を行い、評価委員会へ報告を行う。本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、令和5年度に行う。	令和5年度に評価を行う。	文部科学省
941	臨床試験専用病床整備事業	治験・その他の臨床試験であって、健康な者(患者以外の者)を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。	関係府省庁は、毎年度状況の把握を行い、一定の実施が確認された段階で、改めて評価を行う。	一定の実施が確認された段階で、改めて評価を行う。	厚生労働省
1123	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	研究開発のための海水温度差発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。	①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績(累計運転時間2年程度)が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度(2031年度)のいずれか早い段階で、改めて評価を行う。	①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績(累計運転時間2年程度)が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度(2031年度)のいずれか早い段階で、改めて評価を行う。	経済産業省
1310	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲を可能とする。	関係府省庁は、他地域の活用に向けた意向と取組状況について、適宜調査し、評価委員会へ報告を行う。また、本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、評価委員会が適当と認める時期に行う。	関係府省庁は、他地域の活用に向けた意向と取組状況について、適宜調査し、評価委員会へ報告を行う。また、本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、評価委員会が適当と認める時期に行う。	環境省

## 構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期に係る意見

令和2年6月25日  
構造改革特別区域推進本部  
評価・調査委員会

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところである。当該評価の実施時期については、本委員会において検討を行い、構造改革特別区域推進本部長に意見を提出しているところである。

この度、構造改革特別区域計画の認定が初めて行われた規制の特例措置について、関係府省庁の長から提出のあった調査スケジュールに基づき、評価時期の検討を行った。

その結果、当該規制の特例措置の評価時期について、本委員会の意見は以下のとおりとする。

○初めて評価時期を検討したもの

特例措置番号	特定事業名	評価時期
712	清酒の製造場における製造体験事業	令和5年度

## 構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期について

令和3年11月25日  
構造改革特別区域推進本部長

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところであり、当該評価の実施時期については、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の規定に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（以下「評価・調査委員会」という。）において取りまとめられた意見を踏まえ、構造改革特別区域推進本部長が評価の実施時期を決定しているところである。

この度、未評価又は前回評価から時間が経過している規制の特例措置について、評価・調査委員会において意見が取りまとめられたことから、当該意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期について、以下のとおり決定する。

### ○改めて評価するもの

特例措置番号	特定事業名	評価時期
816	学校設置会社による学校設置事業	令和4年度
1123	研究開発用海水温度差発電設備の 法定検査手続不要化事業	令和4年度
1310	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	令和4年度
1205 (1214、1221)	重量物輸送効率化事業	令和5年度

### ○初めて評価するもの

特例措置番号	特定事業名	評価時期
1308	特別管理産業廃棄物の運搬に係る パイプライン使用の特例事業	令和4年度
413	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大 による救急隊編成弾力化事業	令和5年度
1010	地方競馬における小規模場外設備 設置事業	令和5年度

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和5年7月30日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事 長
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
くぼ けんたろう 久保 賢太郎	TMI 総合法律事務所弁護士
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

## 構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定  
令和 5 年 8 月 25 日最終改正

**2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針****(1) 基本理念****③ 評価の実施**

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

#### ④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

## （２）提案の募集に関する基本方針

### ③評価・調査委員会による調査審議

#### i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

## ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

## iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

## (3) 評価に関する基本方針

### ① 評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

### ② 評価基準

#### i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

##### ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

#### **イ) 特区において当分の間存続**

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

#### **ウ) 拡充**

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

#### **エ) 是正**

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

#### **オ) 廃止**

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

### **ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準**

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

#### **ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置**

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
  - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

### ③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

### ④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

### ⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

## ⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第48条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

### i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査

委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

## ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

## iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

## ⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

## ⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

#### **⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価**

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

#### **(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針**

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

#### **(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針**

##### **②国家戦略特区制度との連携**

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

### **3. 特区計画の認定に関する基本的な事項**

#### **(1) 特区計画の認定に関する基本方針**

##### **⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求**

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

##### **⑪認定特区計画の取消し**

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

### **4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画**

#### **(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置**

### ①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記2.(3)②i)ア)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するものについては、別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表2として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表2に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

### ②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において2.(3)②i)ウ)、エ)又はオ)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するものについては、別表1を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表1の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

### ③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記(1)①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記(1)②と同様の取扱いを、その他のものについては上記(1)③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

### (3) 透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。